

# **社会福祉法人制度改革の施行に向けた 全国担当者説明会資料**

平成28年11月28日（月）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

## 目次

	頁
【資料】	
1 社会福祉法人制度改革について	1
2 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について	11
3 社会福祉法人制度改革に伴う定款変更及び法人運営の見直し等について	15
4 評議員確保支援の取り組みについて	61
5 「社会福祉充実財産」の有効活用について	83
6 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に参考となる賃金水準について	121
7 「地域における公益的な取組」について	125
8 生活困窮者への支援における社会福祉法人の取組例	131
9 改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査について	143
10 社会福祉法人に対する指導監督の見直し	149
11 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について	153



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

資料1

# 社会福祉法人制度改革について

# 社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日  
参議院可決：平成28年3月23日  
衆議院再可決・成立・公布  
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

## 1. 社会福祉法人制度の改革

### (1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### (2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

### (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

### (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

### (5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

## 2. 福祉人材の確保の促進

### (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

### (2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

### (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

# 1. 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## <改正前>

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事の選任 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

## <改正後>

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
  - ・理事・監事の報酬の決定 等

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

## 2. 運営の透明性の確保について

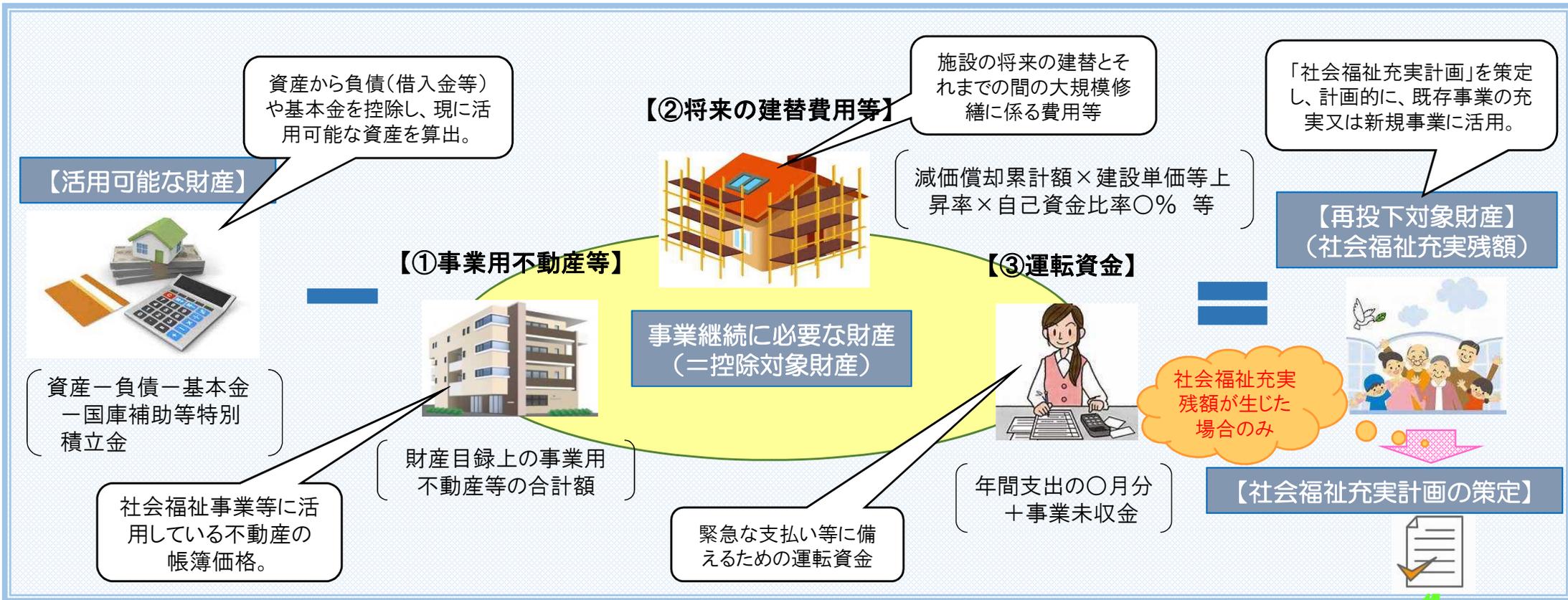
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

# 3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 再投下可能な財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(残額の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

## 4. 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

### 【社会福祉法人】



### 地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない



② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

## 社会福祉法人制度を巡る最近の動向

### ■平成28年9月5日 「介護分野に関する調査報告書」(公正取引委員会)

- ・「税制について、社会福祉法人の場合は、原則として法人税、住民税及び事業税が非課税である。(中略) 株式会社等からは税制上のイコルフットィングが強く求められている。」
- ・「社会福祉法人に対する税制上の優遇措置等については、事業者の提供する介護サービスの内容等に大きな影響を与えることに鑑みれば、制度の基本的な枠組みは維持するとしても、例えば、現行制度下において、株式会社等が提供可能な介護サービスと同一の介護サービスを提供する場合には、その部分について社会福祉法人に対する税制上の優遇措置は除外するなど、優遇の差を狭める方向で検討することが望ましい。」

### ■平成28年10月24日 第3回規制改革推進会議

- ・規制改革推進会議の下に設けられた「医療・介護・保育ワーキング・グループ」における今期の主な審議事項として、「サービス提供者間のイコルフットィングの確保（事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコルフットィングの確保に向けた検討を行う。）」が掲げられている。

- 今回の社会福祉法人制度改革は、過去の規制改革推進会議等の指摘を踏まえ、①経営組織のガバナンスの見直し、②財務規律の強化（いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資）、③地域における公益的な取組の責務等の規定を設け、社会福祉法人の公益性・非営利性を制度的に担保したものであり、着実な実施が必要。

# 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

		28年度			29年度		
		11月	12月	1～3月	4～6月	7月～	
関係法令改正等		11/11 ○関係政令・省令公布 ○関係通知発出 (定款例・審査基準等)		○適宜Q&A発出		●施行	
法人	評議員会関係	○定款変更案の検討 ○評議員候補者の検討 ○選任・解任委員候補者の検討	○定款変更(新評議員の選任方法等)の手続(理事会等の開催)	○評議員選任・解任委員会の開催 ○新評議員の選任		●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始 ○新評議員による定時評議員会の開催(決算、新役員、報酬基準等)	
	理事会関係				2週間空ける* ○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等)	●旧役員任期満了 新役員の任期開始 ○新役員による理事会の開催(理事長の選定等)	
	会計監査人関係	○会計監査人候補者の選定 → 予備調査の実施 ○予備調査の結果に基づく法人による改善				○定時評議員会による会計監査人の選任	○会計監査契約締結 ○会計監査開始
	社会福祉充実計画関係 ※残額のある法人のみ計画作成	11/11 ○関係通知案提示	○関係通知発出	<決算見込み> ○社会福祉充実残額の試算 ↓(残額がある場合のみ) ○社会福祉充実計画(案)の検討・作成		○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○定時評議員会による承認 ○所轄庁への承認申請
所轄庁	定款変更等	11/28 ○全国担当者会議の開催	○定款変更認可			○充実計画承認	
	地域協議会		○地域協議会の運営主体の検討、立ち上げ準備		○地域協議会の開催		
	指導監査	○監査要綱、監査ガイドラインの作成 ※ 関係団体・自治体との意見交換(10月～11月)		○監査要綱、監査ガイドライン等の発出		○所轄庁職員への研修	○指導監査の実施
財務諸表等電子開示システム		○設計・開発		○試行運用・連携テスト	○試行運用の結果を反映	○本格稼働	

※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

資料2

# 社会福祉法等の一部を改正する法律の 施行に伴う主な政省令事項について

# 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

## 1. 政令で規定する事項

### (1) 会計監査人設置の基準(社会福祉法施行令第13条の3)

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定する。

※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

### (2) 評議員数に関する経過措置(整備政令第4条)

- 評議員に関する経過措置(3年間は4人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益4億円を超えない法人と規定する。

※ 平成28年度に設立された法人については、収益額は0であるものとして、全て経過措置の対象とする。

### (3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正) (組合等登記令第3条)

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

## 2. 省令で規定する主な事項

### (1) 評議員等と特殊の関係を有する者(社会福祉法施行規則第2条の7等)

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※ 法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

### (2) 控除対象財産額(社会福祉法施行規則第6条の14)

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

### (3) 社会福祉充実計画(社会福祉法施行規則第6条の15等)

- 社会福祉充実計画について、
  - ・ 計画への記載事項(法人の基本情報や資金計画等)
  - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項(事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの)などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

## 3. 施行期日

平成29年4月1日





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

資料3

# 社会福祉法人制度改革に伴う定款変更 及び法人運営の見直し等について

- (参考1) H28.7.8 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の一部改訂版：4～36P
- (参考2) 平成28年10月21日 第5回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会資料3：37～43P
- (参考3) 社会福祉法人における情報の公表について：44～45P

# 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント①

## 1. 定款例の趣旨

- 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

## 2. 定款の確認方法

- 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。
  - ※1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。
  - ※2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくても、当然に適用されること。
- また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第40条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

# 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント②

区分	説明	定款例における該当条項
<p>必要的記載事項</p>	<p>必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1条（目的）、第2条（名称）、第4条（事務所の所在地）</li> <li>○第2章 評議員、第5条（評議員の定数）、第6条（評議員の選任及び解任）、第8条（評議員の報酬等）</li> <li>○第3章 評議員会</li> <li>○第4章 役員及び職員、第15条（役員の定数）第1項</li> <li>○第5章 理事会</li> <li>○第6章 資産及び会計、第28条（資産の区分）、第29条（基本財産の処分）</li> <li>○第7章 解散、第36条（解散）、第37条（残余財産の帰属）</li> <li>○第8章 定款の変更、第38条（定款の変更）</li> <li>○第9章 公告の方法、第39条（公告の方法）</li> <li>○附則（設立当初の役員及び評議員※） ※評議員の記載は、平成29年4月1日以降に設立された法人に限る。</li> </ul>
<p>相対的記載事項</p>	<p>必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評議員補欠の任期（第7条備考の第2項部分）</li> <li>○評議員会の決議事項における理事及び監事の報酬等の額（第10条(2)）</li> <li>○会計監査人に関する事項（第4章題、第15条目次及び第4項、附則）</li> <li>○理事長及び業務執行理事の理事会への報告頻度（第17条備考の第3項部分）</li> <li>○役員補欠の任期（第19条備考二の第2項部分）</li> <li>○理事会の招集権者（第25条）</li> <li>○理事会の決議の省略（第26条第2項）</li> <li>○公益及び収益を目的とする事業を行う場合の資産の区分（第28条備考）</li> </ul>
<p>任意的記載事項</p>	<p>法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3条（経営の原則等）</li> <li>○第7条（評議員の任期）</li> <li>○第9条（構成）、第10条（権限）、第11条（開催）、第12条（招集）、第13条（決議）、第14条（議事録）</li> <li>○第16条（役員の選任）、第17条（理事の職務及び権限）、第18条（監事の職務及び権限）、第19条（役員の任期）、第20条（役員の解任）、第21条（役員の報酬等）、第22条（職員）</li> <li>○第23条（構成）、第24条（権限）、第26条（決議）第1項、第27条（議事録）</li> <li>○第30条（資産の管理）、第31条（事業計画及び収支予算）、第32条（事業報告及び決算）、第33条（会計年度）、第34条（会計処理の基準）、第35条（臨機の措置）</li> </ul>

# 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更のポイント③

＜相対的記載事項の例＞ ※定款例で記載されているものを含む。

## 【役員等関係】

- 会計監査人の設置（法第36条第2項）
- 評議員の任期の伸長（法第41条第1項但書）
- 評議員の補欠の任期（法第41条第2項）
- 役員任期の短縮（法第45条）

## 【評議員会関係】

- 評議員会の決議事項の追加（法第45条の8第2項）
- 評議員議題提案権における請求期間（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第184条）※下回る場合のみ可
- 評議員議案提案権における評議員の賛成割合（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第185条）※下回る場合のみ可
- 評議員議案通知請求権における評議員の賛成割合（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条第2項）※下回る場合のみ可
- 評議員による所轄庁の許可を得ての評議員会の招集に当たっての評議員会の招集通知発出期間（法第45条の9第5項第2号）※下回る場合のみ可
- 評議員会における評議員の出席割合及び決議割合（法第45条の9第6項）※上回る場合のみ可
- 評議員における特別決議の割合（法第45条の9第7項）※上回る場合のみ可
- 評議員会の招集通知の期間の短縮（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条第1項）

## 【理事会関係】

- 理事会における理事の出席割合及び決議割合（法第45条の14第4項）※上回る場合のみ可
- 理事会議事録に署名又は記名押印をする者の変更（法第45条の14第6項）※「出席した理事及び監事」から「出席した理事長及び監事」への変更
- 理事会の収集通知の期間の短縮（法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第1項）
- 理事会の決議の省略（法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条）

## 【役員等の損害賠償責任関係】

- 理事会による免除に関する定め（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項及び第4項）
- 非業務執行理事等における責任限定契約（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項）

**(参考 1)**

# **社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 (経営組織の見直し)**

H28.7.8 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料2の一部改訂版

# **1. 社会福祉法人の各機関について**

# 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## <改正前>

## <改正後>

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)  
・定款の変更  
・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)  
・定款の変更  
・理事・監事・会計監査人の選任、解任  
・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

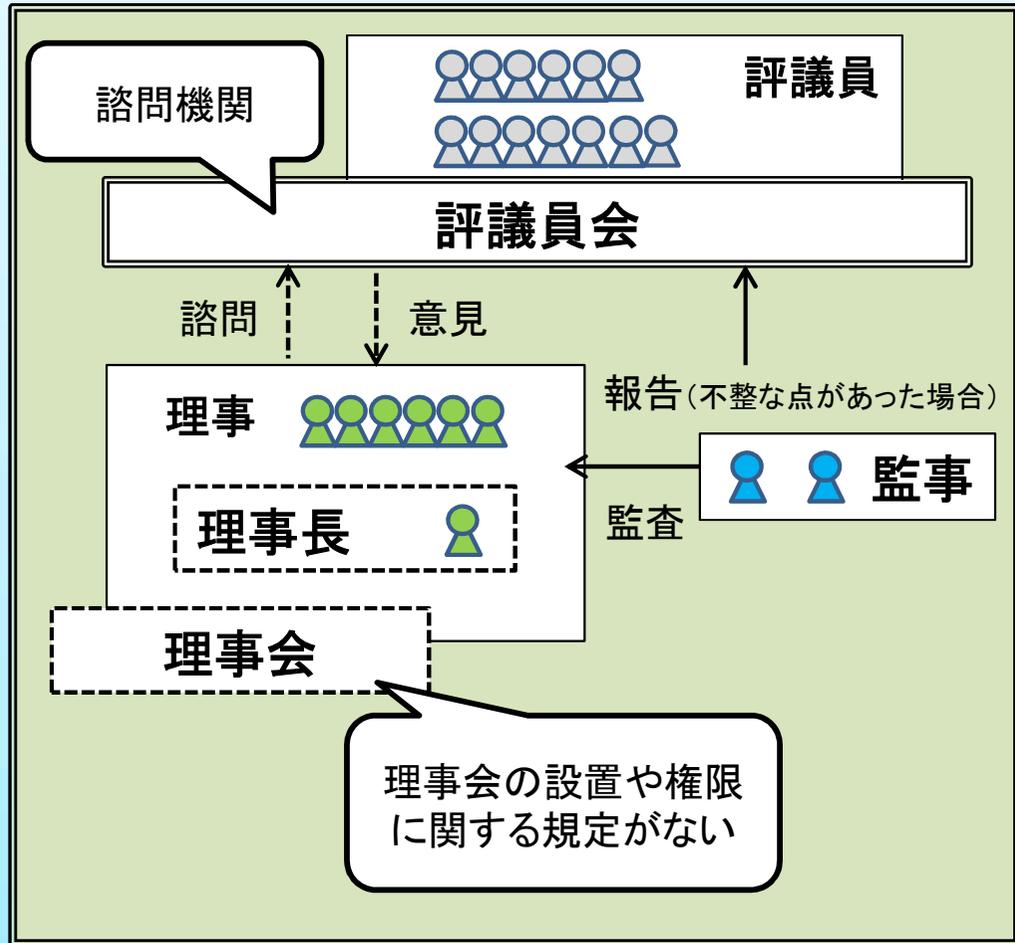
会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

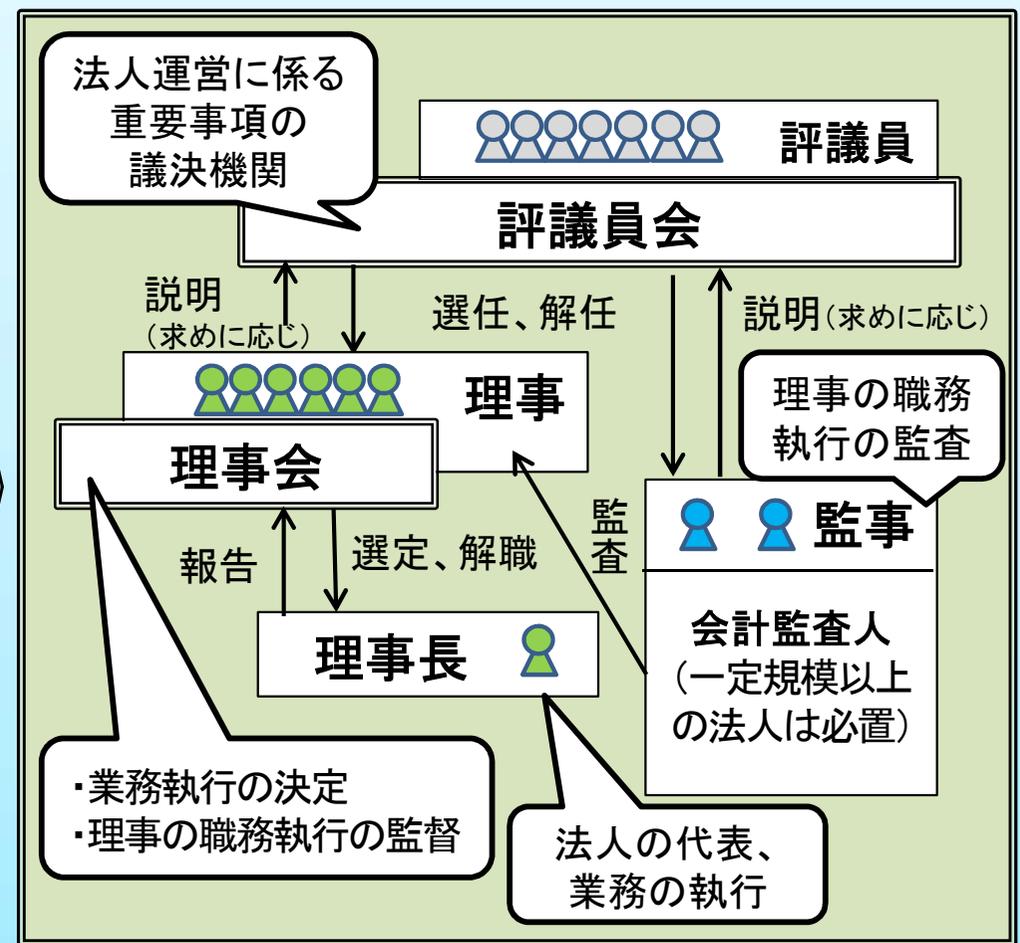
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

# 社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



# 評議員・評議員会の改正のポイント

		(現行)
評議員会	位置付け	<u>諮問機関</u> (原則)
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。
	員数	<u>13名以上</u> (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)
	理事との兼務	<u>可能</u>
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)
	選任方法	<u>理事会の同意を得て、理事長が委嘱</u>



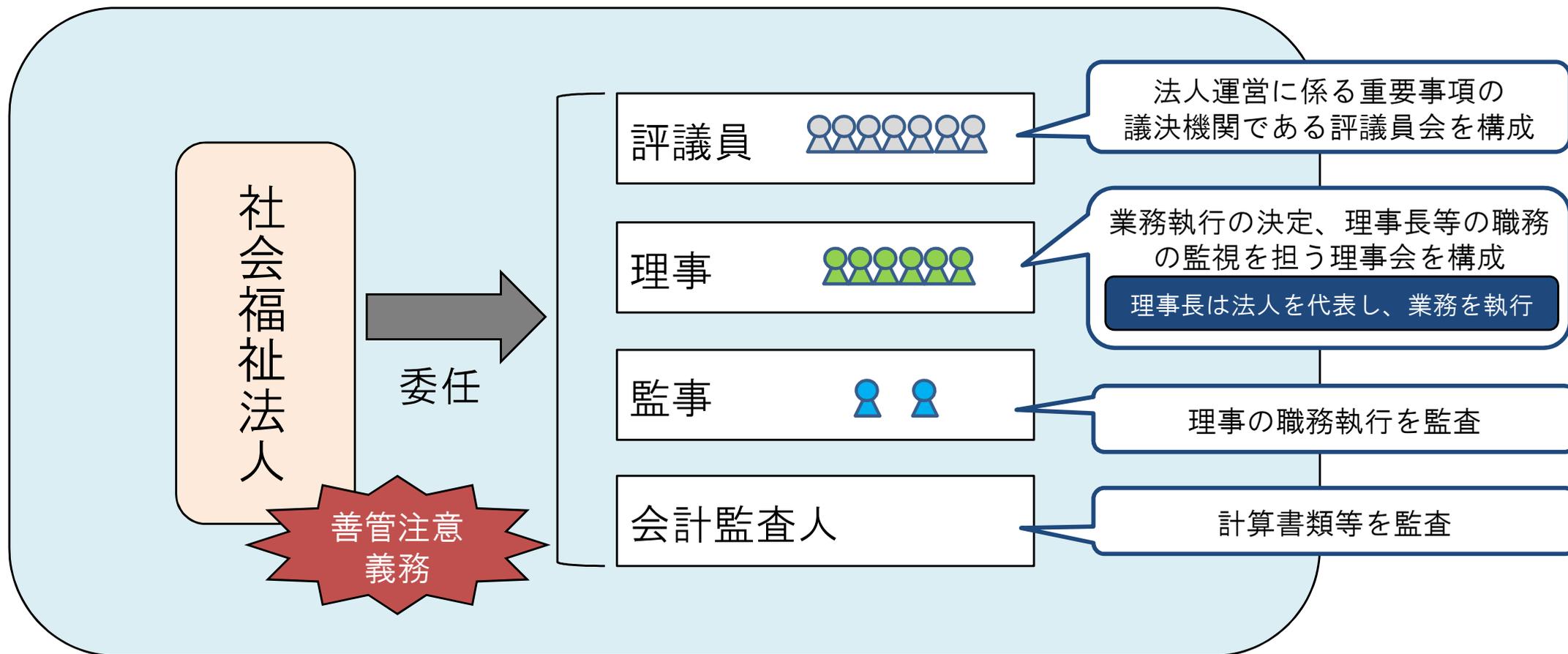
		(改正後)
		法人運営に係る重要事項の <u>議決機関</u> ・役員を選任、解任 等
		<u>必置</u>
		社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
		<u>7名以上</u> (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)
		<u>不可</u>
		各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
		<u>定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任</u> ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

# 評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人の業務執行の決定</li> <li>・ 理事の職務の執行の監督</li> <li>・ 理事長の選定及び解職</li> </ul>	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</li> <li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li> <li>・ 重要な財産の処分及び譲受け</li> <li>・ 多額の借財</li> <li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</li> <li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・ 競業及び利益相反取引</li> <li>・ 計算書類及び事業報告等の承認</li> <li>・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除</li> <li>・ その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事、監事、会計監査人の選任</li> <li>・ 理事、監事、会計監査人の解任★</li> <li>・ 理事、監事の報酬等の決議</li> <li>・ 理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★</li> <li>・ 役員報酬等基準の承認</li> <li>・ 計算書類の承認</li> <li>・ 定款の変更★</li> <li>・ 解散の決議★</li> <li>・ 合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★</li> <li>・ 社会福祉充実計画の承認</li> <li>・ その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

# 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



# 評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※ 経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）</li> <li>② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）</li> <li>③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）</li> <li>② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。</li> <li>・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。</li> </ul>
選任・解任方法	定款で定める方法（法第31条第1項第5号） ※ 外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※ 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。</li> <li>・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。</li> </ul>	ア 会計監査人の選任 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。</li> <li>・ 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> </ul> イ 会計監査人の解任 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</li> <li>③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</li> </ol> </li> <li>・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> <li>・ 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。</li> </ul>

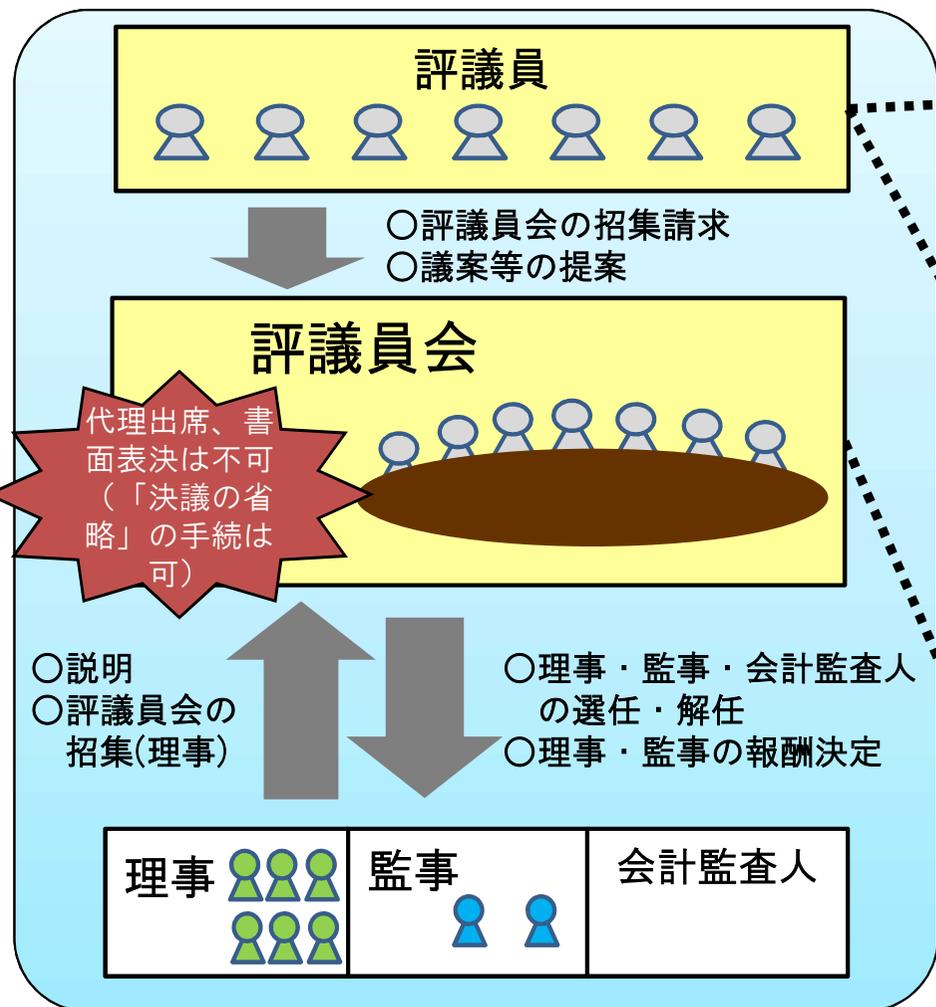
# 評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>（法第41条第1項）</li> <li>・ <u>定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能</u>（同項ただし書）</li> <li>・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>（法第45条）。</li> <li>・ <u>ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</u></li> <li>・ <u>また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>（法第45条）。</li> <li>・ <u>ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</u></li> <li>・ <u>また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>（法第45条の3第1項）。</li> <li>・ <u>定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる</u>（第45条の3）。</li> </ul>
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する</u>（法第42条第1項）。</li> <li>・ <u>また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる</u>（法第42条第2項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する</u>（法第45条の6第1項）。</li> <li>・ <u>また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる</u>（法第45条の6第1項）。</li> </ul>	理事と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない</u>（法第45条の6第3項）。</li> <li>・ <u>なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。</u></li> </ul>

## **2. 評議員・評議員会について**

# 評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



## 【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

## 【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

## 【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

## 【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

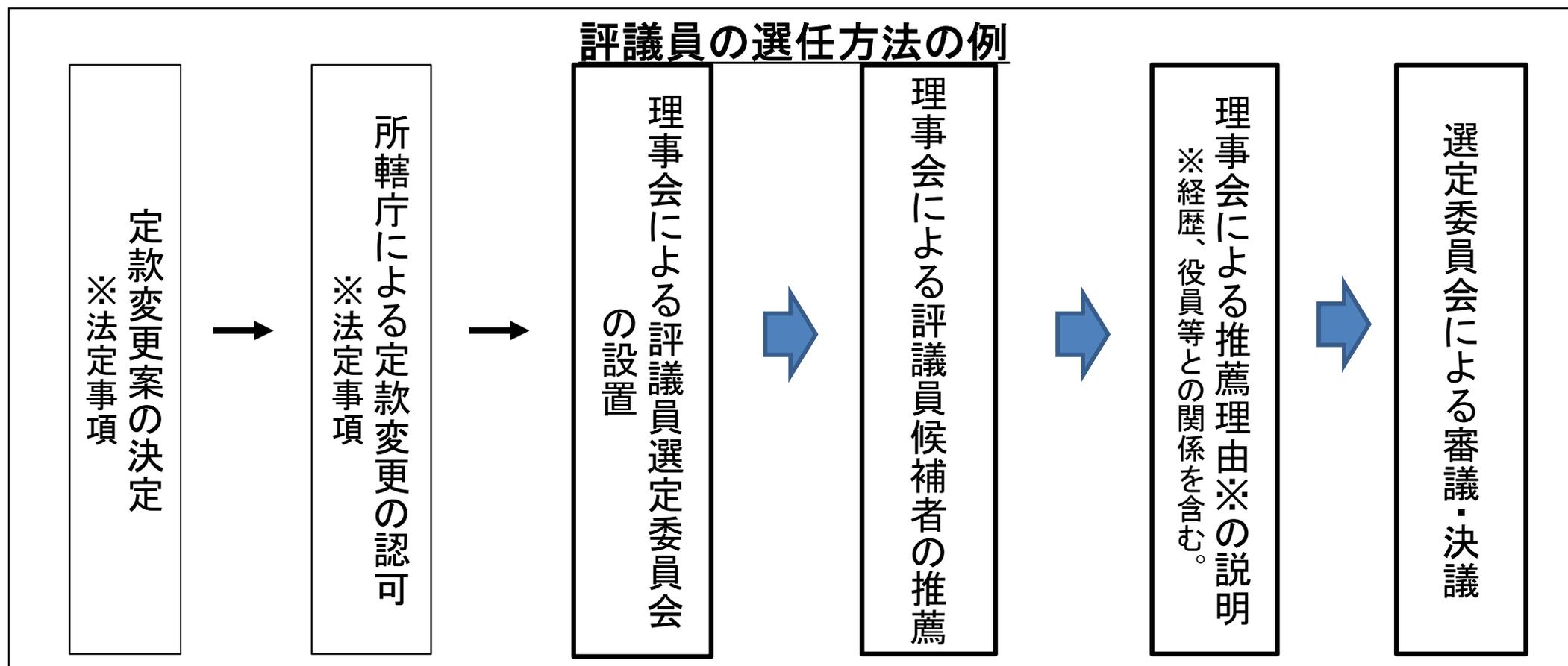
# 評議員の選任方法（運用）

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。

理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。



# 評議員選任・解任委員会のイメージ

## 定款例(抜粋)

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

## Q&A

問 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか

答 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

答 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

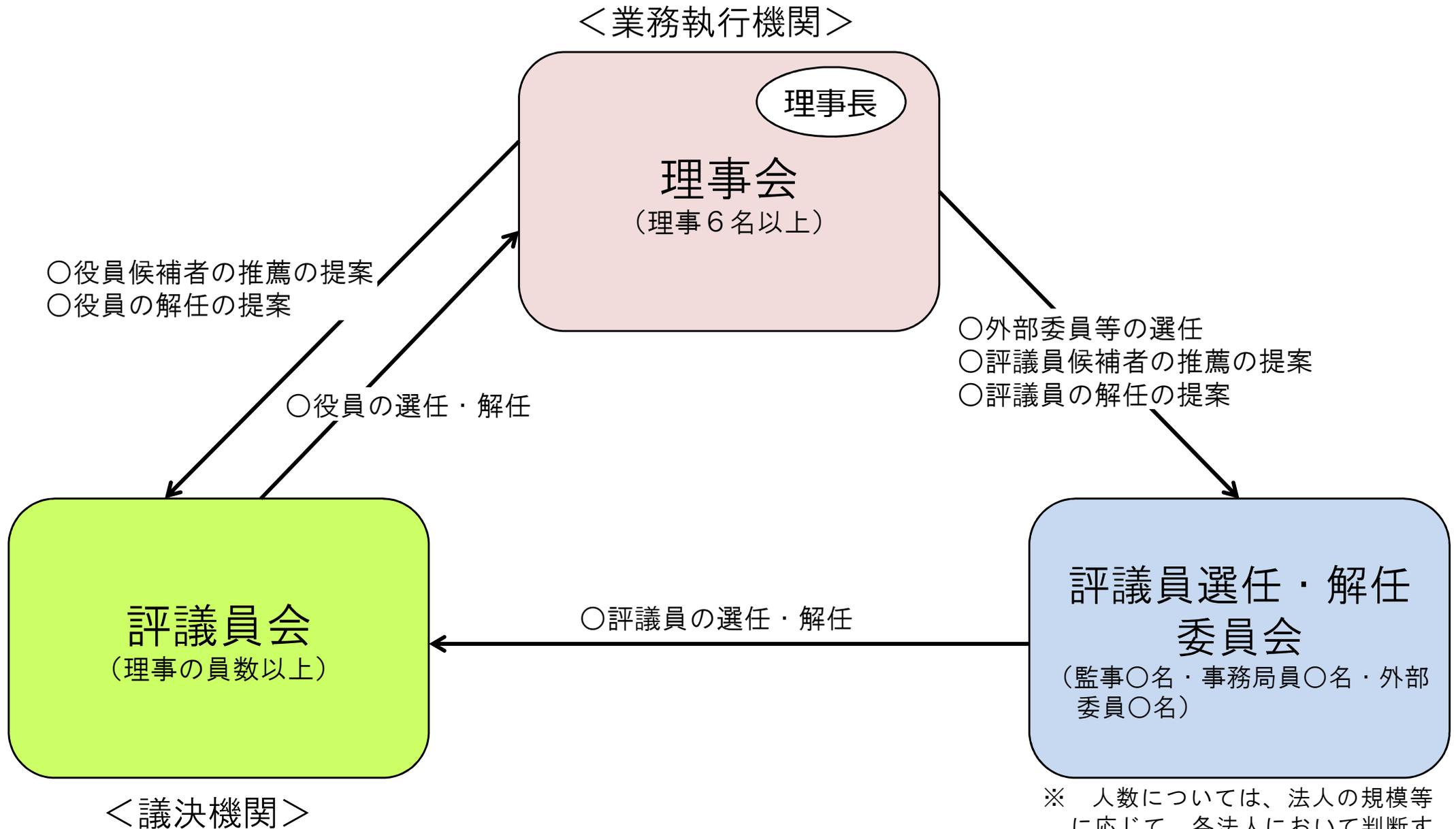
問 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。

答 事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)になることは可能である。

問 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

答 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

# (参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



※ 人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断する（外部委員を含む3名以上）。

# 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

○ 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

○ この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

## Q&A

問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。

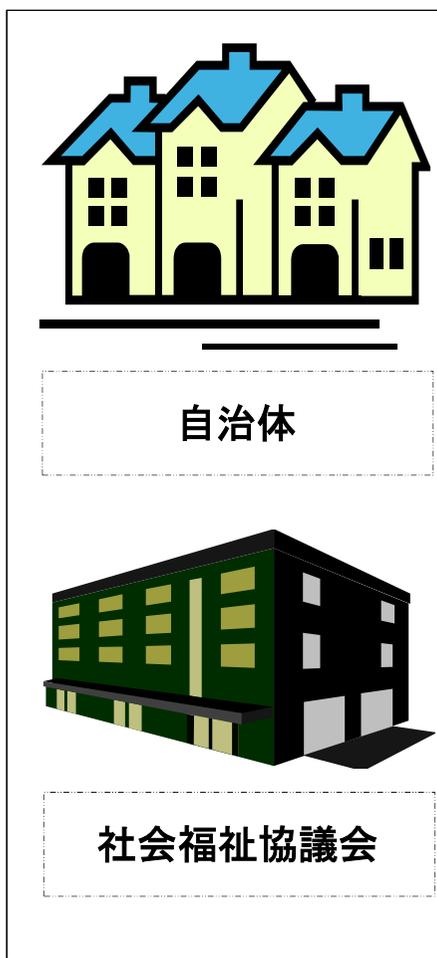
答 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

# 地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



## <所轄庁>

- 法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行う（法人の自主性・自律性を阻害しないことに配慮が必要）。

## <所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県>

- 社会福祉協議会が行う取組を支援する。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

## <市区町村社会福祉協議会>

- 担当者（部署）を決定し、法人からの要請に応じて、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報提供 等

## <都道府県・指定都市社会福祉協議会>

- 担当者（部署）を決定し、市区町村社協に対する支援を実施。専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供。
- 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置 等

### **3. 理事・監事及び理事会について**

# 理事

## ① 理事長の職務及び権限等

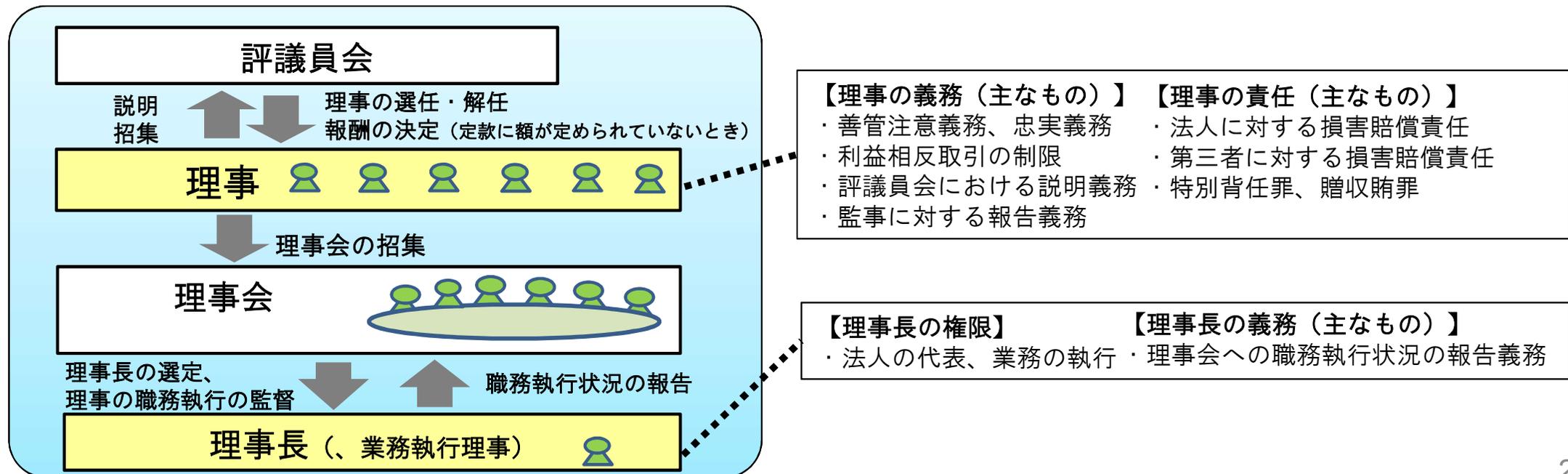
- 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
- 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。 ※業務執行理事も同様

## ② 業務執行理事の職務及び権限等

- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。

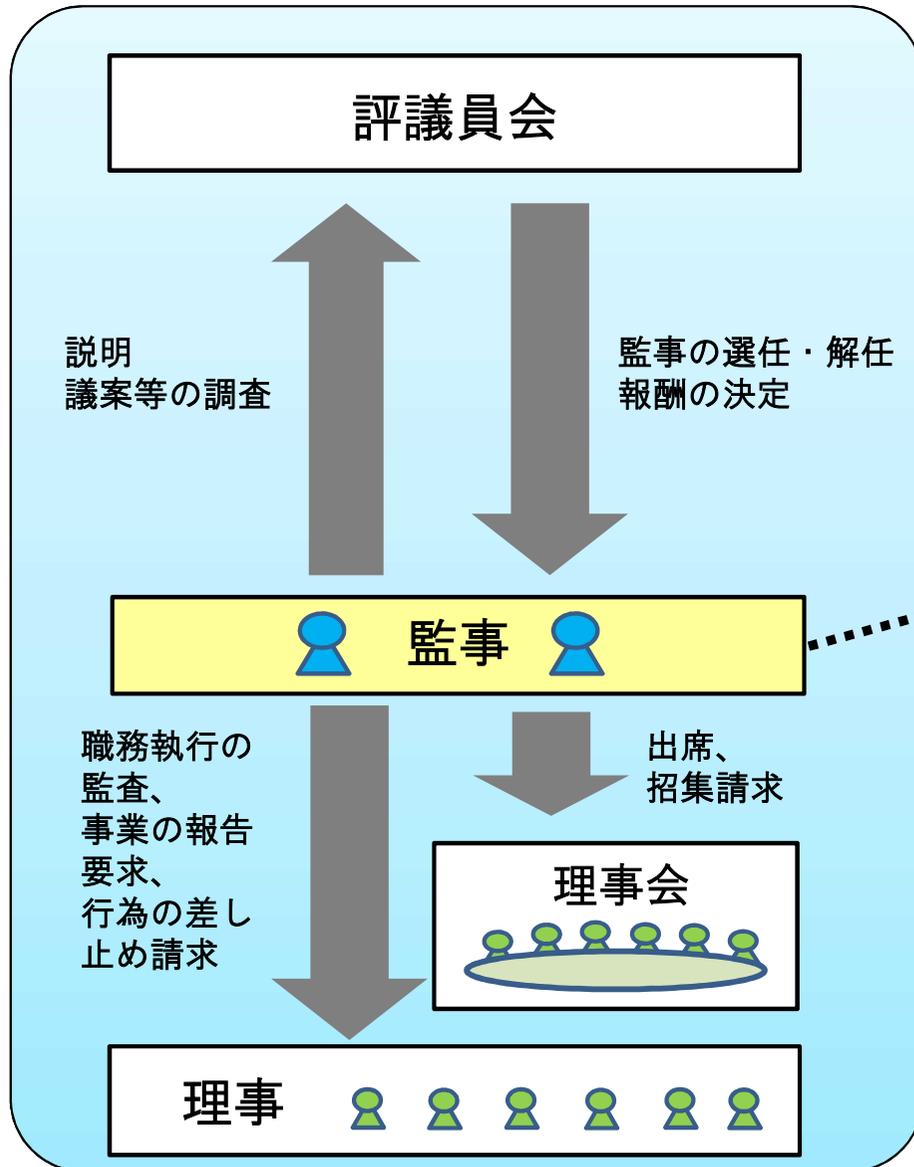
## ③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。



# 監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



## 【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

## 【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

## 【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

# 理事会

## ○理事会の権限等

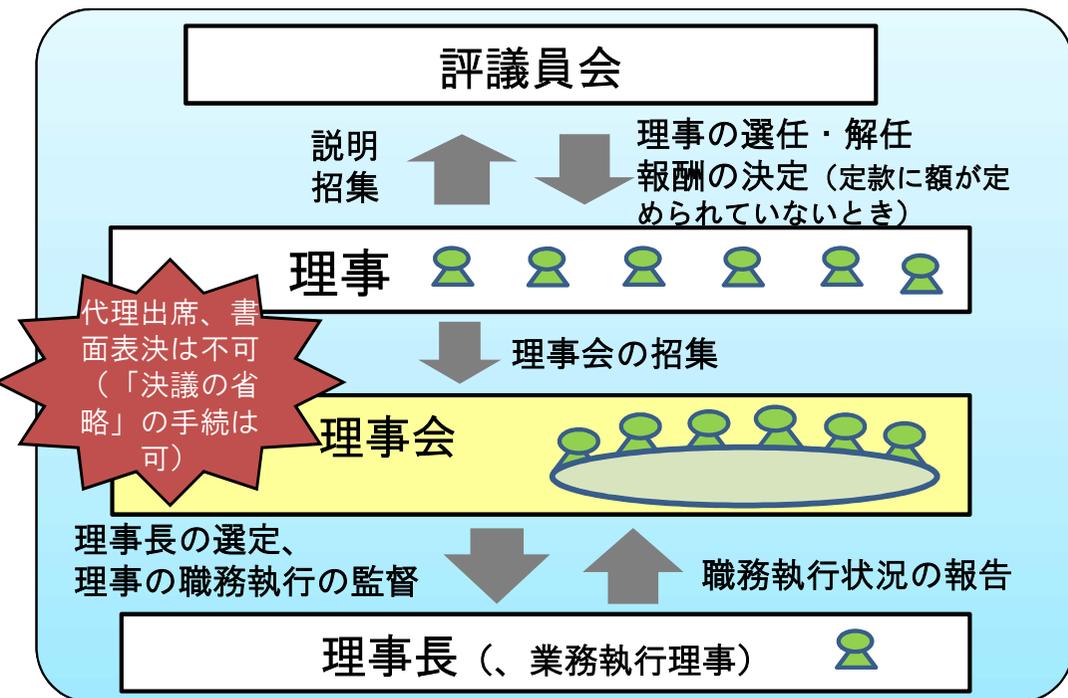
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

### ① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

### ② 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。



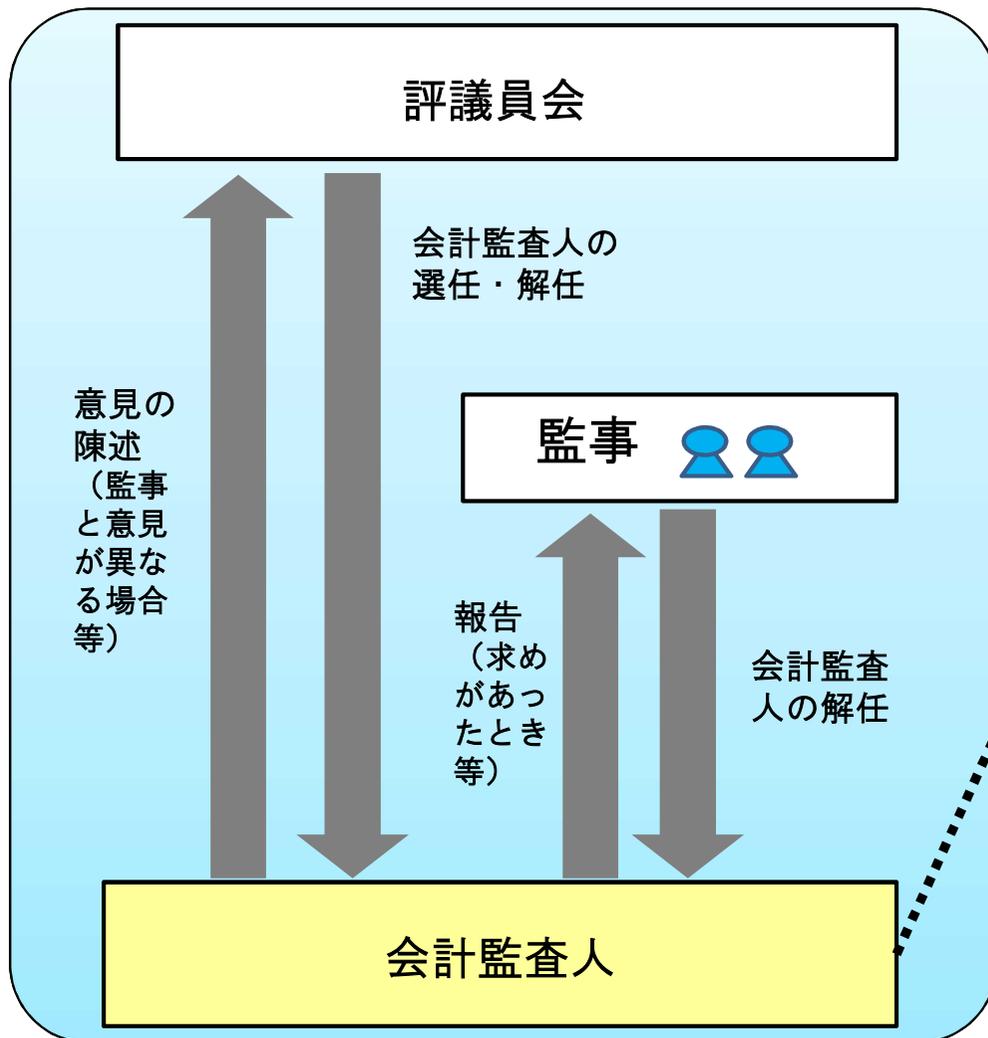
### 【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
  - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
  - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
  - ② 多額の借財
  - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
  - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - ⑤ 内部管理体制
  - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

## **4. 会計監査人について**

# 会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



## 【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

## 【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

## 【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

# 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

### 【計算書類】

#### ①法人単位

#### ②事業区分別

#### ③拠点区分別

##### 【第1様式】

- 法人単位貸借対照表
- 法人単位資金収支計算書
- 法人単位事業活動計算書

##### 【第2様式】

- 貸借対照表内訳表
- 資金収支内訳表
- 事業活動内訳表

##### 【第3様式】

- 事業区分貸借対照表内訳表
- 事業区分資金収支内訳表
- 事業区分事業活動内訳表

##### 【第4様式】

- 拠点区分貸借対照表
- 拠点区分資金収支計算書
- 拠点区分事業活動計算書

### 【附属明細書】

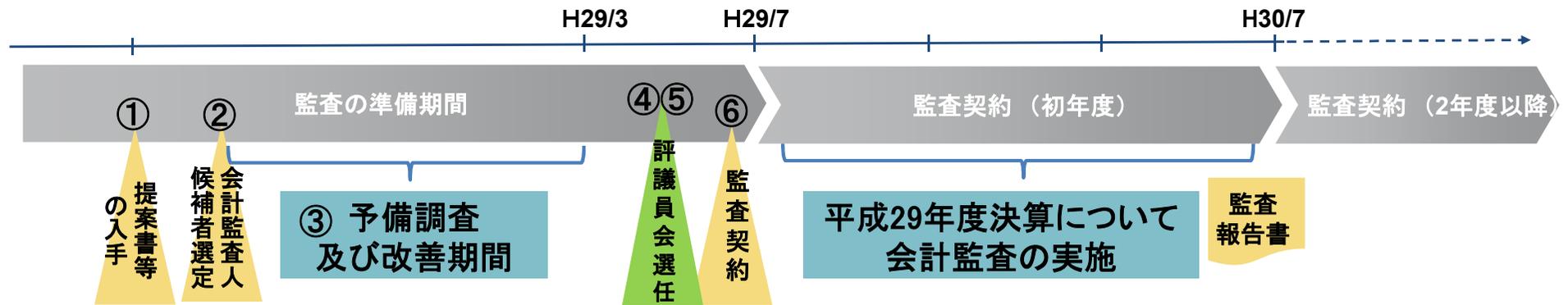
- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類  
及びそれに対応する  
附属明細書の各項目を  
証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産  
(有形・無形固定資産)の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

# 会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

## **5. 内部管理体制について**

# 内部管理体制について

## 1. 概要

- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

## 2. 内部管理体制の内容

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。
  - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
  - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
  - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
  - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### <法人における作業の流れ>

- ① 内部管理体制の現状把握
- ・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

- ② 内部管理体制の課題認識
- ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
- ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
- ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

## **6. 役員等の兼務について (特殊関係者含む)**

# 社会福祉法人の役員等の兼務について

## 1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

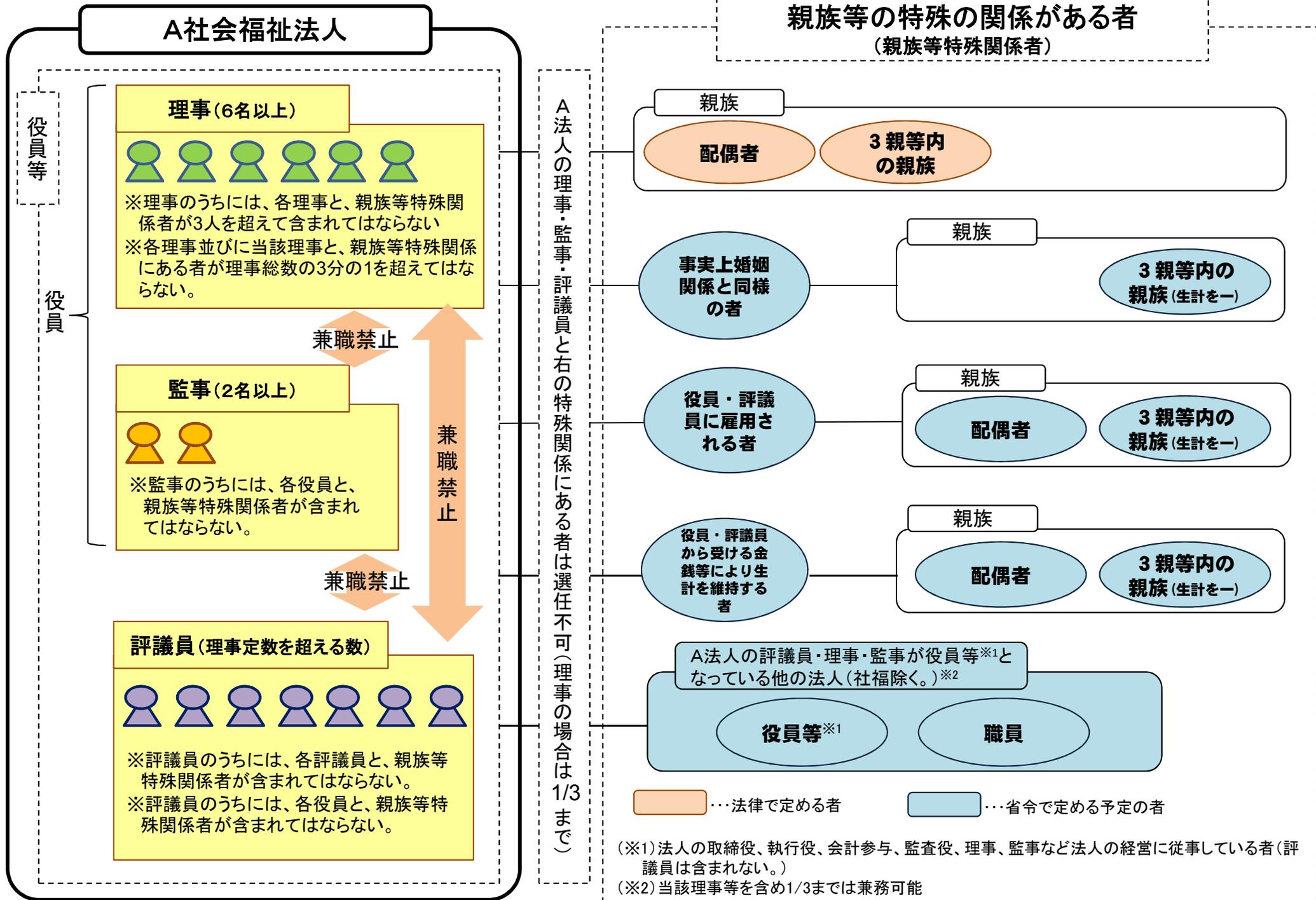
	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
		(公認会計士法)	(公認会計士法)	(公認会計士法)	(公認会計士法)
監事	×		×	×	×
	(公認会計士法)		(社福法第44条第2項)	(社福法第40条第2項)	(社福法第44条第2項)
理事	×	×		×	○
	(公認会計士法)	(社福法第44条第2項)		(社福法第40条第2項)	
評議員	×	×	×		×
	(公認会計士法)	(社福法第40条第2項)	(社福法第40条第2項)		(社福法第40条第2項)
職員	×	×	○	×	
	(公認会計士法)	(社福法第44条第2項)		(社福法第40条第2項)	

## 2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事	
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○
	記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○
	業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×

# 社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

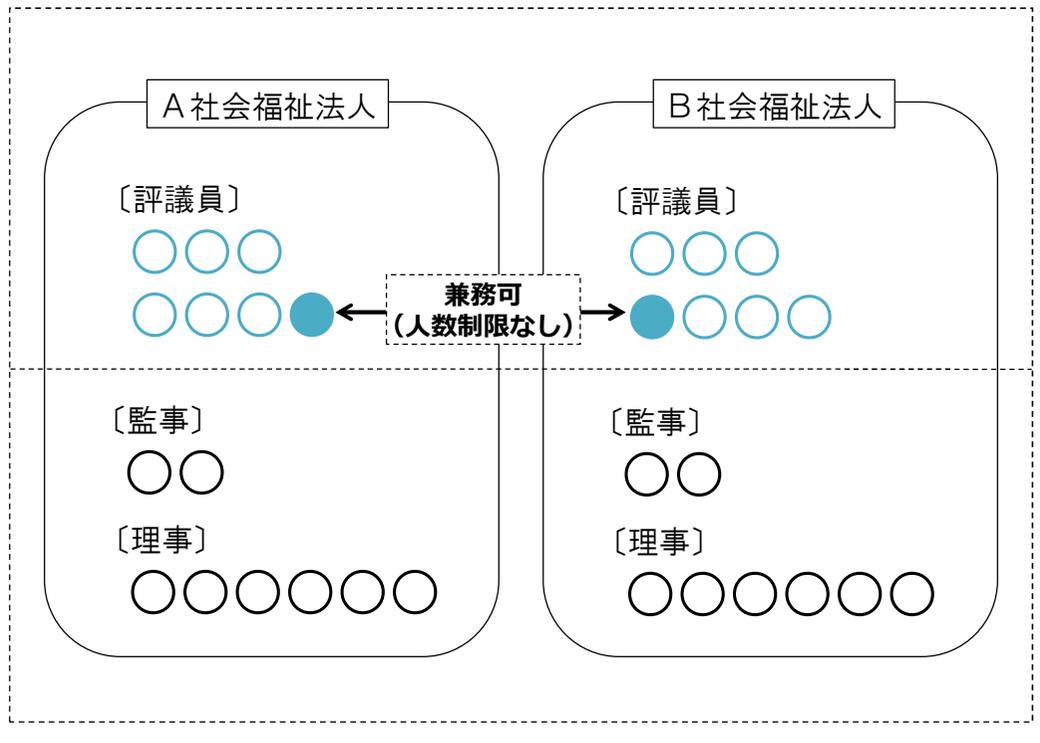


# 評議員の特殊関係者①

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。  
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

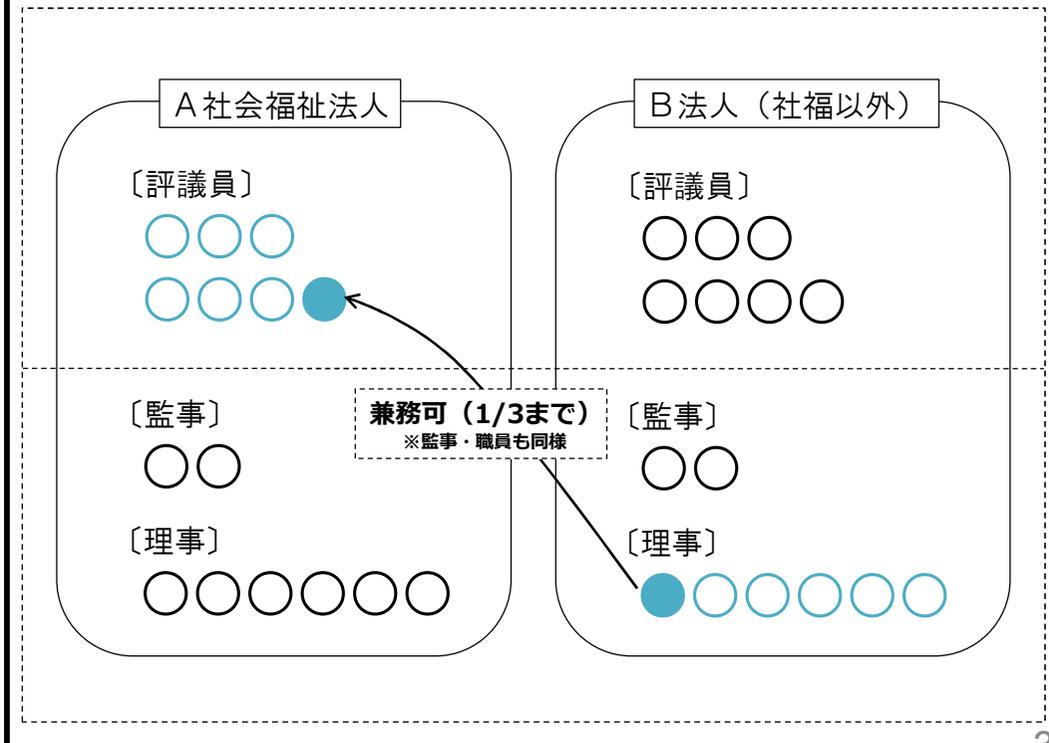
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。





# **7. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について**

# 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

## 【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

## 【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

## 【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

## 【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

## 【区分ごとの報酬総額の公表】

- 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

## Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略) 個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

**(参考2)**

# **社会福祉法人における「契約ルール」 及び「調査研究」について**

# 1. 社会福祉法人における契約ルールについて

○ 制度改革により、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを前提に、

- ① 手続面の整備（事前チェック）
- ② 事後チェック

により、適正な契約を担保することとし、随意契約が可能な金額について緩和してはどうか。

## ① 手続面の整備（事前チェック）

- ・ 重要な契約※は理事会で決定（法第45条の13第4項）  
 ※ 法人の規模・目的・業務内容は様々であり、絶対的な基準はない。

## ② 事後チェック

- ・ 契約内容については理事会※へ報告  
 ※ 監事は理事会への出席義務があり（法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条）、監事による確認が行われる。
- ・ 相見積等契約事務に係る証憑の保存
- ・ 所轄庁監査における契約手続の重点的監査

（参考）

- 法改正により、「特別の利益供与の禁止（第27条）」「特別背任罪（第130条の2）」「贈収賄罪（第130条の3）」「役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任（第45条の20）」が設けられた。

○ 一定規模を超える法人は、会計監査人による会計監査が実施されることから（任意設置を含む）、法人の実態に応じた柔軟な対応を可能としてはどうか。

	区分			契約ルール
	工事又は製造の請負	食料品・物品等の買入れ	その他	
	250万円以下	160万円以下	100万円以下	随意契約可 （2社以上の相見積）
予定価格	1000万円以下			随意契約可 （3社以上の相見積） ※ 企画競争が望ましい。
	1000万円超			競争入札
会計監査人未設置法人	○ 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定する。 （上限額※） 建築工事：20億円 建築技術 ・ サービス：2億円 物品等：3000万円			随意契約可 （3社以上の相見積） ※ 企画競争が望ましい。
				競争入札
会計監査人設置法人				

※ 政府調達協定（地方政府機関）を参考に設定。

## (参考) 他の公益法人等における契約ルール

	契約ルール（随意契約）に関する規制		
	有無	内容	根拠
国	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 財産の買入れ 160万円以下 物件の借入れ 80万円以下 財産の売払い 50万円以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円以下	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第97 条第2号～第7号
地方自治体	あり	工事又は製造の請負 250万円（130万円）以下 財産の買入れ 160万円（80万円）以下 物件の借入れ 80万円（40万円）以下 財産の売払い 50万円（30万円）以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円（50万円）以下 ※カッコ書きは、指定都市を除く市町村の場合	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167 条の2第1項、別表第5
独立行政法人	—	（参考）国が定めるものと同様の内容を各独法において、会計規程等に 定めている。	—
社会福祉法人	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 食料品・物品等の買入れ 160万円以下 前各号に掲げるもの以外 100万円以下	社会福祉法人における入 札契約等の取扱いについ て（平成12年2月17日社 援施第7号5課長通知）
学校法人	なし	—	—
宗教法人	なし	—	—
更生保護法人	なし	—	—
公益社団・財団法人	なし	—	—
生活協同組合	なし	—	—
医療法人	なし	—	—

# (参考) 現行の社会福祉法人における契約ルール

## 随意契約理由

### ① 予定価格が以下の金額を超えない場合

- ・ 工事又は製造の請負→250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ→160万円
- ・ 上記以外→100万円

### ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- イ 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ロ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、契約の目的として特定の者と契約を締結する必要がある場合
- ハ 同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある増設改修等の工事で場合
- ニ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- ホ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ヘ 食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

### ③ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

- イ 故障に伴う電気、機械設備等の緊急復旧工事
- ロ 災害発生時の応急工事及び物品購入
- ハ 感染防止の消毒設備の購入など、入所者に緊急対応が必要

### ④ 競争入札に付することが不利と認められる場合

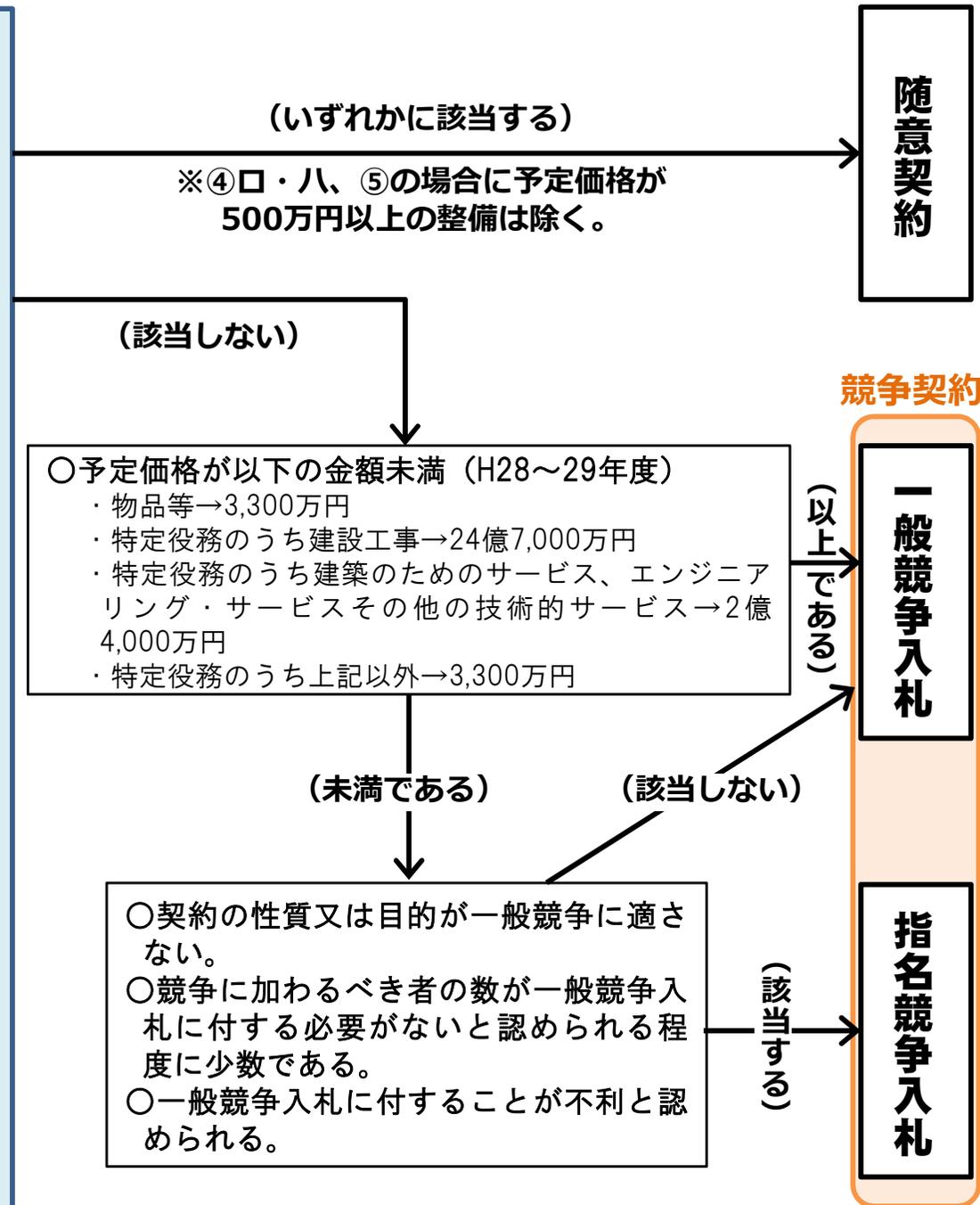
- イ 契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利な場合
- ロ 売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある
- ハ 緊急契約でなければ、契約機会を失うか、著しく不利な価格契約になる恐れがある

### ⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- イ 特定業者の多量所有などにより、他の業者よりも有利な価格で購入可能
- ロ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利

### ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（履行期限以外の予定価格等の入札条件変更不可）

### ⑦ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内で、履行期限以外の入札条件変更不可）



※ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）等を基に整理

## (参考) 契約の種類と内容

契約の種類	内容
入札（競争入札）	複数の契約希望者を募り、契約希望者が、見積もり金額（入札金額）を記入した札を入札用の箱に投票し、予定価格を下回って最も安価に入札した業者が原則として受注（落札）することにより契約を決定する方法をいい、公共事業の受注決定などで多く行われている。
一般競争入札	入札の実施方法として特に入札の参加要件を限定せず、原則として誰でも参加可能な公開入札をいいます。発注内容に対する施工能力の審査がある制限付一般競争入札や特に高度の技術を要する工事でさらに資格審査を厳しく行う形の公募型指名競争入札などがある。
最低価格落札方式	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。
総合評価落札方式	価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式。価格のみでなく、技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件を評価する必要がある場合に採用される。
指名競争入札	発注者が過去の実績や技術力などをもとに入札参加者をあらかじめ名簿等で選定して行う入札をいう。悪質業者を排除し、信頼性の高い施工が確保できる反面、限定された競争参加者の中で不正行為が発生する恐れがあり、競争参加者などの情報の扱いに注意が必要となる。
随意契約	特に入札を実施せず、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法をいう。特に特定の一業者を指名して行う随意契約を特命随意契約といい、また入札の結果として、落札者がいない場合に商議により締結する随意契約を不落随意契約という。
競争性のある随意契約	（企画競争）事業テーマについて、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査した上で一番すぐれた企画を提案した者を契約の相手として決定する。 （公募）設備や技術等の必要条件を具体的に明示して、掲示、Webサイト等で広く参加者を募ることをいう。
競争的でない随意契約	企画競争等の競争性がなく、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法をいう。

## 2. 社会福祉法人における調査研究について

### 現状・考え方

- 社会福祉法人は、社会福祉に関する調査研究等は公益事業として実施することが現在も可能。一方、基本財産以外の財産について資産運用の一つとして株式保有等資産運用が認められているが、未公開株の保有は認められていない。
- 社会福祉法人の財産は、基本財産以外の運用財産であっても社会福祉事業の安定性確保の観点から安全・確実に運用管理することが原則である。ただし、事業の安定性を阻害しない範囲で社会福祉に関する調査研究のために必要不可欠なものであれば、社会福祉法人の財産が有効に活用されるものと考えられる。



### 今後の方向性

- 以下の要件を満たす場合に、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することを可能としてはどうか。
    - ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
    - ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
    - ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
- ※ なお、法人が公益事業として社会福祉に関する調査研究を実施するのであれば、当該有価証券（未公開株）は社会福祉充実残額の算定時の控除対象財産となる。

## (参考) 関連通知抜粋

### ○社会福祉法人審査基準（局長通知）（抄）

#### 第二 法人の資産

#### 3 資産の管理

(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は求められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

### ○社会福祉法人審査要領（課長通知）（抄）

#### 第二 法人の資産

(8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

(10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は、2分の1を超えてはならない。

**(参考3)**

# **社会福祉法人における 情報の公表について**

# 社会福祉法人における情報の公表について

- 平成28年度（平成27年度決算）からは、社会福祉法第59条の2第2項及び社会福祉法施行規則第10条に基づき、各社会福祉法人は、インターネットの利用（法人HPに限定されません。）により、以下の事項を公表することが求められている。
  - ・ 定款
  - ・ 貸借対照表及び収支計算書
  - ・ 現況報告書（個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除く。）
- 一部の法人において、平成27年度決算が公表されていないケースが見受けられるため、所轄庁においては、法人に対して、周知徹底を図るとともに、適切に指導を行うことを願います。

## <参考条文>

### ○社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）（抄）

（情報の公開）

#### 第五十九条の二（略）

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、**遅滞なく**、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を**公表しなければならない**。

一 第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき **定款の内容**

二 前条の規定による届出をしたとき 前項第二号に掲げる書類のうち**厚生労働省令で定める書類の内容**

（所轄庁への届出）

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

（会計）

第四十四条 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2～4（略）

5 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

6（略）

### ○社会福祉法施行規則（昭和三十六年厚生省令第二十八号）（抄）

（現況の報告）

第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該会計年度の初日における役員の名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢

二 前会計年度における事業の概要

三 前会計年度末における主要な財産の所有状況

2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通を提出することにより行うものとする。

（公表）

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、**貸借対照表、収支計算書**及び第九条第二項に規定する**現況報告書**とする。ただし、**現況報告書を公表する場合には、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除く**ものとする。

# 評議員確保支援の取り組みについて

# 社協における評議員確保支援にかかる 取組状況について

～アンケート調査の結果概要～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

# アンケート調査の概要

## I. 調査内容

1. 都道府県・指定都市社協の取組状況について  
平成28年10月末時点での窓口設置状況、相談受付・紹介状況(件数・概要)等について回答を求めた。
2. 市区町村社協の取組状況について  
都道府県・指定都市社協に対して、都道府県・市内の市区町村社協における窓口設置状況、相談受付・紹介状況等に関するとりまとめを依頼し、回答を求めた。

## II. 回答状況

1. 都道府県・指定都市社協  
47都道府県社協、20指定都市社協の回答を得た(回収率100%)。
2. 市区町村社協  
34都道府県から1,096市区町村社協(回収率63.7%)、  
7指定都市から91区社協(回収率52.0%)の回答を得た。

# アンケート調査の結果概要

## Ⅲ. 結果概要

### 1. 都道府県・指定都市社協の取組状況

#### (1) 担当窓口の設置状況

	都道府県社協		指定都市社協		合 計	
①設置済	32件 (68.1%)	100%	8件 (40.0%)	85.0%	40件 (59.7%)	95.5%
②窓口を特定せずに対応	15件 (31.9%)		9件 (45.0%)		24件 (35.8%)	
③未設置※	0件 (0.0%)	0.0%	3件 (15.0%)	15.0%	3件 (4.5%)	4.5%
合 計	47件 (100.0%)		20件 (100.0%)		67件 (100.0%)	

※「③未設置」の理由にかかる主な回答：11月に設置(1市)、12月に設置(2市)

#### (2) 相談受付・紹介状況

	相談受付件数	紹介件数
都道府県社協	80件	0件
指定都市社協	8件	1件
合 計	88件	1件

#### ①主な相談内容

- ・評議員の選任方法等、法人制度改革の内容、評議員確保支援

#### ②主な紹介内容

- ・社協職員を紹介

# アンケート調査の結果概要

## 2. 市区町村社協における取組状況

### (1) 担当窓口の設置状況

	市区町村社協	
①設置済	204件(17.2%)	89.1%
②窓口を特定せずに対応	668件(56.3%)	
③設置不要※1	185件(15.6%)	
④未設置※2	130件(10.9%)	10.9%
合計	1,187件(100.0%)	

#### ※1 「③設置不要」の理由にかかる主な回答

- ・町村内に施設経営法人がない。
- ・市町村内の法人は、すべて評議員会設置済である。
- ・確認したが、支援ニーズがない。

#### ※2 「④未設置」の理由にかかる主な回答

- ・未定
- ・行政と協議中
- ・紹介方法等を検討中

# アンケート調査の結果概要

## (2) 相談受付・紹介状況

相談受付件数	紹介件数
186件	123件

### ① 主な相談内容

- ・評議員の選任方法等について
- ・法人制度改革の内容について
- ・評議員確保支援について

### ② 主な紹介内容

- ・民児協議会役員等、民生委員・児童委員
- ・自治会長
- ・社会福祉に精通している役場OB
- ・学識経験者
- ・法人の第三者委員等
- ・社協の役職員
- ・福祉団体職員OB、NPO法人関係者
- ・自治会、民生委員・児童委員連絡協議会、女性団体協議会等の各団体

# 都道府県・指定都市社会福祉協議会における当面の担当窓口一覧

	社協名	部署名(電話番号)
1	北海道	施設福祉課 (011-280-3161) 地域福祉課 (011-241-3977)
2	青森県	福祉人材課 (017-723-1391)
3	岩手県	総務部 (019-637-9613)
4	宮城県	総務部 (022-225-8476)
5	秋田県	総務企画部 (018-864-2711)
6	山形県	総務企画部 (023-622-5805)
7	福島県	総務企画課 (024-523-1251) 福祉サービス支援課 (024-523-1256)
8	茨城県	総務企画部 (029-241-1133)
9	栃木県	地域福祉部施設福祉課経営指導室 (028-622-5711)
10	群馬県	施設福祉課 (027-289-3344)
11	埼玉県	地域連携課 (048-822-1248) 経営相談室 (048-825-4811)
12	千葉県	地域福祉推進部 (043-245-1102) 福祉サービス事業部 (043-245-1103)
13	東京都	地域福祉部地域福祉担当 (03-3268-7186) 福祉部経営支援担当(経営相談) (03-3268-7170)
14	神奈川県	総務担当 (045-311-1421) 地域福祉推進担当 (045-312-4813) ライフサポート担当(経営相談室) (045-311-8730)
15	新潟県	地域福祉課 (025-281-5521)
16	富山県	施設団体支援課 (076-432-2959)
17	石川県	総務管理課 (076-224-1212)
18	福井県	総務施設課 (0776-24-2347)
19	山梨県	総務企画課 (055-254-8610)
20	長野県	総務企画部総務グループ (026-228-4244)
21	岐阜県	総務企画部 (058-273-1111)
22	静岡県	総務部 (054-254-5248) 福祉企画部 (054-254-5231)
23	愛知県	施設福祉部 (052-212-5509) 地域福祉部 (052-212-5502)
24	三重県	総務企画部 (059-227-5145)
25	滋賀県	経営部門法人経営担当 (077-567-3921)
26	京都府	地域福祉・ボランティア振興課 (075-252-6294) 福祉経営推進室 (075-252-6292)
27	大阪府	社会福祉事業経営相談室 (06-6762-9004)
28	兵庫県	福祉事業部 (078-242-4635)
29	奈良県	総務企画課 (0744-29-0100)
30	和歌山県	総務・資金部 (073-435-5224)
31	鳥取県	福祉振興部 (0857-59-6344)
32	島根県	総務部 (0852-32-5970)

	社協名	部署名(電話番号)
33	岡山県	地域福祉部 (086-226-2835) 総務企画部 (086-226-2822)
34	広島県	総務課 (082-254-3411)
35	山口県	総務班 (083-924-2777) 福祉振興班 (083-924-2799) 地域福祉班 (083-924-2828)
36	徳島県	総務企画課 (088-657-4461)
37	香川県	地域福祉部 (087-861-0546) 法人振興・総務部 (087-861-5611)
38	愛媛県	経営管理課 (089-921-8344)
39	高知県	福祉施設支援課 (088-844-4611)
40	福岡県	総務部総務課 (092-584-3377)
41	佐賀県	総務課 (0952-23-2145)
42	長崎県	地域福祉課 (095-846-8618)
43	熊本県	地域福祉課 (096-324-5470)
44	大分県	地域福祉部 施設団体支援部 (097-558-0300) 総務・企画情報部
45	宮崎県	経営企画部 (0985-22-3145)
46	鹿児島県	地域福祉部 (099-257-3855) 施設福祉部
47	沖縄県	地域福祉部 (098-887-2000) 施設団体福祉部
48	札幌市	総務課 (011-614-3345)
49	仙台市	総務課 (022-223-2010)
50	さいたま市	総務課 (048-835-3111)
51	千葉市	総務課 (043-209-8884)
52	横浜市	総務課 (045-201-2096)
53	川崎市	施設・団体事業推進課 (044-739-8717)
54	相模原市	総務課 (042-730-3888)
55	新潟市	経営管理課 (025-243-4366)
56	静岡市	総務課 (054-254-5213)
57	浜松市	総務課 (053-453-0580)
58	名古屋市	地域福祉推進部 (052-911-3193)
59	京都市	総務部 (075-354-8731)
60	大阪市	総務課 (06-6765-5601)
61	堺市	総務課 (072-232-5420)
62	神戸市	福祉部地域福祉課 (078-271-5317)
63	岡山市	地域福祉課 (086-225-4051)
64	広島市	福祉課 (082-243-0051)
65	北九州市	総務部 (093-882-4401)
66	福岡市	地域福祉課 (092-720-5356)
67	熊本市	地域福祉推進課 (096-322-2331)

全社地発第 184 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について

本会事業の推進につきまして、平素よりご高配賜り深謝申しあげます。

今般の社会福祉法改正により、平成 29 年 4 月 1 日より全ての社会福祉法人において評議員会を設置することが義務付けられました。しかし、とくに小規模な法人などでは、評議員の候補者となり得る地域の人材の情報を得ることが難しい状況もあることから、地域の住民や福祉関係者のネットワークを有する社協の支援が期待されています。

このたび、厚生労働省より法改正にかかる対応について、平成 28 年 6 月 20 日付で事務連絡が発出され、評議員確保支援に関して「地方自治体が行うべき支援」や「社会福祉協議会に期待される取組」が示されたことを踏まえ、基本的な考え方や実施内容等について別紙のとおり整理しました。つきましては、貴会における体制整備等とともに市区町村社協への周知及び取組の推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記の他に、地域における公益的な取組の責務化等に伴う社会福祉法人・福祉施設との協働の推進については、本会地域福祉推進委員会において「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」を作成中であり、追ってお示しすることとしています。

【本件に関する問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉部 担当：水谷、桑原、平井

TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858

[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp)

(別紙)

## 1. 基本的な考え方

### ①社協としての取組の意義

地域における様々な生活課題への対応が求められる中、社協は地域福祉を推進する組織として役割を発揮し、地域住民、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする社会福祉関係者等と地域の課題を共有し、解決にむけた取組を強化していく必要がある。

評議員確保の支援は、地域の社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を推進するうえで重要な取組であり、社協として積極的に対応する必要がある。

また、社会福祉法第 109 条第 1 項第 4 号 (社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業) 及び第 110 条第 1 項第 1 号に基づき社協に求められる、その本来的な活動の一環として主体的に取り組むべき事項である。

### ②社会福祉法人との関係

評議員会は社会福祉法人の意思決定機関 (議決機関) であり、評議員の選任に当たっては、社会福祉法人の自主性、主体性が尊重され、最終的な決定とその結果責任は当該社会福祉法人にある。また、評議員の選任はあくまでも当該社会福祉法人と評議員への就任を承諾する者の間での合意に基づいて行われるものである。

### ③所轄庁等の自治体との関係

社会福祉法人の評議員会設置について具体的な推進や指導を行い、適正な運営を確保することは所轄庁 (都道府県・市) の役割であり、社協は、所轄庁等の関係自治体と連携して、評議員の候補者となり得ると考えられる地域の人材について情報提供し、評議員会設置にむけた環境づくりを行う。

## 2. 都道府県・指定都市社会福祉協議会における取組

①担当者 (部署) を決定し、市区町村社協に対する支援を実施する。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供する。

#### 【市区町村社協への支援の例】

- 市区町村社協の担当者 (部署) 及び取組状況について、アンケートや担当者会議を通じて把握するとともに市区町村社協からの相談に対応し支援を行う。
- 都道府県庁と連携し、町村部の社会福祉法人に対して町村社協とともに支援を行う。

#### 【専門職団体の例】

- 社会福祉士会
- 介護福祉士会
- その他、たとえば日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援での弁護士会とのつながりを生かして連携すること等が考えられる。

②社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置する。

③福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知を行う。

【周知の取組例】

- 種別協議会での会議及び情報誌、メールニュース等において所轄庁や社協における評議員確保支援の取組について説明、広報する。

### 3. 市区町村社協における取組

①担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。

【地域の人材の例】

- 住民組織の代表者
- 地域において福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者見守り員等）
- ボランティア団体やNPOの活動者
- 福祉サービスを利用する当事者（団体のリーダー等）等

※社会福祉法人制度改革の趣旨や評議員の役割について説明するとともに、本人の理解を得た上で社会福祉法人へ情報提供を行うことが必要である。

### ②地域の状況等に応じて対応すること

・あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。

・評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

# 栃木県内社会福祉協議会における 社会福祉法人の評議員確保支援の現状

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

# 社会福祉法人に対する評議員確保の支援について①

## (栃木県社会福祉協議会)

### 1 県との連携

- (7月中旬)市町村社協等における相談窓口設置に関する協力依頼について県と協議
  - 県 → 弁護士会、公認会計士協会、税理士会へ協力依頼
  - 県社協 → 市町村社協、各福祉士会(社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会)へ協力依頼
- (8月下旬)説明会の開催
  - 県主催の社会福祉法人対象の制度改革説明会で、本会より県・市町村社協の相談窓口一覧表を配布・説明

### 2 本会の取組

- 相談窓口の設置(8月下旬)
- 市町村社協への協力依頼
  - ・(7月上旬)「社会福祉法人に対する評議員確保の支援について」(H28.7.4全社地発第184号の別紙)を送付
  - ・(8月上旬)「社会福祉法人に対する評議員確保の支援のための窓口の設置について」を送付
  - ・(9月上旬)本会主催の市町村社協対象の制度改革説明会で説明・依頼
- 各福祉士会への協力依頼
  - ・(8月上旬)各福祉士会の会長等に内容説明・相談窓口設置の協力依頼

### 3 相談実績

- 市町村社協の受付件数は、6法人6件。また、紹介件数は2法人4人。県社協の紹介件数は0件。  
(10月末現在)

【事例①】特養を経営する法人からの相談。相談内容は、特殊の関係がある役員、評議員がいるため、新たに選任したいというもの。民生委員、学識経験者(大学教授)を希望。民生委員は行政主管課につないで紹介。大学教授は候補者がいなかったため、地域の区長を候補とし、行政主管課につないで紹介。

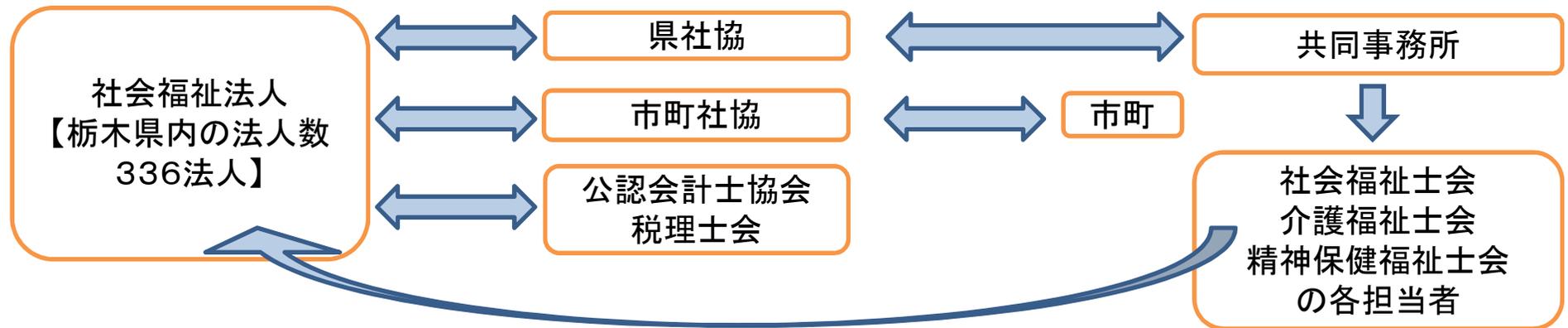
【事例②】特養を経営する法人からの相談。相談者は、評議員に係る制度改革の理解が不十分であったため、改正内容について説明するとともに、民生委員、自治会長を紹介。民生委員の紹介は行政主管課と相談の結果、行政から紹介することになった。自治会長は、社協理事でもある連合自治会長に相談し紹介した。 11

## 社会福祉法人に対する評議員確保の支援について② (栃木県社会福祉協議会)

### 4 市町村社協と行政の連携

○相談があった場合はスムーズに対応できるよう必要に応じて連携体制を構築

### 5 相談の流れ



#### 共同事務所の体制

- ・名称は「とちぎソーシャルケアサービス共同事務所」
- ・上記3団体の他、医療社会事業協会、ホームヘルパー協議会、ソーシャルワーカー協会を合わせて6団体の共同事務所。
- ・事務局員は3名で共同事務所事務局長は、社会福祉士会事務局長と兼任
- ・事務所は本会と同じとちぎ福祉プラザ内に置く。

# 社会福祉法人に対する評議員確保の支援について③

## (栃木県社会福祉協議会)

### 社会福祉法人の評議員確保に関する支援窓口

社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の評議員の確保に関して、県内の社会福祉協議会に支援窓口を設置しました。ご相談、お問い合わせは最寄の社会福祉協議会へご連絡ください。

社協名	住所	電話番号 ファックス番号	担当部署	社協名	住所	電話番号 ファックス番号	担当部署
1 宇都宮市社協	宇都宮市中央1-1-15	028-636-1215 028-638-9856	総務企画課	14 下野市社協	下野市小金井789	0285-43-1236 0285-44-5807	総務課
2 足利市社協	足利市東砂原後町1072	0284-44-0322 0284-44-0529	総務施設課	15 上三川町社協	河内郡上三川町上蒲生127-1	0285-56-3166 0285-56-3164	総務企画係
3 栃木市社協	栃木市今泉町2-1-40	0282-22-4457 0282-22-4467	総務課法人運営係	16 益子町社協	芳賀郡益子町益子1532-5	0285-70-1117 0285-72-9141	
4 佐野市社協	佐野市大橋町3212-27	0283-22-8100 0283-22-8199	総務福祉課総務係	17 茂木町社協	芳賀郡茂木町茂木1043-1	0285-63-4969 0285-63-5070	
5 鹿沼市社協	鹿沼市万町931-1	0289-65-5191 0289-62-9361	総務課総務係	18 市貝町社協	芳賀郡市貝町市埜1720-1	0285-68-3151 0285-68-3553	
6 日光市社協	日光市今市511-1	0288-21-2759 0288-21-3110	法人経営チーム	19 芳賀町社協	芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711 028-677-4732	総務係
7 小山市社協	小山市神鳥谷931-3	0285-22-9384 0285-22-2940	地域福祉係	20 壬生町社協	下都賀郡壬生町壬生甲3843-1	0282-82-7899 0282-82-3589	社会福祉課総務係
8 真岡市社協	真岡市荒町110-1	0285-82-8844 0285-82-5516	総務係	21 野木町社協	下都賀郡野木町友沼5840-7	0280-57-3100 0280-57-3101	社会福祉課総務係
9 大田原市社協	大田原市浅香3-3578-17	0287-23-1130 0287-23-1138	総務係	22 塩谷町社協	塩谷郡塩谷町玉生872	0287-45-0133 0287-45-2413	※ファックスは送信前に要連絡
10 矢板市社協	矢板市扇町2-4-19	0287-44-3000 0287-43-6661		23 高根沢町社協	塩谷郡高根沢町石末1825	028-675-4777 028-675-6953	庶務係
11 那須塩原市社協	那須塩原市南郷屋5-163	0287-37-5122 0287-36-8710	総務課総務係	24 那須町社協	那須郡那須町寺子乙2566-1	0287-72-5133 0287-72-0416	地域福祉係
12 さくら市社協	さくら市喜連川904	028-686-2670 028-686-2423	総務係	25 那珂川町社協	那須郡那珂川町馬頭560-1	0287-92-2226 0287-92-1295	法人運営係
13 那須烏山市社協	那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7881 0287-88-9747	総務係	26 栃木県社協	宇都宮市若草1-10-6	028-622-5711 028-622-5788	地域福祉部経営指導室

## 社会福祉法人に対する評議員確保の支援について④ (栃木県社会福祉協議会)

社会福祉法人の評議員確保に関する支援窓口(各種団体)		
社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の評議員の確保に関する「評議員としての識見を有する人材」についての県内の各種団体の相談、お問合せ先は次のとおりです。		
	団体名	電話番号
1	日本公認会計士協会栃木県会	028-635-8769
2	関東信越税理士会栃木県支部連合会	028-637-1007
3	栃木県社会福祉士会	028-622-0525
4	栃木県介護福祉士会	(栃木県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア課)
5	栃木県精神保健福祉士会	※社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会については、栃木県社協から各会へ取次ぎます。 調整後に、各会から直接、各法人へ回答があります。

# 千葉県内社会福祉協議会における 社会福祉法人の評議員確保支援の現状

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

# 評議員確保への市町村社協の取り組み①

## 評議員確保への相談窓口の設置状況（53市町村社協）

相談窓口	回答数	構成割合
設置済み	18社協	34.0%
未設置(年内設置)	13社協	24.5%
未設置(設置未定)	22社協	41.5%

（10月末日現在）

- ◆ 「設置済み」「年内設置」を合わせると31社協（58.5%）が相談窓口を設置している。
  - ⇒ ・ 市町村社協が社会福祉法人の評議員確保に向けて意識している
  - ・ 市町村社協事務局長会研修会等を通じた県社協からの働きかけ。

## 評議員確保への市町村社協の取り組み②

### 評議員確保への相談窓口が未定の理由（22市町村社協）

窓口設置が未定の理由	回答数	割合
管内には社協以外に社会福祉法人がない	1社協	4.5%
管内の社会福祉法人が少なく、担当窓口を設置する必要性がない	6社協	27.3%
管内の社会福祉法人と連携を密にしており、あらためて担当窓口を設置しなくても対応できる	5社協	22.7%
管内の社会福祉法人は全て評議員会を設置済みである	2社協	9.1%
具体的な相談がなく、今後相談があったとしても適宜対応できる	5社協	22.7%
担当窓口の設置について検討していない	3社協	13.6%

（10月末日現在）

- ◆管内の社会福祉法人の状況を見据え、地域の実情に合わせた対応が必要。
- ◆行政と社協が連携した対応がなされているかを確認する。

## 評議員確保への市町村社協の取り組み③

### ○これまでの相談実績（10月末日現在）

#### ▽相談受付件数…2件

- ・市内の民生委員を紹介してほしい。（特別養護老人ホーム）
- ・社協職員に評議員をお願いすることは可能か。（保育園）

#### ▽紹介件数…1件（2人・1法人）

- ・民生委員を紹介（特別養護老人ホーム）

#### ▽本会での相談実績…0件

- ◆評議員確保に向け、県市町村社協が支援することを所轄庁から伝達する必要がある。

（社協が取り組んでいることを知らない可能性があるのでは？）

- ◆行政と社協が連携して評議員確保に取り組むことで、社会福祉法人改革を推進することができる。

# 評議員確保への市町村社協の取組事例①

## ○「佐倉市社会福祉法人の未来をつくる協議会」の設立（佐倉市社会福祉協議会）

- ・ 社会福祉法人制度改革によって、より市民福祉の向上に関する役割が重要視され新たな時代へと変化していく中で、社会福祉法人同士の連携を密にし、共通課題への対応や情報交換等々について関係性を深めていこうという一致した考えに基づき設立。
- ・ 事前アンケートで協議会組織への参加について、「ぜひ参加したい」が34.6%、「内容によっては参加したい」が65.4%と、市内全法人が参加意向を示す。
- ・ 活動のテーマ「これからの社会福祉法人の経営及び方向性」
- ・ 当面の協議題「社会福祉法人改革への対応」
- ・ 今後、福祉人材確保や法人経営などの課題解決に取り組み、地域ニーズに基づく地域貢献活動への取り組みが必要との認識。市民の期待に応え、積極的恒常的に活動していく。
- ・ 千葉県内に市町村域で社会福祉法人・施設等との連絡会等を設置している市町村は、23市町（42.6%）。  
うち、市町村社協が事務局を担っている市町村は、10市町。
- ・ 他市町でも連絡会等においても、社会福祉制度改革や評議員確保に向けた社協の取り組み等について、情報提供や研修会等を行っている。

## 評議員確保への市町村社協の取組事例②

### ○管内の全社会福祉法人への戸別訪問（習志野市社会福祉協議会）

- ・管内の社会福祉法人数がそれほど多くないこと、市施策で協議体を設置する予定があったことから、社会福祉法人に直接訪問した。
- ・市社協にとっては、各社会福祉法人と顔の見える関係が構築できた。
- ・評議員確保に関しては、市社協から説明したが、相談等はなかった。  
理由：法人と地域で関係を持っていた／他法人（学校法人等）との関係があり、評議員のノウハウがあった／委嘱している理事が多かったため、理事・評議員の役割分担ができた。など

## 評議員確保への行政等との連携

- 行政担当課と市町村社協が、社会福祉法人改革への対応や評議員の確保等について、協議を行っている。
- 行政担当課と市町村社協が連携して、社会福祉法人改革等をテーマとした研修会・勉強会等を実施している。
- 千葉県社協から千葉県社会福祉士会・千葉県介護福祉士会に評議員確保に関する協力を依頼し、了承を得ている。
- 所轄庁による説明会の実施状況  
実施済み… 1 1 市（実施率：30.6%）※戸別訪問（1市）を含む

- ◆社会福祉法人改革に関して、所轄庁から何らかのアプローチをかけていくことが重要。
- ◆評議員の確保についても同様、早めに仕掛けをしないと人材を確保することは難しくなる。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

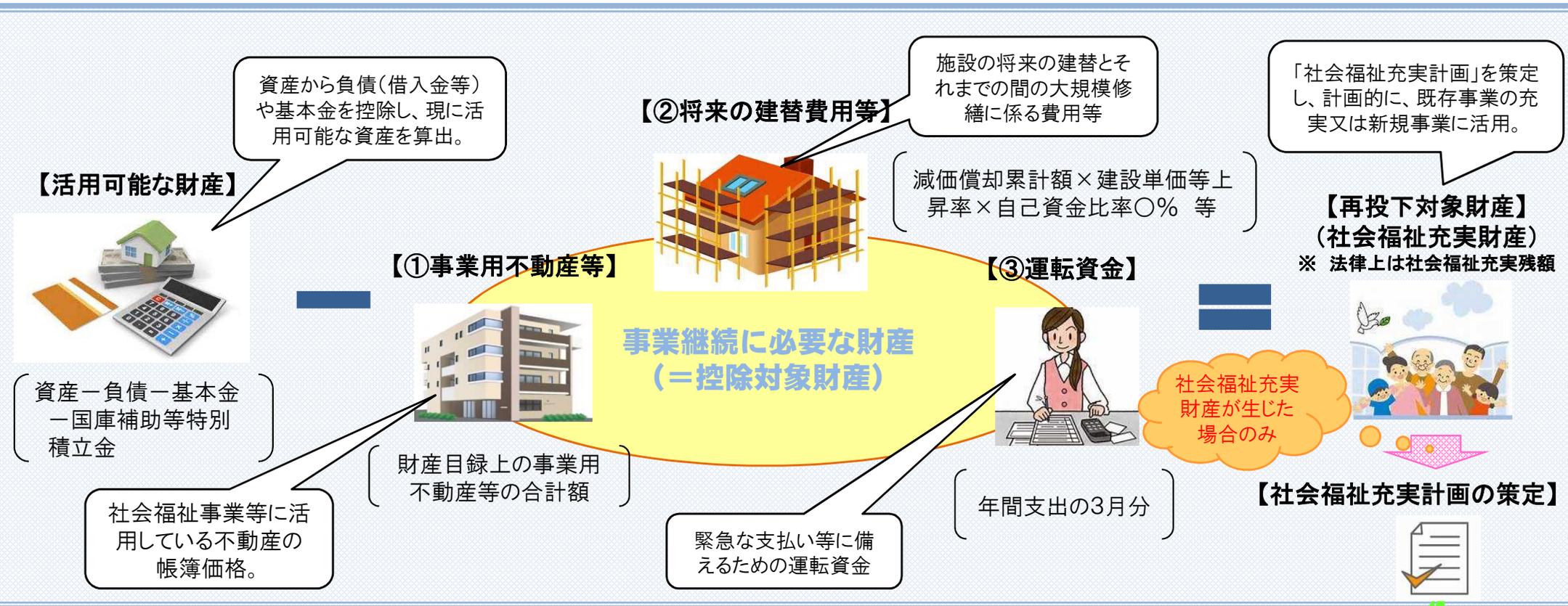
資料5

# 「社会福祉充実財産」の有効活用 について

# 1. 「社会福祉充実財産」の算定

# 再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

# 再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

○ 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

## 【再投下対象財産】 （社会福祉充実財産）



### 【第1順位：社会福祉事業】

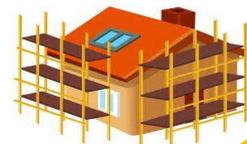
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

### 【第2順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する包括的な相談支援】



等

【移動支援】



### 【第3順位：公益事業】

【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】



等

【配食事業】



※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

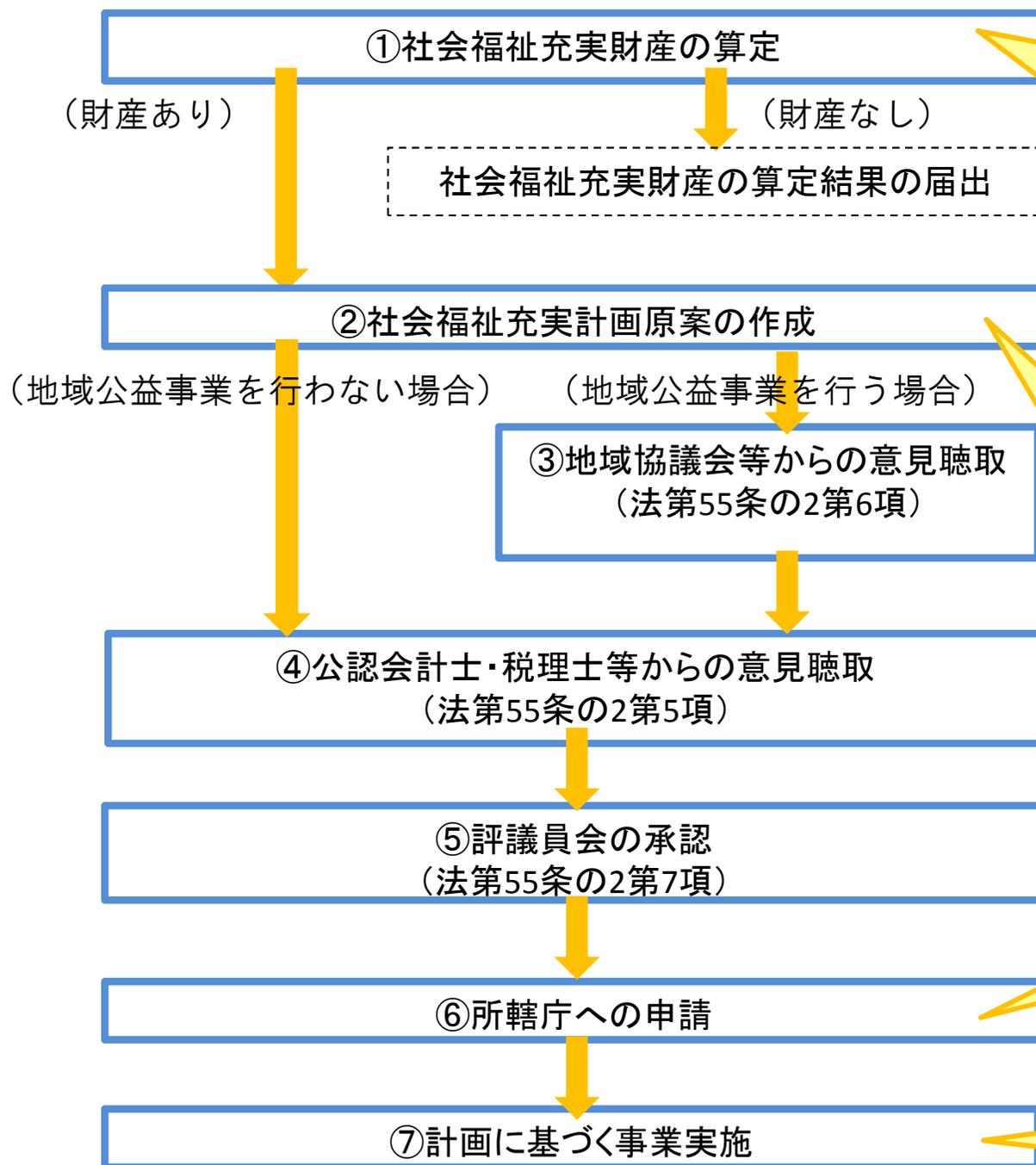
※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動に応じて用途の変更が可能。

# 「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



## 【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

## 【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

## 【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

## 【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

## 【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

## 【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

# 「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

## ② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

### ① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

#### （考え方）

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

\*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

### ② 再生産に必要な財産

#### （考え方）

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

### ③ 必要な運転資金

#### （考え方）

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③

再投下対象財産

## 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について（案）

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p>	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等</li> <li>・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等</li> <li>・ サービス提供に必要な送迎車両</li> <li>・ サービス提供に必要な介護機器</li> <li>・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等)</li> <li>・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等)</li> <li>・ 災害時のための食料・物品の備蓄</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金</li> <li>・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの)</li> <li>・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現預金、有価証券</li> <li>・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。)</li> <li>・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。)</li> <li>・ 美術品</li> </ul>

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

# 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定のメルクマール（案）

○「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、原則として、貸借対照表上の資産の区分に応じ、以下の考え方に基づき、その該当の有無を判定することとし、具体的には財産目録により、表示することとしてはどうか。

(◎…控除対象となるもの、○…具体的な財産の内容により控除対象となり得るもの、—…控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ①	現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。	—	最終的に使用目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	—	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	—	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	—	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	—	最終的に使用目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ②	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。	—	最終的に使用目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に依り小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ③	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
	1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ④	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	法人設立の要件となっているものに限り、控除対象となる。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固 定資産) ①	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産)②	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産)③	拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	/	法人全体の貸借対照表には計上されない。
	退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。	/	負債から控除済。
	長期預り金積立資産	長期預り金(注:ケアハウス等における入居者からの管理費等)に対応して積み立てた現金預金等をいう。	/	負債から控除済。
	〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積み立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。	—	用途目的の定めのない財産であることから控除対象とはならない。ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業による工賃変動積立金については、この限りではない。
	差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
	その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。

# 控除対象財産②「固定資産の再取得に必要な財産」について（案）

（算出方法（イメージ））

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha (\text{大規模修繕等})$$

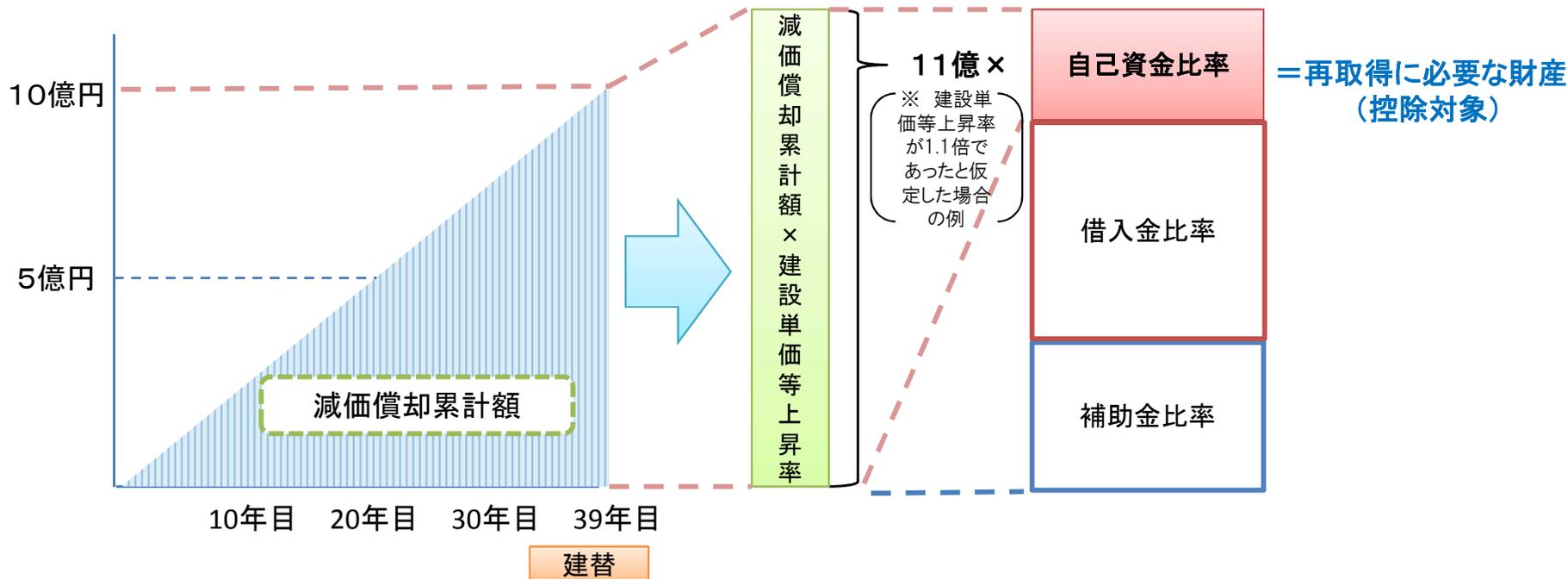
○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期（39年（※）経過後）には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。



○減価償却累計額（建設単価等上昇分を含む）には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によることとされている。



## 控除対象財産③「必要な運転資金」について（案）

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、
  - ・ 「年間事業活動支出の1月分」＋「事業未収金」相当額として、「年間事業活動支出の3月分」とする。

### 【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

### 【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
  - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
  - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設についても、自治体の措置費等の交付に係る運用によっては、事業未収金が発生する場合がある。

## 社会福祉充実財産の算定式（案）

$$\text{社会福祉充実財産 (C)} = \text{(A)} - \text{(B)} \\ \text{(再投下対象財産)} \quad \text{(活用可能な財産)} \quad \text{(控除対象財産①〔社会福祉法に} \\ \text{基づく事業に活用している不動産等〕} + \text{控除対象財産②〔再生産に必} \\ \text{要な財産〕} + \text{控除対象財産③〔必要な運転資金〕}$$

※1 **(A)〔活用可能な財産〕**

= 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

※2 **控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕**

= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債

※3 **控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕**

= **【将来の建替に必要な費用】**

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率〇. 〇)×一般的な自己資金比率〇%

**【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】**

+ (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)－過去の修繕額〇円

**【設備・車両等の更新に必要な費用】**

+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※4 **控除対象財産③〔必要な運転資金〕** = 年間事業活動支出の3月分

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

## 2. 「社会福祉充実財産」の算定例

## 「控除対象財産」の算定例の前提

- ① 事業用不動産等については、財産目録上の個別財産の内容が不明であるため、貸借対照表の科目から判断。
- ② 建替に必要な財産は、基本財産における建物に係る減価償却累計額（計算書類の注記）を使用。
- ③ 建設費等の上昇率については、建物建設から20年経過しているものと仮定し、当該経過年数に応じた建設工事費デフレーター1.07%を活用。
- ④ 一般的自己資金比率については、15%と仮定。
- ⑤ 大規模修繕費用割合については、20%とするとともに、大規模修繕は未実施と仮定。

# 「控除対象財産」の算定例①-1

○ 高齢者入所施設7箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	75億円	流動負債	2億円
現金預金	70億円	事業未払金	2億円
事業未収金	5億円	預り金	0億円
未収金	0億円	職員預り金	0億円
未収補助金	0億円	借入金	0億円
その他流動資産	0億円		
固定資産	125億円	固定負債	0億円
基本財産	70億円	退職給付引当金	0億円
土地	30億円	預り金	0億円
建物	40億円		
その他の固定資産	55億円	負債の部合計	2億円
土地	10億円	純資産の部	
建物	20億円	基本金	1億円
構築物	1億円	国庫補助金等特別積立金	15億円
車両運搬具	1億円	その他の積立金	22億円
器具及び備品	0億円	次期繰越活動増減差額	160億円
退職給付引当資産	0億円		
積立資産	20億円		
その他の固定資産	3億円	純資産の部合計	198億円
資産の部合計	200億円	負債及び純資産の部合計	200億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」200億円－「負債の部合計」2億円－「基本  
金」1億円－「国庫補助金等特別積立金」15億円  
＝ 182億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】182億円  
 ー 【事業用不動産等】89億円  
 ー 【再生産に必要な財産】19億円  
 ー 【必要な運転資金】6億円  
 ー 68億円 (⇒ 社会福祉充実財産あり。)

# 「控除対象財産」の算定例①-2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	30億円	0億円
建物	40億円	30億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	10億円	0億円
建物	20億円	10億円
構築物	1億円	1億円
車両運搬具	1億円	1億円
器具及び備品	0億円	3億円
その他の固定資産	3億円	0億円
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>35億円</b>	<b>15億円</b>

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」30億円＋「建物（基本財産）」40億円＋その他の固定資産35億円－基本金1億円－国庫補助金等特別積立金15億円－対応負債0円  
 ＝ **89億円**

#### ※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金・0円
  - ② 設備資金借入金・0円
  - ③ 1年以内返済予定リース債務・0円
  - ④ リース債務・0円
- ①＋②＋③＋④ ＝ **0円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	30億円	0億円
建物	40億円	30億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	10億円	0億円
建物	20億円	10億円
構築物	1億円	1億円
車両運搬具	1億円	1億円
器具及び備品	0億円	3億円
その他の固定資産	3億円	0億円
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>35億円</b>	<b>15億円</b>

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)  
 「減価償却累計額」40億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15%＝6億円

(②大規模修繕費用)  
 40億円×大規模修繕費割合0.2＝8億円

(③その他固定資産の再取得費用)  
 5億円

①＋②＋③ ＝ **19億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業活動による収支	介護保険事業収入	30億円
	老人福祉事業収入	4億円
	介護保険外収入	1億円
	経常経費寄付金収入	0億円
	受取利息配当金収入	0億円
	その他の収入	0億円
	<b>事業活動収入計</b>	<b>35億円</b>
	人件費支出	17億円
	事業費支出	4億円
	事務費支出	2億円
利用者負担軽減額	0億円	
その他の支出	0億円	
<b>事業活動支出計</b>	<b>23億円</b>	
<b>事業活動資金収支差額計</b>	<b>12億円</b>	
<b>施設設備等資金収支差額計</b>	<b>▲3億円</b>	
<b>その他の活動収支差額計</b>	<b>▲8億円</b>	
<b>当期資金収支差額合計</b>	<b>1億円</b>	

(年間事業活動支出の3月分)  
 23億円÷12月×3 ＝ **6億円**

# 「控除対象財産」の算定例②-1

○ 高齢者入所施設7箇所、病院1箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	30億円	流動負債	5億円
現金預金	20億円	事業未払金	4億円
有価証券	0億円	1年以内返済予定設備資金借入金	1億円
事業未収金	10億円	1年以内返済予定リース債務	0億円
未収金	0億円	預り金	0億円
立替金	0億円	職員預り金	0億円
その他流動資産	1億円	前受金	0億円
固定資産	150億円	固定負債	45億円
基本財産	60億円	設備資金借入金	40億円
土地	5億円	リース債務	1億円
建物	60億円	退職給付引当金	3億円
その他の固定資産	90億円	長期預り金	0億円
土地	0億円	その他の固定負債	1億円
建物	2億円	負債の部合計	50億円
構築物	1億円	純資産の部	
機械及び装置	0億円	基本金	15億円
車両運搬具	0億円	国庫補助金等特別積立金	60億円
器具及び備品	7億円	その他の積立金	20億円
有形リース資産	1億円	次期繰越活動増減差額	40億円
ソフトウェア	0億円		
退職給付引当資産	4億円		
積立資産	15億円		
その他の固定資産	60億円	純資産の部合計	130億円
資産の部合計	185億円	負債及び純資産の部合計	185億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」185億円－「負債の部合計」50億円－「基本  
金」15億円－「国庫補助金等特別積立金」60億円  
＝ **60億円**



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】60億円  
 － 【事業用不動産等】19億円  
 － 【再生産に必要な財産】54億円  
 － 【必要な運転資金】18億円  
 ＝ **▲31億円 (⇒ 社会福祉充実財産なし。)**

# 「控除対象財産」の算定例②-2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	5億円	0億円
建物	60億円	100億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	0億円	0億円
建物	2億円	2億円
構築物	1億円	4億円
機械及び装置	0億円	1億円
車両運搬具	0億円	1億円
器具及び備品	7億円	10億円
有形リース資産	1億円	1億円
ソフトウェア	0億円	1億円
その他の固定資産	60億円	0億円
その他の固定資産合計	71億円	20億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」5億円＋「建物（基本財産）」60億円＋その他の固定資産71億円－基本金15億円－国庫補助金等特別積立金60億円－対応負債42億円＝ **19億円**

※ 対応負債

- ① 1年以内返済予定設備資金借入金 . . . . . 1億円
- ② 設備資金借入金 . . . . . 40億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務 . . . . . 0億円
- ④ リース債務 . . . . . 1億円

①＋②＋③＋④ = **42億円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
<b>基本財産</b>		
土地	5億円	0億円
建物	60億円	100億円
<b>その他の固定資産</b>		
土地	0億円	0億円
建物	2億円	2億円
構築物	1億円	4億円
機械及び装置	0億円	1億円
車両運搬具	0億円	1億円
器具及び備品	7億円	10億円
有形リース資産	1億円	1億円
ソフトウェア	0億円	1億円
その他の固定資産	60億円	0億円
その他の固定資産合計	71億円	20億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)  
「減価償却累計額」102億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% = 16億円

(②大規模修繕費用)  
102億円×大規模修繕費割合0.2 = 20億円

(③その他固定資産の再取得費用)  
18億円

①＋②＋③ = **54億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業活動による収入	介護保険事業収入	30億円
	老人福祉事業収入	10億円
	医療事業収入	20億円
	その他の事業収入	3億円
	その他の収入	1億円
	その他	1億円
	事業活動収入計	65億円
事業活動による支出	人件費支出	50億円
	事業費支出	10億円
	事務費支出	10億円
	利用者負担軽減額	0億円
	支払利息支出	0億円
	その他の支出	0億円
	事業活動支出計	70億円
事業活動資金収支差額計		▲5億円
施設設備等資金収支差額計		▲10億円
その他の活動収支差額計		10億円
当期資金収支差額合計		▲5億円

(年間事業活動支出の3月分)  
70億円÷12月×3 = **18億円**

# 「控除対象財産」の算定例③-1

○ 保育所1箇所を運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	当年度末	科目	当年度末
流動資産	0.2億円	流動負債	0.2億円
現金預金	0.2億円	事業未払金	0.1億円
		1年以内返済予定設備資金借入金	0.1億円
固定資産	2.8億円	固定負債	0.8億円
基本財産	2.0億円	設備資金借入金	0.7億円
建物	2.0億円	退職給付引当金	0.1億円
その他の固定資産	0.8億円		
構築物	0.1億円		
機械及び装置	0.1億円		
器具及び備品	0.1億円	負債の部合計	1.0億円
退職給付引当資産	0.1億円	純資産の部	
積立資産	0.4億円	基本金	0.2億円
		国庫補助金等特別積立金	1.0億円
		その他の積立金	0.4億円
		次期繰越活動増減差額	0.3億円
		純資産の部合計	1.9億円
資産の部合計	3億円	負債及び純資産の部合計	2.9億円

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」3億円－「負債の部合計」1億円－「基本金」0.2億円－「国庫補助金等特別積立金」1億円  
 = 0.8億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】0.8億円  
 ー 【事業用不動産等】0.3億円  
 ー 【再生産に必要な財産】0.2億円  
 ー 【必要な運転資金】0.2億円  
 = 0.1億円 (⇒ 社会福祉充実財産あり。)

# 「控除対象財産」の算定例③－2

## 【事業用不動産等】

### 【貸借対照表より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地（基本財産）」0億円＋「建物（基本財産）」2億円＋その他の固定資産0.3億円－基本金0.2億円－国庫補助金等特別積立金1億円－対応負債0.8億円＝ **0.3億円**

※ 対応負債

① 1年以内返済予定設備資金借入金

.....0.1億円

② 設備資金借入金.....0.7億円

③ 1年以内返済予定リース債務.....0億円

④ リース債務.....0億円

①＋②＋③＋④ ＝ **0.8億円**

## 【再生産に必要な財産】

### 【計算書類に係る注記より抜粋】

	簿価	減価償却累計額
基本財産		
建物	2億円	0.5億円
その他の固定資産		
構築物	0.1億円	0億円
機械及び装置	0.1億円	0億円
器具及び備品	0.1億円	0億円
その他の固定資産合計	0.3億円	0億円

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)

「減価償却累計額」0.5億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% ＝ 0.1億円

(②大規模修繕費用)

0.5億円×大規模修繕費割合0.2  
＝ 0.1億円

(③その他固定資産の再取得費用)

0億円

①＋②＋③ ＝ **0.2億円**

## 【必要な運転資金】

### 【資金収支計算書】

勘定科目		決算額
事業収入	保育事業収入	1億円
	その他の収入	0.1億円
事業活動収入計		1.1億円
事業活動による支出	人件費支出	0.7億円
	事業費支出	0.1億円
	事務費支出	0.1億円
事業活動支出計		0.9億円
事業活動資金収支差額計		0.2億円
施設設備等資金収支差額計		▲0.1億円
その他の活動収支差額計		0億円
当期資金収支差額合計		0.1億円

(年間事業活動支出の3月分)  
0.9億円÷12月×3 ＝ **0.2億円**

## 「社会福祉充実財産」の算定例まとめ



- **社会福祉充実財産は、法人の規模の大小にかかわらず、生じ得る。**
- **建物の竣工から経過年数が長く経過しているほど、減価償却費等が内部に蓄積されていくため、社会福祉充実財産は生じる傾向。**
- **事業拡大を行う法人ほど、社会福祉充実財産は生じない傾向。**

### **3. 社会福祉充実計画について**

## 社会福祉充実計画について（案）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされていることを踏まえ、所轄庁においては、以下の内容について審査を行う。
  - ① 計画に必要事項が記載されているか
  - ② 手続が適正に行われているか
  - ③ 計画に事業区域における需要・供給の見通しとの観点から、著しく合理性を欠く内容が含まれていないか
  - ④ 計画の内容が行政計画との関係で実現不可能な内容が含まれていないか

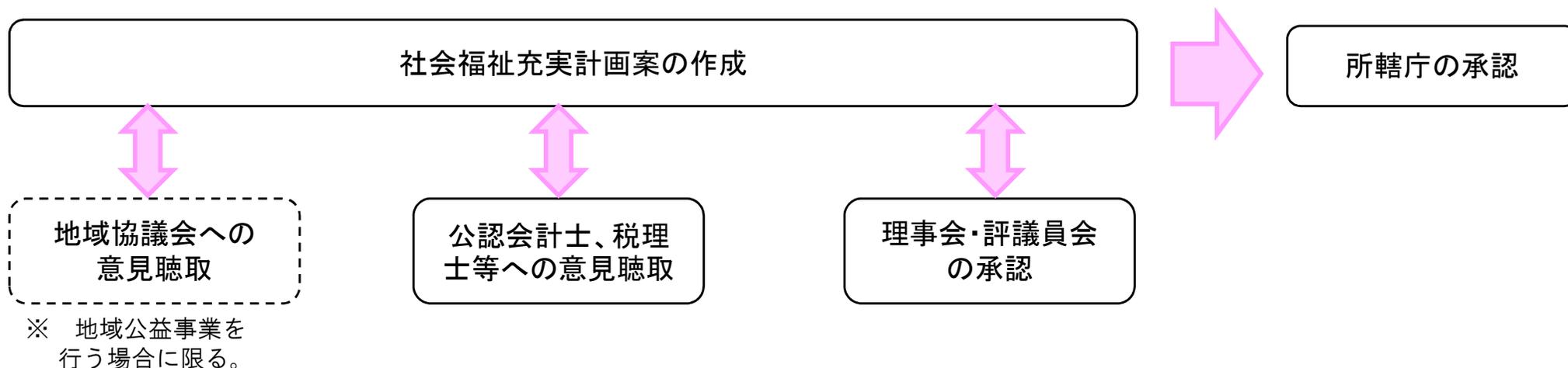
### 1. 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

- ◆ **社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について、検討し、行う事業を記載する。**

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

## 2. 社会福祉充実計画の作成手続

◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



## 3. 計画の記載内容

◆ 計画の記載内容は、法律上の以下のとおり規定がされているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実財産の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容</li> <li>② 事業区域</li> <li>③ 社会福祉充実事業の事業費</li> <li>④ 社会福祉充実財産の規模</li> <li>⑤ 計画の実施期間</li> <li>⑥ その他厚生労働省令で定める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報</li> <li>② 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果</li> <li>③ 資金計画</li> <li>④ 事業費積算（概算）</li> <li>⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等</li> </ul>

#### 4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則として、5年間の範囲で、毎年度の社会福祉充実財産の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができるものとする。

※ また、社会福祉充実財産の全額を計画期間内に活用することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合（例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など）には、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができるものとする。

- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

# 社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成○年度～平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

## 1. 基本的事項

法人名								
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日								
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
評議員会の承認年月日								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成○年 度末現在)	1年目 (平成○年 度末現在)	2年目 (平成○年 度末現在)	3年目 (平成○年 度末現在)	4年目 (平成○年 度末現在)	5年目 (平成○年 度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
うち社会福祉充実 事業費(単位：千円)								
本計画の対象期間								

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					

	小計						
4年目							
	小計						
5年目							
	小計						
合計							

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

## 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

## 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
財源構成	計画の実施期間における事業費合計						
	社会福祉充実 残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益 その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1年目	
	2年目	
	3年目	
	4年目	
	5年目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由**

--

# 社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようにするとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

## 1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

### 【社会福祉充実財産について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実財産の再計算

### 【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書(案)のイメージについては次頁参照

## 2. 地域協議会への意見聴取内容(例) (地域公益事業を行う場合に限る。)

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

# 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実財産の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

## 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書(案)イメージ

### 手続実施結果報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

#### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

#### 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

#### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

#### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

#### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜変更することができる。

以上

# 地域協議会のイメージ

○ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

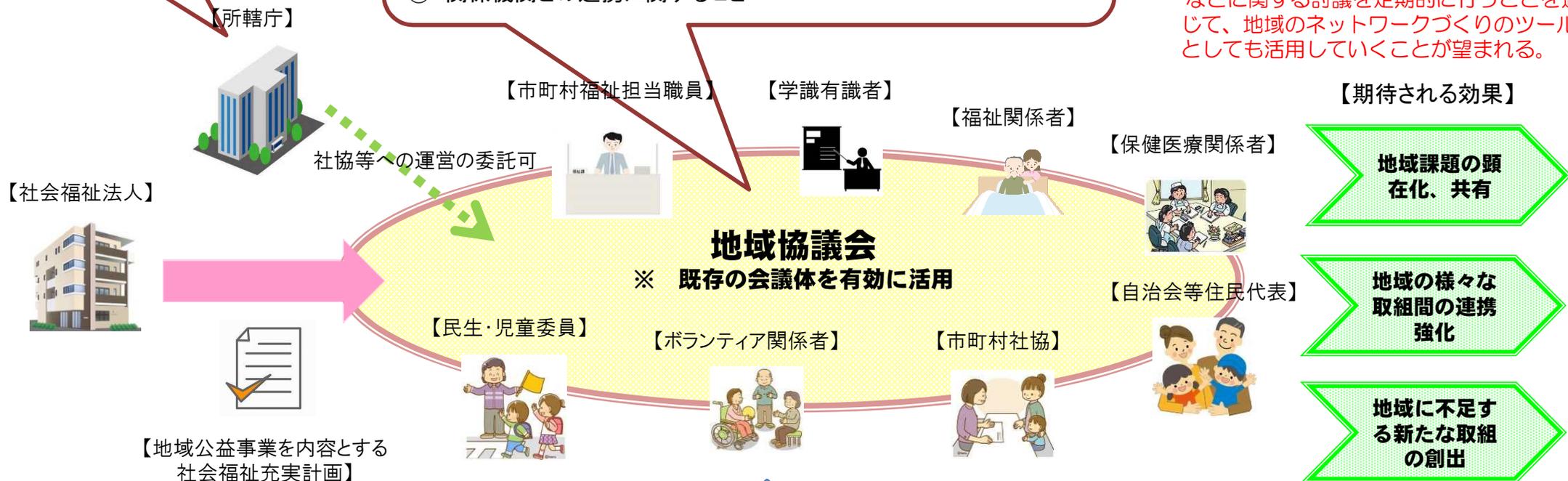
所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

## 【地域協議会における協議事項】

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

※ さらに、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。



介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

- 改正社会福祉法により、社会福祉充実財産を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められる。
- 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。
- その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置する。

## 1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

※ 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うもの。

- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。)

※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。

- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 地域協議会の実施エリアについて

- ◆ 地域協議会の実施エリアは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合には、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

## 3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
  - ① 学識有識者
  - ② 保健医療福祉サービス事業者
  - ③ 民生委員・児童委員
  - ④ サービス利用(予定)者である地域住民
  - ⑤ 福祉行政職員(町村職員を含む。)
  - ⑥ 社会福祉協議会
- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

## 4. 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。
  - ① 地域の福祉課題に関すること
  - ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
  - ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
  - ④ 関係機関との連携に関すること
  
- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
  - ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
  - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
  - ③ 地域の関係者の連携の在り方などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。(地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことが考えられる。)
  
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

## 5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

- ◆ 複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。  
ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。



# 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善 を行う場合に参考となる賃金水準について

## 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に 参考となる賃金水準について

- 今後の少子高齢化の一層の進行を踏まえれば、福祉・介護人材の確保を着実に進めていく必要があるが、そのためには、現に福祉・介護分野で働く職員の処遇を改善し、これらの者が将来に希望を持って、福祉・介護の仕事を継続できるようにしていくことが重要。
- このための一つの方策として、今般の改正社会福祉法による「社会福祉充実財産」を活用し、職員処遇の改善の取組を進めていくことが考えられる。
- その際、改正社会福祉法の成立に当たっては、以下の附帯決議がなされていることから、別添のとおり、各都道府県別の賃金水準をお示しするので、所轄庁におかれては、社会福祉法人に対して、これらの賃金水準を踏まえた職員処遇の改善の重要性について理解が促されるよう、周知をお願いしたい。

### 【平成27年7月衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。

### 【平成28年3月参議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

三（前略）また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。

(資料6別添)

	産業計						卸売業、小売業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						教育、学習支援業						医療、福祉計					
	(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)							
	平均勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	平均勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	平均勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	平均勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	平均勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額	勤続年数	きまって支給する現金給与額						
全国平均	12.1	333.3	13.5	370.3	9.4	259.6	12.9	324.2	14.3	363.4	9.8	241.7	8.6	264.8	9.5	298.3	7.3	213.4	9.0	274.6	10.0	309.5	7.9	230.9	11.6	395.6	13.4	457.9	9.3	321.7	8.3	301.5	8.6	379.4	8.2	271.0
北海道	11.4	287.3	13.0	318.5	8.6	231.2	12.9	279.1	14.3	308.9	9.6	210.7	7.9	236.9	8.9	270.0	6.6	189.7	7.8	253.5	8.8	279.6	6.3	214.7	10.3	324.9	13.5	401.5	7.0	246.2	7.5	285.9	8.1	351.7	7.3	258.0
青森	11.5	254.2	12.7	287.4	9.9	207.8	14	258.6	15.2	288.7	11.3	193.3	8.4	204.5	9.7	235.6	7	168.5	8.2	219	8.2	240	8	177.8	13	324.1	14.8	384.4	10.6	246.8	8.9	237.7	7.8	284.6	9.3	224
岩手	11.8	259.9	12.8	290.3	10.3	209.7	14	266.2	14.8	292.4	12.1	206.9	7.7	210.8	8	238.6	7.4	185.3	8.8	232	8.8	254.7	8.7	201.3	12.7	328.4	14.8	397.4	10.4	255.4	9.4	238.2	9.6	280.7	9.4	225.3
宮城	11.6	307.4	12.8	342.5	9.5	241.8	11.5	305.5	12.3	335.7	9.5	230.1	8.5	254.4	9.2	293.9	7.5	195.8	7.3	233.4	8.1	261.6	6.3	201.9	11.5	385.5	12.9	439.5	9.5	311	8	288.5	7.7	347.7	8.1	266.2
秋田	12.8	257.1	13.8	286.1	11.3	211.6	12.6	243.7	13.7	283.2	10.8	178.6	8.6	208.6	10	235.9	6.8	174.1	11.2	227.8	12	252.8	9.7	186.5	9.1	273.3	12.3	354.7	6.7	211.9	10.1	270.2	9.9	355.5	10.2	246.3
山形	12.9	266.1	13.7	296.7	11.4	217.1	13.4	255	14.9	292	10.6	186.2	8.6	211.5	7.3	236.2	9.9	187.4	8.2	238.4	8.8	266.5	7.4	203	11.9	334.1	13	378.8	10.2	268	10	272	11	327.5	9.6	252.3
福島	12.6	289.4	13.5	322.9	10.6	221	12.5	268.5	13.4	305.9	10.9	196.2	7.9	234.1	8.3	264.5	7.4	196.4	8.1	258.4	8.7	295.4	7.3	202.7	9.9	329.4	11.5	384.8	7.8	258.6	8.6	271.2	7.7	333.2	9	245
茨城	12.6	330.7	13.9	371.3	9.9	248.9	12.1	290.4	12.9	331	10.4	210.3	9.9	262.7	10.5	302.5	8.9	200.9	8.8	292.5	10.1	356.4	7.4	218.8	12.2	381.1	14	441.8	9.7	296.6	7.6	304.6	7.8	396.1	7.6	275.6
栃木	12.6	321.3	13.9	357.9	9.8	242	12.8	303	14.6	343.5	8.8	209.4	7.7	249.1	7.8	281.1	7.5	204.2	9.2	248.4	9.7	290.7	8.8	206.6	10.4	348.2	11.3	417	9.4	272.3	8.4	289.9	9.2	367.8	8	261.7
群馬	12.3	314.5	13.3	346.8	10	239	12.2	294.6	13.8	332.8	8.4	205.9	8.4	241	8.7	269.5	8.1	201	7.6	260.6	7.8	285.5	7.1	205.7	12.7	300.6	14.3	344.3	10.8	250.5	8.9	297.2	9.2	381.2	8.8	265.4
埼玉	12	333	13.3	365.4	8.9	257.7	11.9	318.4	13.2	349.9	9	242.6	9.5	287	10.1	324.3	8.2	216.3	9.1	282.3	9.8	310.5	8	239.1	11.6	360.7	14.6	431.9	8.5	286.6	7.1	305.8	7.5	374.9	6.9	273.6
千葉	11.8	338.2	13.1	370.9	9.1	267.3	11.7	316.1	12.8	344.7	8.9	241.8	8.7	272	9.2	305.1	7.9	224.1	9.4	286.1	10.2	340.9	8.5	232.6	12	415.5	13.9	480.3	9.3	319	7.4	331.7	7.5	437.1	7.3	289.9
東京	12.6	412.4	14.1	453.9	9.4	321.8	13.7	397.5	15.4	442.6	10	300	9.6	320.2	10.8	349.4	7.2	262.1	10	323.4	11.6	366	8.2	280.2	12.3	448.6	13.7	509.6	10.7	374.8	7.6	360.2	8.6	442.9	7.1	319.4
神奈川	12	367.4	13.3	402.4	9.2	288.8	11.5	336.4	12.9	377.3	8.6	253.9	8.9	292.1	10	324.8	6.8	230.9	9.1	275.1	9.6	309	8.5	228.8	11.6	432.4	13.1	507.8	9.9	348.8	9	352.4	10	430.8	8.6	317.8
新潟	12.9	282.4	13.9	312.8	11.3	228.2	13.6	260.1	14	286.3	12.7	207.6	9.3	234.5	10.5	262.8	7.1	184.4	8.5	244.8	8.9	276.2	7.8	195.3	13.2	369	14	398.9	11.7	306.8	10	286	10	365.2	10	254.9
富山	12.9	297	13.6	329.8	11.6	235.3	13	289.5	13.8	320.7	11.3	223.1	8.5	250.3	8.5	279.3	8.4	207.7	7.7	245.8	8.1	286.6	7.3	201.5	10.5	334.9	13	419.2	7.9	244.8	10.5	273.9	10.5	350.9	10.6	253.4
石川	12.4	298.6	13.7	335.6	10.3	237.5	14	295.9	15.2	330.9	11	216.1	8.1	242.7	9.1	277.6	7.1	204	9.9	269.7	10.1	306.5	9.6	212.2	12.4	354.6	13.5	393.6	10.6	286.3	8.8	266.8	9.6	343.5	8.6	250.2
福井	12.2	294.3	12.7	328.5	11.3	238.3	12.2	273.6	12.7	310.2	11.1	203.7	6.4	254.6	7	277.9	5.8	232.3	9.2	249.5	9.4	288.6	8.9	206.3	14.3	382.6	16.1	424.1	11.7	325.6	10.1	285.2	10	322	10.1	270.4
山梨	11.6	313	12.9	346.8	9.2	248.9	11.7	278.9	13.1	313.5	9	206.4	7.9	262	9.1	291.9	6.3	219.9	7.6	274.2	9.1	301.8	5.9	242.5	10.3	350.8	12.9	444.5	7.4	245.4	8.1	314.4	8.2	372.9	8.1	287.1
長野	12.4	304.5	13.6	337.4	9.9	238.5	11.9	289.2	13.2	322.4	9	214.8	8.8	256.2	9.9	284.7	7.4	215.1	7.3	262.8	7.7	292.2	6.8	220.7	11.4	352.1	13	396.2	8.7	275.2	9	287.9	9.7	354.9	8.8	261.8
岐阜	12	303	13.5	334.3	8.9	235.4	12	288.1	13.3	319.7	8.8	210.4	8.2	239.7	9.2	269.7	6.9	197.7	7.9	266.5	8.7	290	6.9	232.5	11.8	350.7	14.2	397.3	7.9	275.3	9	288.2	10.3	346.7	8.6	265.4
静岡	12.5	320.7	13.9	357.8	9.6	242.7	12	290.2	13.4	326	9.4	222.2	9.5	254.5	10.2	287.6	8.7	209.4	9.3	277.4	10.1	305	8.1	233	11.2	353	14.1	432.9	8.6	281.9	8.1	301.7	7.9	401.3	8.2	266.1
愛知	12.9	354.9	14.2	386.9	9.2	265.3	12	326	13	357.3	9.3	234	9	285.8	9.8	320.3	7.7	231.4	8.1	291.8	9.3	330.9	6.8	247.8	11.5	414.5	13.8	482.1	8.6	330.3	8.5	317.2	9	383.2	8.3	291.1
三重	12.2	328.8	13.5	366.2	9.4	249.2	12.3	292.3	13.5	327.5	9.6	220.3	8.5	249.4	8.7	279.8	8.3	207	8.5	279.7	9.6	317.8	6.7	216.1	11.4	367.1	12.7	415.9	9.4	296.3	8.5	311.7	9	404	8.3	279.2
滋賀	12.1	329.1	13.1	359.7	9.8	251.9	14.2	302.9	15.5	344.7	11.5	217.9	8.8	277.2	9.9	311.9	7.1	220.7	13.2	305.7	14.8	361.8	10.6	213.1	11.0	406.4	11.9	450.3	9.4	331.0	7.7	313.0	8.3	396.4	7.5	276.2
京都	11.7	335.1	13.3	371.1	8.8	272.6	12.4	298.4	14.5	338.6	9.0	230.8	9.0	265.3	10.5	292.1	6.5	223.3	10.3	301.9	11.8	364.6	8.7	229.3	10.6	425.3	12.5	495.5	8.4	346.5	8.3	338.0	8.3	428.1	8.3	298.8
大阪	11.8	358.5	13.2	393.2	8.9	288.8	14.0	370.1	15.8	419.1	10.3	270.5	9.6	292.1	11.2	324.9	6.5	229.9	10.3	308.2	12.0	349.3	8.1	253.9	10.0	408.1	12.2	477.5	8.3	350.7	7.4	335.0	8.1	414.0	7.1	302.1
兵庫	12.1	332.1	13.7	365.1	8.8	263.4	14.3	321.7	15.8	353.9	11.4	255.8	8.3	263.7	8.8	294.8	7.4	215.4	8.3	269.6	9.4	305.6	7.0	228.0	11.0	409.1	12.6	462.7	8.6	331.4	6.6	302.2	7.1	390.6	6.5	273.5
奈良	11.7	317.1	13.3	350.1	8.7	259.2	11.8	301.2	13.2	331.1	8.6	230.5	9.0	259.8	10.0	290.7	7.2	206.0	9.5	251.8	10.5	269.1	7.8	222.6	10.7	388.4	12.2	441.4	9.2	333.0	7.9	300.8	8.4	357.2	7.6	276.6
和歌山	11.6	303.3	13.3	338.8	8.5	240.6	11.3	282.1	12.9	316.6	8.0	208.5	8.3	240.4	8.5	264.5	8.1	204.0	7.8	249.2	9.3	287.2	6.1	202.8	10.3	382.0	12.4	452.4	8.1	309.3	7.5	278.3	7.6	339.5	7.4	

医療、福祉																								複合サービス事業						サービス業(他に分類されないもの)					
保育士(保母・保父)						介護支援専門員(ケアマネージャー)						ホームヘルパー						福祉施設介護員						複合サービス事業			サービス業(他に分類されないもの)								
(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)		(男女計)		(男)		(女)							
平均勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	平均勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	平均勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	平均勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	平均勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額	勤続年数	きまって支給する 現金給付額						
7.6	219.2	5.8	238.2	7.7	218.2	8.7	261.6	7.8	281.7	9.1	254.0	6.6	225.1	4.3	237.7	7.2	221.5	6.0	223.5	5.9	238.8	6.1	215.5	14.3	314.7	15.4	341.5	10.8	232.3	9.4	282.1	10.1	305.3	7.5	227.9
5.9	211.2	5.2	229.6	5.9	209.8	8.5	255.8	7.0	279.1	9.2	244.8	4.8	199.7	3.8	197.8	5.2	200.5	5.4	204.4	5.5	212.8	5.3	200.5	13.4	285.1	14.1	308.6	11.5	218.4	9.3	248.0	10.1	268.0	7.8	206.4
9.7	193.5	5.1	223.4	10.0	192.1	12.6	236.3	15.9	255.1	11.6	230.7	6.0	199.2	2.4	194.9	7.4	200.8	6.1	185.4	5.5	186.7	6.3	185.0	15.1	305.4	15.9	325	12.2	228.3	8.8	216.3	9.6	244.2	7.4	170
6.0	196.5	1.5	184.0	6.0	196.5	7.1	211.1	4.6	215.1	7.4	210.6	6.7	205.3	-	-	6.7	205.3	6.6	201.7	5.4	217.8	7.0	195.6	15.8	268.3	17.7	293.4	9.8	186.3	7.2	232.3	7.6	246.6	6	187.4
6.3	214.1	3.3	193.6	6.6	216.2	5.8	261.5	4.6	280.7	6.0	258.9	8.4	196.6	-	-	8.4	196.6	5.2	227.5	5.9	242.4	4.9	220.0	14.5	312.2	15.6	337.9	10.7	228.1	7.4	240.4	9	268.4	4.9	198.5
7.8	208.1	-	-	7.8	208.1	8.8	216.8	25.6	368.7	7.9	208.1	8.4	206.9	-	-	8.4	206.9	8.3	193.4	7.9	202.3	8.5	189.3	18.4	317.9	20.3	347.3	12.8	233.1	9.5	215	10.1	231.5	8.1	181.5
4.8	180.4	5.5	198.7	4.8	179.6	11.0	232.7	30.5	391.6	10.0	224.7	12.0	204.5	15.5	183.9	11.7	206.0	6.9	211.0	6.9	218.5	6.9	207.7	15	272.9	15.8	299.8	13.3	215.8	8.6	228	8.9	244.9	7.9	182.7
8.7	196.0	8.2	210.5	8.8	194.6	15.1	243.8	15.1	252.1	15.2	240.8	4.9	191.3	3.5	192.3	6.8	189.9	5.4	211.9	5.4	227.6	5.3	203.6	14.8	301.5	16.6	328.9	9.1	218.1	7.1	234.1	7.7	249.9	5.6	191.5
5.5	208.4	5.7	203.1	5.5	208.5	7.3	278.3	3.7	328.3	8.2	266.5	5.7	217.4	5.8	251.5	5.6	198.7	4.0	233.5	4.6	252.6	3.7	222.3	11.9	315.6	12.7	339.1	8.5	223.2	9.4	273.3	11.1	304.7	5.7	204
7.3	219.4	3.7	221.2	7.7	219.2	8.4	284.5	7.3	353.6	8.6	270.3	6.4	210.3	4.3	227.5	6.8	207.3	5.3	217.3	5.0	230.8	5.4	211.5	15.2	302.9	16.9	330.9	11.1	234.2	10.9	285	11.7	303.9	8.1	219
8.8	220.1	6.2	281.2	8.9	218.1	13.1	281.9	8.3	268.5	16.8	292.1	7.3	216.6	8.3	257.5	7.0	206.4	6.8	226.0	6.3	236.6	7.1	220.5	14.6	307.6	16.1	335.6	10	222.7	10.1	266.1	10.2	284.1	10	211.4
5.2	213.1	3.8	228.8	5.4	211.6	7.4	283.7	5.2	307.0	8.4	273.0	4.5	259.5	5.0	330.3	4.5	248.4	5.2	243.9	5.4	259.9	5.0	231.9	14.6	327.1	16.1	353.6	9.5	237.7	9.7	300.5	10.4	320.1	6.9	219
5.7	234.2	8.5	260.2	5.7	233.8	8.7	290.3	5.4	309.3	10.9	277.6	5.9	237.3	5.6	244.3	6.1	234.2	5.4	237.2	5.4	252.3	5.4	228.0	13.8	324	14.6	345.1	10.9	247.3	9.6	282.2	9.9	296.8	8.3	232.6
6.0	239.4	6.0	257.9	6.0	237.4	6.8	315.0	4.3	363.7	7.5	301.9	6.0	271.2	4.5	273.9	6.8	269.9	6.3	271.9	6.2	278.5	6.4	266.3	13.2	368	14	389.6	9	255	10.3	333.4	11.3	361.8	8.1	269.6
8.8	236.0	2.8	229.5	9.0	236.2	8.1	284.0	5.9	281.7	9.8	285.7	6.1	265.4	3.1	269.3	7.7	263.4	6.1	258.2	7.2	277.9	5.2	241.3	11.9	321.2	12.9	343.1	8.9	257.6	8.7	290	9.5	314.3	7.2	243.8
7.5	203.4	1.7	167.1	7.7	205.0	12.1	249.2	11.7	268.2	12.1	246.7	10.8	174.3	5.5	271.3	10.8	173.8	7.5	216.8	7.4	234.9	7.5	207.2	16	296.9	17.5	321.5	12	234.8	9	239.8	9.5	255.3	7.6	198.9
8.4	190.4	9.7	201.2	8.4	190.3	12.7	262.2	12.3	289.8	12.9	249.7	4.4	246.6	1.5	208.0	4.4	247.2	6.5	223.3	6.3	233.6	6.6	219.4	16.2	318.6	18.3	356	11	226.4	9.3	251	9.4	271.9	9	200.6
5.8	214.8	-	-	5.8	214.8	16.5	273.3	4.5	234.8	17.0	274.8	9.2	222.2	1.5	222.5	10.0	222.2	7.3	214.0	5.6	224.2	7.8	211.4	16.3	325.1	18	355.9	12	246.7	8.7	245.4	8.7	256.8	8.8	213.3
7.4	193.2	-	-	7.4	193.2	6.1	249.8	3.8	245.5	8.7	254.5	7.4	225.9	-	-	7.4	225.9	6.8	224.6	7.5	226.6	6.4	223.6	15.5	310	16	331	14	254.8	10.6	262.3	10.6	270.6	10.4	229
6.4	223.5	2.5	215.0	6.7	224.1	2.0	233.7	8.5	286.5	1.7	230.9	10.5	269.6	10.5	280.0	10.5	240.9	6.1	214.5	6.1	224.9	6.2	207.2	14.1	312	15	335.2	11.2	238.8	9.1	265.7	9.4	280.7	7.7	202.4
9.7	215.8	5.1	191.0	9.9	216.9	9.4	250.3	8.6	257.6	9.9	246.6	4.1	221.9	3.4	226.8	4.7	217.2	6.3	229.6	5.7	242.9	6.6	223.9	15.8	301.9	16.5	331.7	14	231.9	8	247.8	8.7	266.4	6	201.3
11.1	195.8	-	-	11.1	195.8	6.3	272.0	0.5	279.5	6.8	271.4	6.3	228.3	3.5	260.0	6.3	228.1	5.7	229.6	5.9	249.7	5.6	221.3	14.9	301.4	16.2	335.1	11.6	218.7	7.9	255.5	9.2	282.3	5	193.3
6.9	203.2	1.5	190.5	7.1	203.7	6.6	255.2	8.1	286.4	5.9	240.5	5.2	201.5	2.7	236.0	5.9	191.8	5.6	227.7	5.1	235.2	5.8	224.0	14.7	326.5	16	351	10.6	247.2	10.7	282.1	11.2	320.4	10.2	236.6
10.7	265.3	7.5	283.1	11.0	263.4	7.3	254.3	7.7	285.1	7.1	243.2	7.5	257.5	5.0	243.0	7.7	259.1	5.4	244.1	5.5	260.4	5.4	236.2	15.1	341	16.9	371.2	9	239.9	8.4	292.8	9.2	316.6	6.5	235.9
6.7	197.2	1.5	208.4	6.7	197.2	11.4	265.0	10.1	288.9	11.8	256.1	7.9	215.3	2.6	180.2	9.8	227.7	5.9	231.1	5.3	248.2	6.0	225.8	15.1	322.5	16.7	355.7	11.3	244.1	8.9	286.9	9.4	317.1	7.5	212.4
8.5	226.6	7.9	250.1	8.6	223.9	5.3	280.2	6.6	327.7	4.9	264.7	7.1	237.6	4.5	260.5	7.3	235.7	5.1	236.8	5.1	250.4	5.2	227.6	13.5	307.9	14.3	333.1	10.8	226.5	8.5	270.6	8.9	293.1	7.2	203.5
8.8	239.1	8.4	275.1	8.9	235.8	9.2	255.2	8.2	259.4	9.7	253.6	6.6	265.6	4.7	243.4	7.5	276.1	5.2	226.0	5.1	237.7	5.3	219.3	13.6	337.2	14.7	355.7	8.9	253.4	8.6	258.1	9.4	279.9	6.9	213.5
7.4	233.4	6.9	237.4	7.4	233.1	5.7	271.1	5.4	282.2	6.0	264.3	6.4	244.5	6.2	284.2	6.4	234.4	5.1	236.9	4.7	248.7	5.4	228.8	14.5	363.3	15.8	387.6	8.8	251.3	9.5	292.8	10.3	314.1	7.5	238.9
5.9	221.2	4.8	222.8	5.9	221.1	7.1	257.5	6.6	279.9	7.3	251.4	4.9	238.4	4.2	239.4	5.0	238.2	6.1	233.3	6.1	250.2	6.1	225.3	13.8	307.6	16.1	344.4	9.1	233.1	9.6	278.4	10	300.1	8.5	220.6
5.9	210.6	5.5	226.5	5.9	209.7	6.7	271.8	8.4	253.2	6.6	273.7	6.4	231.8	5.4	227.6	6.8	233.6	6.7	240.0	6.1	251.6	7.1	232.4	14.0	308.4	15.4	330.5	8.5	219.9	11.5	250.3	13	273	7.8	195.5
8.5	213.5	6.5	210.6	8.5	213.5	7.0	251.2	6.3	293.5	7.2	240.1	6.7	219.5	3.5	221.1	7.7	219.0	6.2	220.1	6.3	231.5	6.1	213.3	13.8	286.3	14.6	308.4	11.7	229.0	8.2	233.4	8.8	249.3	6.7	193.7
5.2	167.3	-	-	5.2	167.3	8.8	252.2	2.5	237.7	10.3	255.7	3.3	209.1	2.0	196.0	3.6	212.1	6.1	190.5	5.8	198.0	6.2	187.8	14.7	273.7	15.1	298.8	14.0	231.8	8.3	217.5	9.2	234.5	6.2	177
7.5	210.9	3.2	217.9	8.0	210.1	7.6	265.7	6.4	236.4	7.7	267.8	7.6	221.4	5.5	215.8	8.3	223.0	6.3	203.5	6.2	215.1	6.4	198.6	15.8	279.8	16.5	306.3	13.9	212.3	8.4	234.6	8.7	257.9	7.7	192
5.2	199.6	20.5	360.5	4.6	193.3	8.1	217.9	7.5	295.2	8.2	210.2	1.3	174.2	-	-	1.3	174.2	4.5	210.1	3.5	216.5	4.9	207.9	15.4	320.7	17.3	353.6	9.7	223.8	9.0	257.8	9.3	268.9	7.3	193.8
10.9	238.9	2.1	192.2	11.1	239.9	9.8	275.2	9.0	304.7	10.4	256.2	6.1	226.7	4.1	241.7	6.4	224.1	6.7	228.7	5.9	244.5	7.2	219.9	15.4	321.4	16.6	347.2	11.8	244.1	10.2	288.7	11	313.1	8	226.3
10.4	202.9	2.5	202.4	10.5	202.9	13.8																													



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

資料7

# 「地域における公益的な取組」 について

# 「地域における公益的な取組」が求められる背景

## 福祉ニーズの 多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

## 社会福祉法人 の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

## 社会福祉法人 の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人**(社会福祉法第24条)

## 社会福祉法人の 本旨に基づき 無料又は低額な料 金により福祉サー ビスを提供する 責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

# 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

## 【社会福祉法人】



### 地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

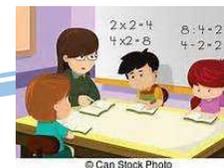
(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 「地域における公益的な取組」の考え方について

【「地域における公益的な取組」について(平成28年6月1日社援基発0601 第1号)】(抜粋)

- 次の事例は、「地域における公益的な取組」の該当性について、法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に則して判断。
- なお、①「地域における公益的な取組」は以下の例に限定されるものではないこと、②「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があります。留意。

## ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

## ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

## ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

# 各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

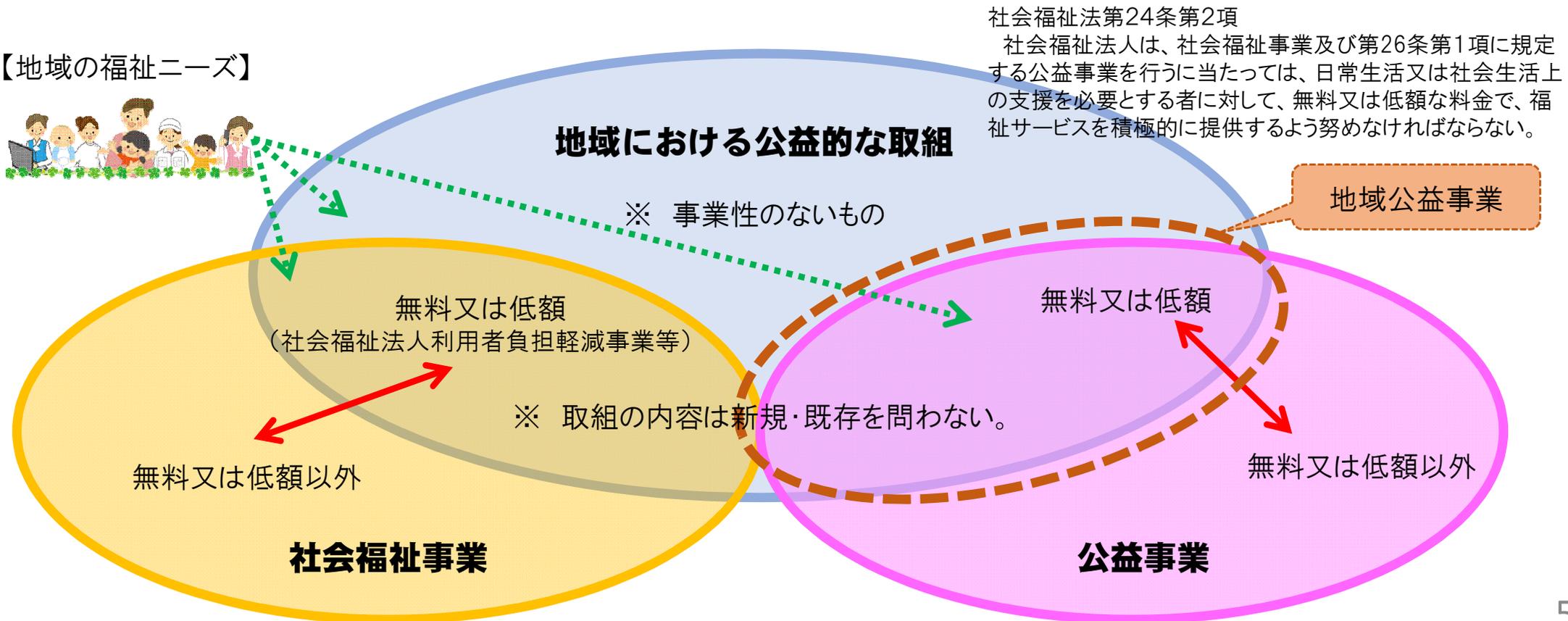
○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

# 改正社会福祉法第24条第2項について

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

## 【地域の福祉ニーズ】





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

H28.11.28社会福祉法人制度改革  
の施行に向けた全国担当者説明会

資料8

# 生活困窮者への支援における 社会福祉法人の取組例

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

### 4. 費用

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**

○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**

○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

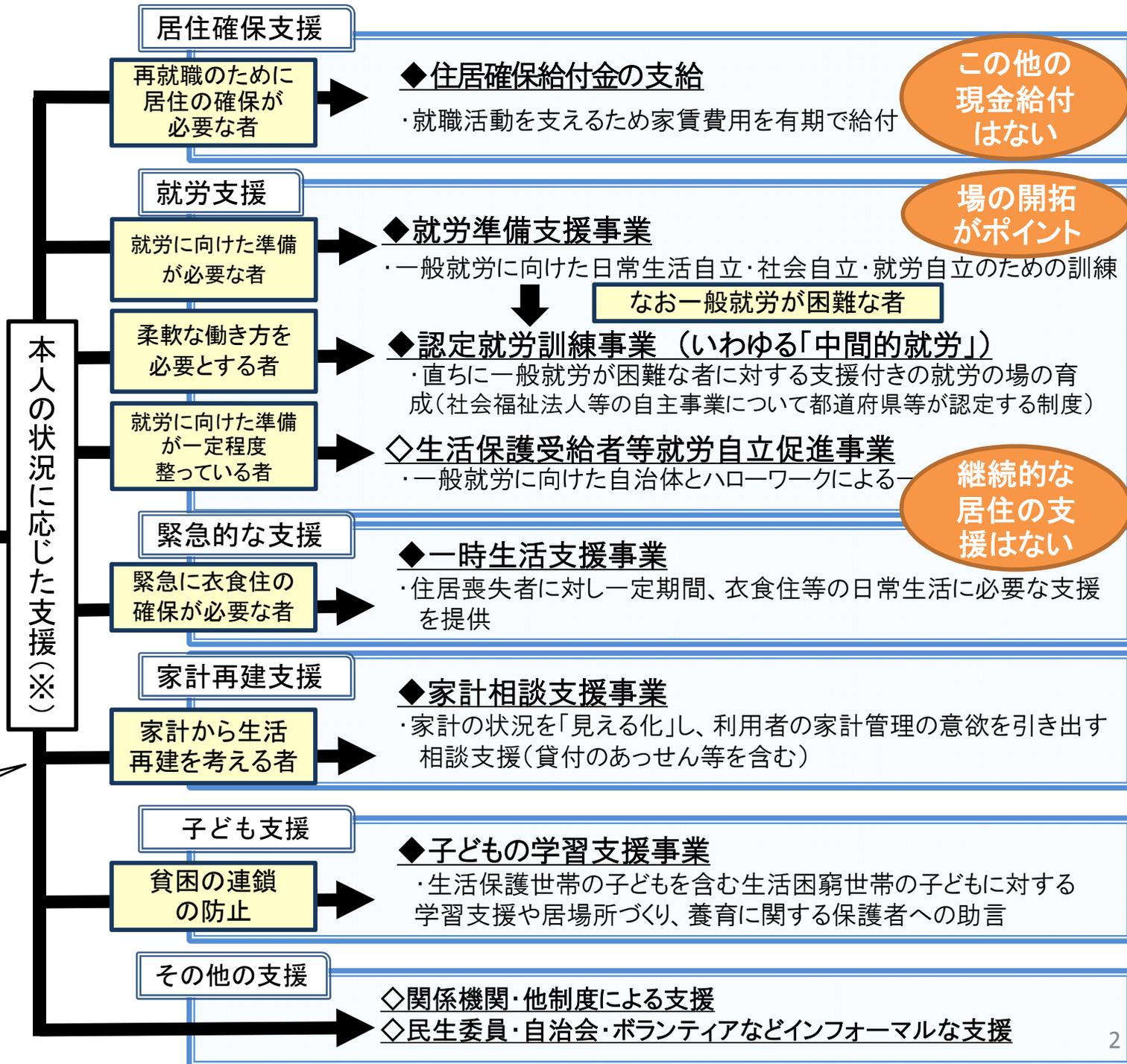
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

## 1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。  
(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

## 2. 住まい確保のための支援

- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(島根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

## 3. 認定就労訓練事業所

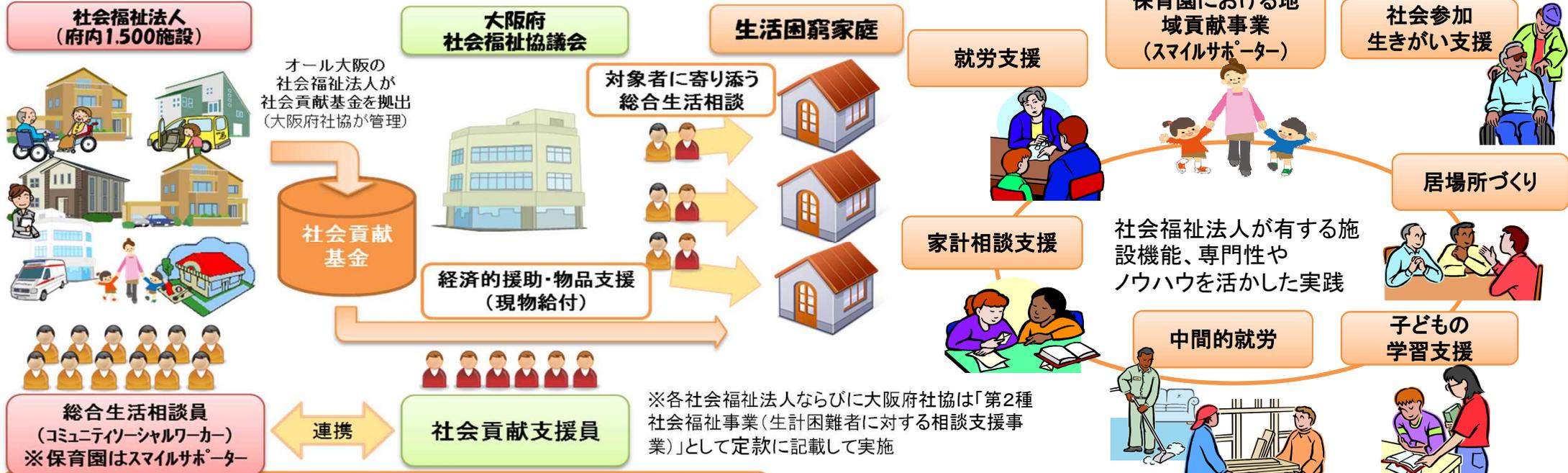
※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設のライン作業や保育園の事務作業、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

# 「大阪しあわせネットワーク(オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業)」概要

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談  
「生活困窮者レスキュー事業」

社会福祉法人(施設)の強みを  
活かした地域貢献事業



＜参考＞社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)12年間の実績  
～生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ～

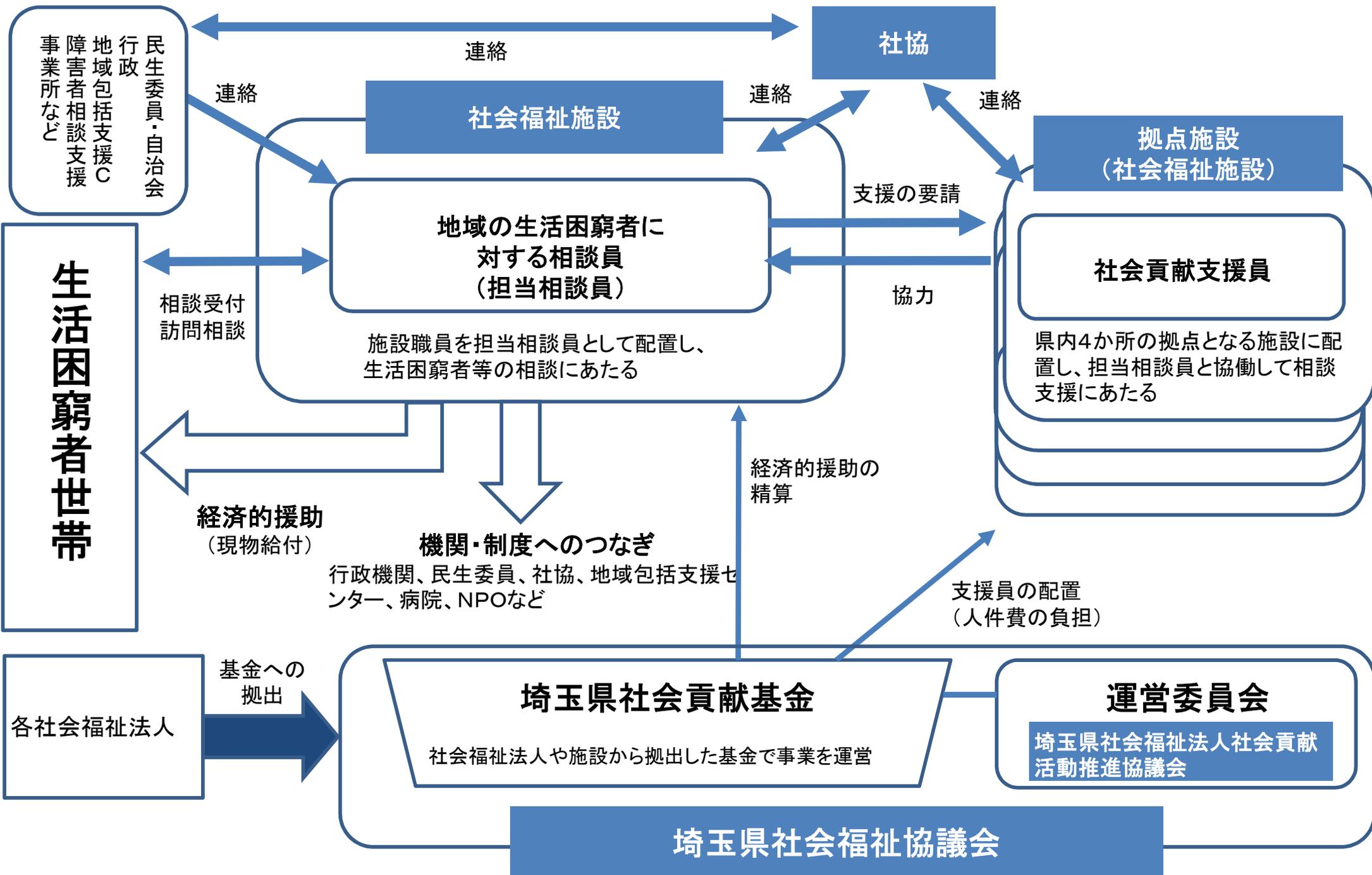
	実績(H16～27)
○対象者に寄り添う総合生活相談(既存制度へのつなぎ、自立支援)	42,000件以上
○緊急的な経済援助(概ね10万円を限度とした食材支援等の現物給付)	6,444世帯以上
○地域住民からの寄付物品(生活家電・日用品等)を活用した物品支援	3,600世帯以上

社会福祉法人が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、社会福祉法人(施設)の特性や強みを活かした実践を開発・展開

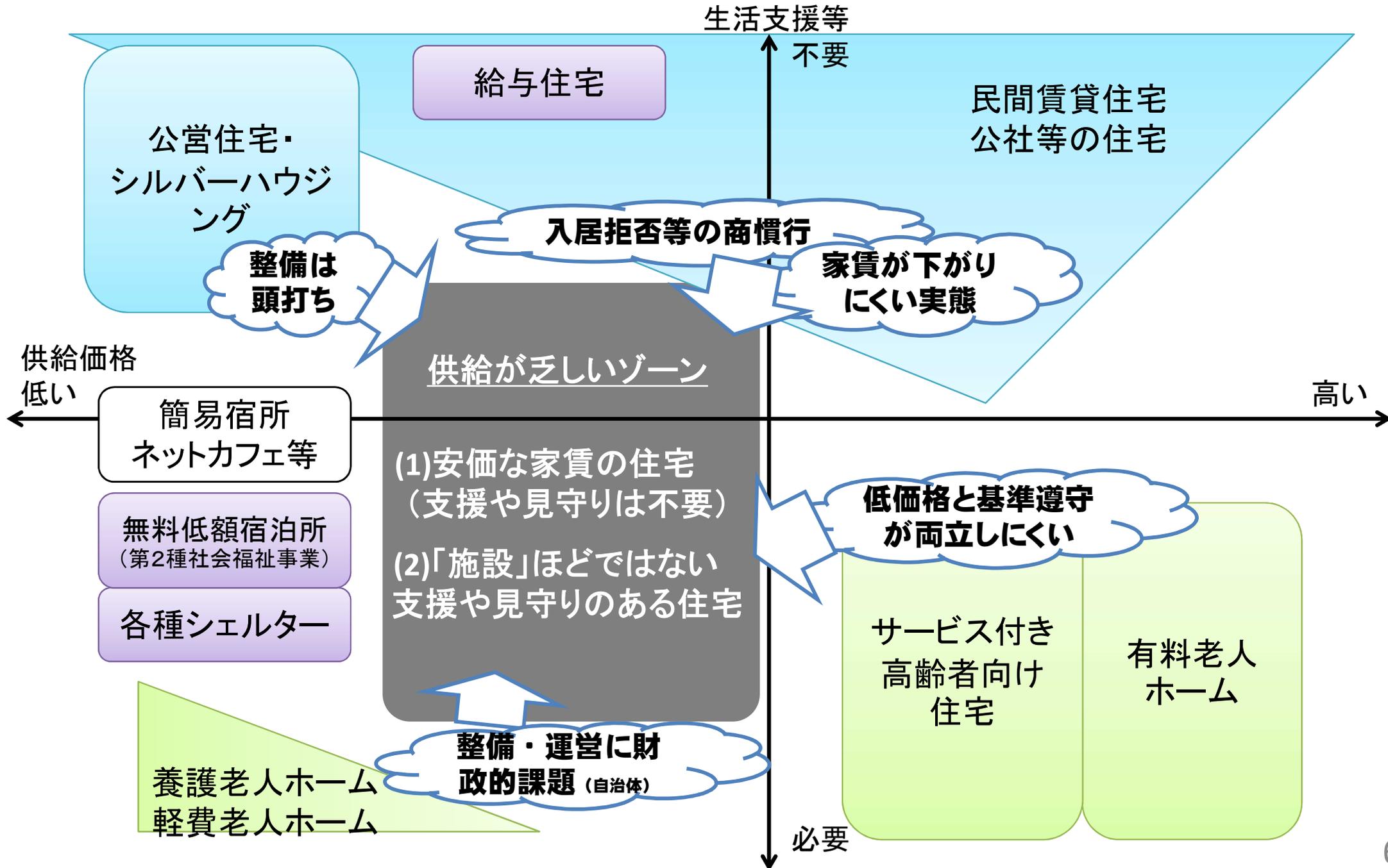
＜事業の趣旨・目的＞

- ◎昨今の社会経済情勢の変化等により、**孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮**など厳しい福祉課題・生活課題が**全国に広がっている**。また、こうした課題に対して、**既存の制度では対応できない“制度の狭間”の生活困窮**も生じている。
- ◎これからの社会福祉法人は、社会福祉施設の経営だけでなく、**社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを活かして地域の様々な課題に積極的に取り組み、他の経営主体との違いを鮮明にし、社会福祉法人の存在感を示す必要がある**。
- ◎今、改めて**社会福祉法人制度創設の理念**に立ち返り、**社会福祉法人の使命**として、府内すべての社会福祉法人、社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かした積極的な支援活動を行い、地域のセーフティネットを担っていくため、**大阪府内のすべての社会福祉法人が参画する「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業(愛称：大阪しあわせネットワーク)」を実施する**。

# 彩の国あんしんセーフティネット事業



# 居住に関する社会資源を巡る課題



# 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

## 1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りが無い、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

## 2. 支援内容

### 【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

### 【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

### 【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集**
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり**
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓**

## 3. 要求

自立相談支援事業（必須事業・国庫負担割合3/4）の加算により対応する

# 認定就労訓練事業について

## 認定の仕組み

**認定主体**  
(都道府県、政令市、中核市)



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

### 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

## 支援のイメージ

### 就 労 訓 練 事 業

非雇用型

雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

一般就労

- (※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
  - ②対象者への必要な相談、指導及び助言
  - ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
  - ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

## 期待される効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

# 認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年9月30日時点)

## (1) 全体状況

認定件数	664件
利用定員合計	2,041名

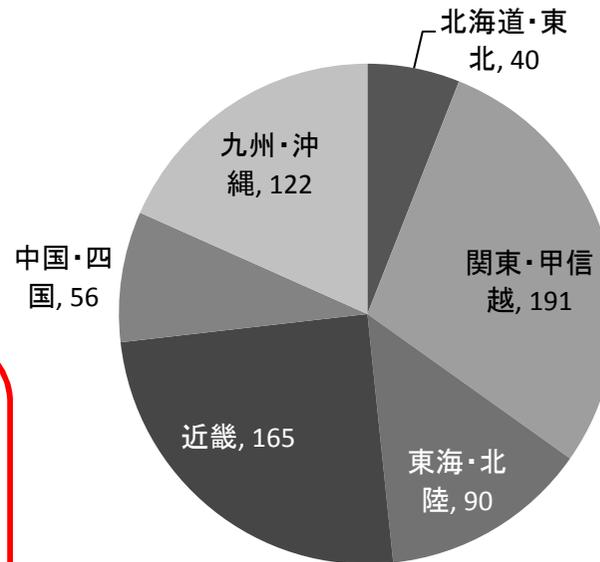
## (4) 法人種別の状況

n=664

社会福祉法人(高齢者関係)	222
社会福祉法人(障害者関係)	80
社会福祉法人(保護施設)	22
社会福祉法人(児童関係)	6
社会福祉法人(その他)	43
NPO法人	117
株式会社	92
生協等協同組合	35
社団法人(公益及び一般)	6
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	4
その他	33

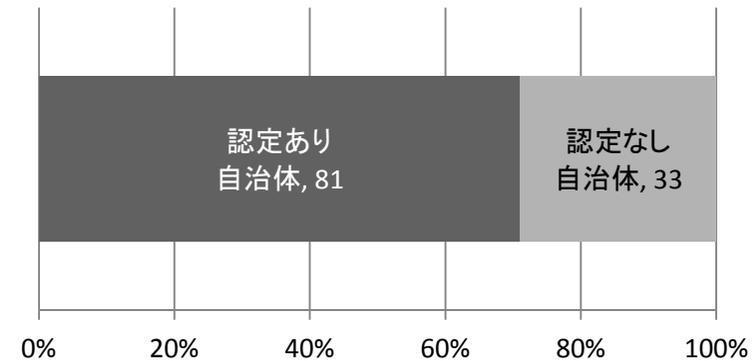
## (2) ブロック別の状況

n = 664



## (3) 認定主体別の状況

n=114自治体



※認定あり81自治体の内訳：  
都道府県35、指定都市14、中核市32

## (5) 予定している主な訓練内容

(n=664、複数回答)

食品製造・加工	40
その他製造	37
クリーニング・リネンサプライ	93
農林漁業関連(加工も含む)	63
印刷関係作業	10

福祉サービスの補助作業	345
事務・情報処理	75
清掃・警備	423
建設作業	3
その他	141

○都道府県別の認定状況  
(平成28年9月30日時点)

北海道	16	滋賀県	7
青森県	5	京都府	2
岩手県	2	大阪府	119
宮城県	9	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	12
福島県	4	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	7
群馬県	1	広島県	20
埼玉県	35	山口県	6
千葉県	47	徳島県	3
東京都	43	香川県	7
神奈川県	39	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	5
富山県	2	福岡県	57
石川県	0	佐賀県	11
福井県	13	長崎県	3
山梨県	0	熊本県	0
長野県	23	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	13
静岡県	21	鹿児島県	11
愛知県	45	沖縄県	25
三重県	9	合計	664

※認定主体(114自治体)別の状況  
(都道府県)

北海道	3	滋賀県	7
青森県	5	京都府	1
岩手県	1	大阪府	65
宮城県	5	兵庫県	3
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	12
福島県	2	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	2
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	32	山口県	6
千葉県	23	徳島県	3
東京都	40	香川県	2
神奈川県	0	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	11
福井県	13	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	16	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	3	鹿児島県	10
愛知県	3	沖縄県	20
三重県	9	47都道府県計	373

(政令指定都市)

札幌市	11
仙台市	4
さいたま市	0
千葉市	13
横浜市	25
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	0
静岡市	2
浜松市	16
名古屋市	38
京都市	1
大阪市	19
堺市	14
神戸市	1
岡山市	2
広島市	6
北九州市	0
福岡市	0
熊本市	0
20指定都市計	166

(中核市)

函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	0	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	3	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	5
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	9
船橋市	4	下関市	0
柏市	7	高松市	5
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	2
富山市	0	久留米市	18
金沢市	0	長崎市	2
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	13
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	5
大津市	0	47中核市計	125



# 改正社会福祉法の施行に向けた 準備進捗等調査について

# 改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査について

## <目的>

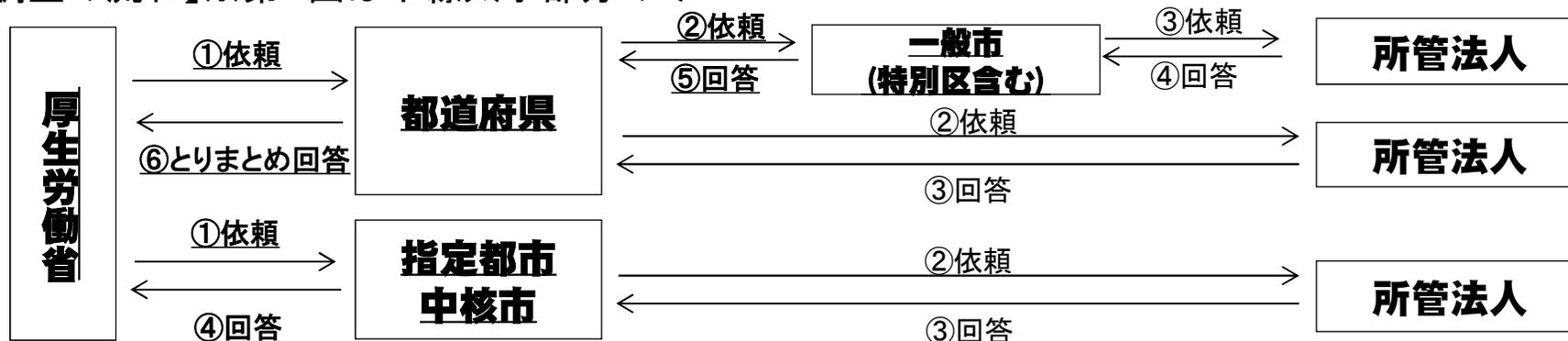
改正社会福祉法の平成29年4月1日施行に向けて、社会福祉法人並びに所轄庁において必要な手続きを進めていただくとともに、厚生労働省として、その準備状況等を把握することにより、必要な支援等を進めていくことを目的とする。

## <(1) ガバナンスに関する調査>

【対象】(第1回)全所轄庁、(第2回)全国の社会福祉法人

【内容】定款変更手続き状況、新評議員選任等の準備状況等に係る項目を設定(別添1参照)

【調査の流れ】※第1回は下線太字部分のみ



## 【調査スケジュール】

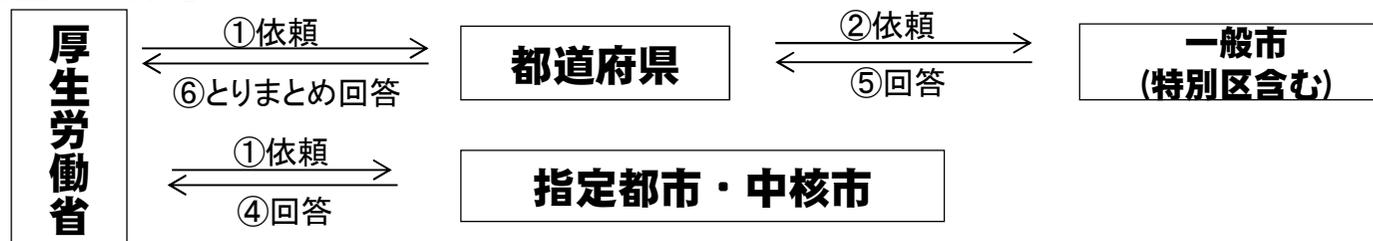
	調査票配布 ＜厚生労働省→所轄庁＞	調査時点	調査票提出 ＜所轄庁→厚生労働省＞	調査結果周知 ＜厚生労働省→所轄庁＞
第1回	平成28年11月28日	平成28年12月1日	平成28年12月15日	平成28年12月下旬
第2回	平成29年 1月15日	平成29年 2月1日	平成29年 2月20日	平成29年 3月上旬

## <(2) 地域協議会等の立ち上げに関する調査>

【対象】 全所轄庁

【内容】 地域協議会等の準備状況等に係る項目を設定(別添2参照)

【調査の流れ】



【調査スケジュール】

調査票配布 ＜厚生労働省→所轄庁＞	調査時点	調査票提出 ＜所轄庁→厚生労働省＞
平成28年11月28日	平成28年12月1日	平成28年12月15日

# 改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査

○ 配布するExcel様式（下表）において、第1回調査は所轄庁欄のみ記入、第2回調査は所轄庁欄の更新及び法人欄の事項について調査（当該様式の法人への回付や法人への聞き取り等による）及び記入の上、報告すること。

← 記入不要 →		← 該当する項目に○を付けること →															
所轄庁欄		法人欄(法人に調査等)															
所轄庁	No.	法人名	平成27年度決算（円単位）		会計監査人見込み	評議員数特例	1. 定款の変更手続			2. 評議員の選任状況			3. 評議員選任・解任委員会の開催状況			4. 税額控除制度	
			サービス活動収益額	負債額			①未申請	②申請中	③認可済	①候補者検討中	②候補者リストアップ済	③候補者決定済み	①開催準備中	②開催準備済	③開催済	証明日①	証明日②
〇〇市	0	〇〇福祉会	1,000,000,000	2,000,000,000												平成23年6月1日	平成28年6月1日
	1																
	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																
	10																
	11																
	12																
	13																
	14																
	15																
	16																
	17																
	18																
	19																
	20																

## 地域協議会等の設置状況調査について

別添2

### 《基本情報》

目 治 体 名	担 当 部 署 名	
ご 担 当 者 名	電 話 番 号	
メールアドレス		

4

《アンケート》 ※選択式の場合は該当する項目に「○」を選択し、記述式の場合は枠内にコメントを記述してください。

1. 地域協議会の準備状況をお答えください。

①設置している	②準備に向けて検討中	③未定
---------	------------	-----

※「設置」とは、地域協議会の設置要綱が定められている状態を指します。

2. 福祉関係の既存協議体を活用する予定の場合、具体的な協議体の名称をお答えください。(記述)

3. 地域協議会の立ち上げ時期をお答えください。

①H28年中	②H29年1～3月	③H29年4～6月	④H29年7月以降	⑤未定
--------	-----------	-----------	-----------	-----

4. 地域協議会の運営主体(予定含む)をお答えください。

①県・市	②社協	③社団法人	④その他(記述)

5-1. 貴庁の区域における地域協議会の区割りをお答えください。

①所轄庁で一つ	②所轄庁の区域内で分割	③他の所轄庁(市)と合同開催	④果が設置する協議会に参加
---------	-------------	----------------	---------------

5-2. 「5-1で『③(合同開催)』とご回答いただいた場合、合同開催の範囲(市単位)をお答えください。(記述)

6. 貴庁の区域における地域協議会の数をお答えください。

①「1」	②「2～5」	③「6～10」	④「10以上」
------	--------	---------	---------

7. 地域協議会の構成員に関してお答えください。

※ 該当する項目に「○」を選択してください。(複数選択可)

① 学識有識者		
② 保健医療福祉サービス事業者		
③ 民生委員・児童委員		
④ サービス利用(予定)者である地域住民		
⑤ 福祉行政職員(町村職員含む。)		
⑥ 社会福祉協議会		
⑦ その他(記述)		

回答欄

8. 地域協議会の審議内容について

※ 該当する項目に「○」を選択してください。(複数選択可)

① 地域の福祉課題に関すること	
② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること	
③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見	
④ 関係機関との連携に関すること	
⑤ 地域公益事業の実施状況の確認、助言	
⑥ 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有	
⑦ 地域の関係者の連携の在り方	
⑧ その他(記述)	

回答欄

9. その他、地域協議会に関するご意見がありましたらご記入ください。





# 社会福祉法人に対する 指導監督の見直し

# 社会福祉法人に対する指導監督の見直し

## 現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



## 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。  
(平成28年3月31日時点)措置済み
- ・ 今後は工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。

## 附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 見直しの方向性

### <考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

### <対応(案)>

#### ①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

#### ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

#### ③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### ④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

## 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

# 社会福祉法人に対する指導監督の見直し(参考)

## 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

### 【事項名】

所轄庁による指導監督の強化

### 【規制改革の内容】

厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その行程表を策定する。

### 【実施時期】

平成26年度検討・結論、平成27年度措置

### 【実施状況】(平成28年3月31日時点)

「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上が図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、監査のガイドラインや監査を担う人材の育成プログラムの策定に係る工程表を策定した。

### 【今後の予定】(平成28年3月31日時点)

工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成27年7月29日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。



# 社会福祉法人が届け出る 「事業の概要等」等の様式について

(案)

雇 児 発 第 第 号 号  
社 援 発 第 第 号 号  
老 発 第 第 号 号  
平成 2 8 年 〇〇 月 〇〇 日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社 会 ・ 援 護 局 長  
老 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（４）において、別に定める様式を用いて届け出ることと定められた「事業の概要等（法第 45 条の 34 第 1 項第 4 号）のうち社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項」（以下「現況報告書」という。）について、別紙のとおり、その様式を定めたので通知いたします。これらの届出に当たっては、局長通知に記載のとおり、施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいことにご留意願います。

また、現況報告書のほか、局長通知において別に定めることとしている様式については、追って通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

現況報告書様式（平成〇〇年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
(7)法人の名称					
(8)主たる事務所の住所					
(9)主たる事務所の電話番号	(11)社たる事務所の有無				
(12)社たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	(14)法人のホームページURL				
(15)法人の設立認可年月日	(16)法人の設立登記年月日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	(2)評議員の現員	(3-6)評議員全員の報酬等の総額			
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	(2)理事の現員	(3-12)理事全員の報酬等の総額									
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特定関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)理事ごとの前年度開催の理事会への出席回数

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	(2)監事の現員	(3-6)監事全員の報酬等の総額				
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)監事ごとの前年度開催の理事会への出席回数

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額



1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1事業 類型コード 分類	①-2拠点 区分コード 分類	②事業所の名称		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業期 始年月日	⑦事業所単 位での定員 数	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数
		③事業所の所在地	③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)					
		ア 建設費	(イ) 自己資金額	(ロ) 補助金額	(ハ) 借入金額	(ニ) 建設費合計額	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕 (1回目)	(ア) 建設年月日 (1回目)	(イ) 自己資金額 (2回目)	(ロ) 補助金額 (3回目)	(ハ) 借入金額 (4回目)	(ニ) 建設費合計額 (5回目)	(イ) 修繕費合計額
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1事業 類型コード 分類	①-2拠点 区分コード 分類	②事業所の名称		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業期 始年月日	⑦事業所単 位での定員 数	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数
		③事業所の所在地	③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)					
		ア 建設費	(イ) 自己資金額	(ロ) 補助金額	(ハ) 借入金額	(ニ) 建設費合計額	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕 (1回目)	(ア) 建設年月日 (1回目)	(イ) 自己資金額 (2回目)	(ロ) 補助金額 (3回目)	(ハ) 借入金額 (4回目)	(ニ) 建設費合計額 (5回目)	(イ) 修繕費合計額
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1事業 類型コード 分類	①-2拠点 区分コード 分類	②事業所の名称		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業期 始年月日	⑦事業所単 位での定員 数	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数
		③事業所の所在地	③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)					
		ア 建設費	(イ) 自己資金額	(ロ) 補助金額	(ハ) 借入金額	(ニ) 建設費合計額	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕 (1回目)	(ア) 建設年月日 (1回目)	(イ) 自己資金額 (2回目)	(ロ) 補助金額 (3回目)	(ハ) 借入金額 (4回目)	(ニ) 建設費合計額 (5回目)	(イ) 修繕費合計額
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	
		ア建設費						
		イ大規模修繕					0	



## 記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

なお、平成29年4月1日施行の項目のうち、「5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況」の「(1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)」、「(1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額」及び「(1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無」、「10. 前会計年度の会計監査の状況」、「12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況」の「(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額」並びに「13. 透明性の確保に向けた取組状況」の「(2) 前会計年度の報酬・補助金の公費の状況」における「①事業運営に係る公費」及び「②施設・設備に係る公費」については、平成29年度は記載不要であること。

### 【共通事項】

○ 母子生活支援施設及び婦人保護施設等、施設所在地を公表することにより、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある事項については、該当する事項を空欄とした上で備置き・閲覧、公表を行うこと。

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、以下に掲げる点に留意すること。

(1) 黄色のセルの入力については、入力候補欄から選択すること。

(2) 「11. 前会計年度における事業等の概要」の「(1) 社会福祉事業の実施状況」における「①-1 事業類型コード分類」において「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合には、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある事項として、「1. 法人基本情報」の「(1) 都道府県区分」、「(2) 市町村区分」、「(3) 所轄庁区分」、「(4) 法人番号」、「(8) 主たる事務所の住所」、「(9) 主たる事務所の電話番号」、「(10) 主たる事務所のFAX番号」及び「(12) 従たる事務所の住所」並びに「11. 前会計年度における事業等の概要」の「(1) 社会福祉事業の実施状況」における「③事業所の所在地」、「(2) 公益事業」における「③事業所の所在地」及び「(3) 収益事業」における「③事業所の所在地」の項目については、システム上で「非公表」の処理を行う。

### 【個別事項】

#### 1. 法人基本情報

(1) 都道府県区分

○ 貴法人の所在都道府県をリストから選択すること(※)。

- (※) 【共通事項】に留意すること。
- (2) 市町村区分
  - 貴法人の所在市区町村をリストから選択すること (※)。
  - (※) 【共通事項】に留意すること。
- (3) 所轄庁区分
  - 本項目は、法人において記載は不要であること。
- (4) 法人番号
  - 貴法人に付与された社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度に係る法人番号を記載すること (※)。
  - (※) 【共通事項】に留意すること。
- (5) 法人区分
  - 貴法人の法人区分を「一般法人」・「社会福祉協議会」・「共同募金会」・「社会福祉事業団」・「その他」のうちから選択すること (※)。
  - (※) 「一般法人」とは、介護保険施設等を主として運営している法人とする。また、「その他」とは、連絡・助成事業等を主として運営している法人とする。
- (6) 活動状況
  - 貴法人の活動状況を「運営中」・「休止」のうちから選択すること。
- (7) 法人の名称
  - 貴法人の名称を正式名称で入力すること。
- (8) 主たる事務所の住所
  - 主たる事務所の住所を記載すること (※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。
  - (※) 【共通事項】に留意すること。
- (9) 主たる事務所の電話番号
  - 貴法人の主たる事務所の電話番号を入力すること。なお、記載に当たっては、市外局番ごとにハイフンで区切ること (※)。
  - (※) 【共通事項】に留意すること。
- (10) 主たる事務所のFAX番号
  - 貴法人の主たる事務所のFAX番号を入力すること。なお、記載に当たっては、市外局番ごとにハイフンで区切ること (※)。

(※) 【共通事項】に留意すること。

- (11) 従たる事務所の有無
  - 従たる事務所の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- (12) 従たる事務所の住所
  - 従たる事務所の住所を記載すること (※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。  
(※) 【共通事項】に留意すること。

- (13) 法人のホームページアドレス
  - 法人のホームページアドレスを記載すること。ホームページを所有していない場合は、「なし」と記載すること。

- (14) 法人のメールアドレス
  - 法人のメールアドレスを記載すること。なお、「問い合わせフォーム」などの形で連絡先を公表し、メールアドレスを所有していない場合は、当該「問い合わせフォーム」の掲載ページアドレスを記載すること。

- (15) 法人の設立認可年月日
  - 法人の設立認可年月日を記載すること。

- (16) 法人の設立登記年月日
  - 法人の設立登記年月日を記載すること。

## 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

- (1) 評議員の定員
  - 評議員の定員を記載すること。

- (2) 評議員の現員
  - 評議員の現員を記載すること。

- (3-1) 評議員の氏名
  - 各評議員の氏名を記載すること。

- (3-2) 評議員の職業
  - 各評議員の現在の職業を記載すること。

(3-3) 評議員任期

- 各評議員の任期を記載すること。なお、「任期」欄について、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-4) 評議員の所轄庁からの再就職状況

- 各評議員の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること(※)。  
(※) 当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象。

(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況

- 各評議員の他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」・「無」のうちから選択すること。

(3-6) 評議員全員の報酬等の総額

- 評議員全員の報酬等の総額を記載すること。

(3-7) 前会計年度における評議員会への出席回数

- 各評議員の評議員会への現に出席した回数を記入すること。

**3. 当該会計年度の初日における理事の状況**

(1) 理事の定員

- 理事の定員を記載すること。

(2) 理事の現員

- 理事の現員を記載すること。

(3-1) 理事の氏名

- 各理事の氏名を記載すること。

(3-2) 理事の役職

- 各理事の役職を「理事長（会長等含む）」・「業務執行理事（常務理事含む）」・「その他理事」のうちから選択すること。

(3-3) 理事長への就任年月日

- 「就任年月日」は、「重任」ではなく、「当初」の就任年月日を記載すること。

(3-4) 理事の常勤・非常勤

- 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。

- (3-5) 理事選任の評議員会議決年月日
  - 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。
- (3-6) 理事の職業
  - 各理事の現在の職業を記載すること。
- (3-7) 理事の所轄庁からの再就職状況
  - 各理事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること(※)。  
(※) 当該法人の所轄庁の課長級以上(一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。)の役職に~~あ~~つた者が対象。
- (3-8) 理事の任期
  - 各理事の任期を記載すること。なお、重任している場合は、直近の任期を記載すること。
- (3-9) 理事要件の区分別該当状況
  - 各理事について、理事要件の区分別該当状況を「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」・「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」・「施設の管理者(施設長)」のうちから選択すること。
- (3-10) 各理事と親族等特殊関係にある者の有無
  - 各理事について、親族等特殊関係にある者の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- (3-11) 理事報酬等の支給形態
  - 各理事の理事報酬等の支給形態を「理事報酬及び職員給与ともに支給」・「理事報酬のみ支給」・「職員給与のみ支給」・「いずれも支給なし」のうちから選択すること。
- (3-12) 理事全員の報酬等の総額
  - 理事全員の報酬等の総額を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を左のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として公表することとして差し支えないこと(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、左のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「有」・「無」のうちから選択の上、右のセルに理事報酬等の総額を記載すること。
- (3-13) 理事毎の前年度開催の理事会への出席回数

- 各理事の理事会への現に出席した回数を記入すること。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

- (1) 監事の定員
  - 監事の定員を記載すること。

- (2) 監事の現員
  - 監事の現員を記載すること。

- (3-1) 監事の氏名
  - 各監事の氏名を記載すること。

- (3-2①) 監事の職業
  - 各監事の現在の職業を記載すること。

- (3-2②) 監事の所轄庁からの再就職状況
  - 各監事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること(※)。(※) 当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象。

- (3-3) 監事選任の評議員会議決年月日
  - 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。

- (3-4) 監事の任期
  - 各監事の任期を記載すること。なお、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

- (3-5) 監事要件の区分別該当状況
  - 各監事について、監事要件の区分別該当状況を以下の項目から選択すること。
    - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（公認会計士）
    - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（税理士）
    - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（その他）
    - ・ 財務管理に識見を有する者（公認会計士）
    - ・ 財務管理に識見を有する者（税理士）
    - ・ 財務管理に識見を有する者（その他）

- (3-6) 監事報酬の報酬等の総額
  - 監事全員の報酬等の総額を記載すること。

- (3-7) 監事ごとの前年度開催の理事会への出席回数  
○ 各監事の理事会への現に出席した回数を記入すること。

**5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況**

- (1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)  
○ 前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名) を記載すること。

- (1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額  
○ 前会計年度の会計監査人の監査報酬額を記載すること。

- (1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無  
○ 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

- (2-1) 当会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)  
○ 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人を決定している場合について記入すること。

- (2-2) 当会計年度の会計監査人の監査報酬額  
○ 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人の報酬額を決定している場合について記入すること。

**6. 当該会計年度の初日における職員の状況**

- (1) 法人本部職員の数

- ①常勤専従者の実数  
○ 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

- ②常勤兼務者の実数及び常勤換算数  
○ 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位を四捨五入した数をいう。

③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位を四捨五入した数をいう。

(2) 施設・事業所職員の人数

①常勤専従者の実数

- 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

②常勤兼務者の実数及び常勤換算数

- 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位を四捨五入した数をいう。

③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位を四捨五入した数をいう。

**7. 前会計年度の評議員会の状況**

(1) 評議員会ごとの評議員会開催年月日

- 評議員会ごとの評議員会開催年月日を記載すること。

(2) 評議員会ごとの理事・監事・会計監査人別の出席者数

- 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。

(3) 評議員会ごとの監事の出席の有無

- 評議員会ごとの監事の出席の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(4) 評議員会ごとの決議事項

- 評議員会ごとの決議事項を記載すること。

(5) うち開催を省略した回数

- 法第45条の9第10項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

#### 8. 前会計年度の理事会の状況

- (1) 理事会ごとの理事会開催年月日
  - 理事会ごとの理事会開催年月日を記載すること。
- (2) 理事会ごとの理事・監事別の出席者数
  - 「出席者数」欄には実際に理事会に出席した人数を記載すること。
- (3) 理事会ごとの監事の出席の有無
  - 理事会ごとの監事の出席の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
- (4) 理事会ごとの決議事項
  - 「決議事項」欄について、理事長の専決事項に係る理事会への報告については記載する必要はないこと。
- (5) うち開催を省略した回数
  - 法第45条の14第9項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

#### 9. 前会計年度の監事監査の状況

- (1) 監事監査を実施した監事の氏名
  - 監事監査を実施した監事の氏名を記載すること。
- (2) 監査報告により求められた改善すべき事項
  - 監査報告により求められた改善すべき事項を記載すること。
- (3) 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応
  - 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応内容を記載すること。

#### 10. 前会計年度の会計監査の状況

- 「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」における「③業務内容」で、「ア公認会計士又は監査法人による、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）に準じた会計監査」を選択した場合についても、本項目を記載すること。

- (1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

- 会計監査人による会計監査報告における意見を「無限定適正意見」・「除外事項を付した限定付適正意見」・「不適正意見」・「意見不表明」のうちから選択すること。
- (2) 会計監査人による監査報告書
  - 会計監査人による監査報告書を、現況報告書と併せて所轄庁に届出を行うこと。
  - (※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該システムに監査報告書をPDFファイルにより添付すること。

**11. 前会計年度における事業等の概要**

(1) 社会福祉事業の実施状況

(①-1) 事業類型コード分類

- 改正法に基づき実施する事業を記載すること (※)。
- (※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を選択すること。

(①-2) 拠点区分コード分類

- 法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること (※)。
- (※) 【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

○ 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては記載不要であること。

⑧年間（４月～３月）利用者数延べ総数

○ 年間（４月～３月）の利用者数の延べ総数を記載すること。

⑨社会福祉施設等の建築等の状況

○ 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること。（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）

ア 建築費

(ア) 建築年月日

○ 建築年月日を記載すること。なお、建替を行った場合は建替年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

○ 建築に要した自己資金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

○ 建築に要した補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む）を記載すること。

(エ) 借入金額

○ 建築に要した、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建築費合計額

○ 建築費の合計額を記載すること（※）。

（※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、（イ）～（エ）を記載すると自動計算される。

イ 大規模修繕

○ ここでいう大規模修繕とは、以下のものに限られるものであること。

- ① 施設の一部ではなく全体など広範囲にわたって工事を行ったもの
- ② 応急的・一時的な対応ではないもの
- ③ 点検などメンテナンス行為でないもの

(ア) ー 1 ～ 5 修繕年月日（１～５回目）

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア) で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。） 。 正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

ウ 延べ床面積

- (ア) で記載した建築物の延べ床面積を記載すること。なお、大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(2) 公益事業

(①-1) 事業類型コード分類

- 改正法に基づき実施する事業を記載すること (※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を選択すること。なお、リストに適切な分類項目がない場合、「サービスタイト」シートに当該事業名を記載のうえ、改めてリストから当該事業を選択すること。

(①-2) 拠点区分コード分類

- 法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること (※)。
- (※) 【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日

を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては記載不要であること。

⑧年間（４月～３月）利用者数延べ総数

- 年間（４月～３月）の利用者数の延べ総数を記載すること。

⑨社会福祉施設等の建築等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること。（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）

ア 建築費

(ア) 建築年月日

- 建築年月日を記載すること。なお、建て替えを行った場合は建替年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建築に要した自己資金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建築に要した補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む）を記載すること。

(エ) 借入金額

- 建築に要した、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建築費合計額

- 建築費合計額を記載すること（※）。
- （※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、（イ）～（エ）を記載すると自動計算される。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、以下のものに限られるものであること。
  - ① 施設の一部ではなく全体など広範囲にわたって工事を行ったもの
  - ② 応急的・一時的な対応ではないもの

③ 点検などメンテナンス行為でないもの

- (ア) ー1～5 修繕年月日（1～5回目）
- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア) で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

ウ 延べ床面積

- (ア) で記載した建築物の延べ床面積を記載すること。なお、大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) 収益事業

(①-1) 事業類型コード分類

- 改正法に基づき実施する事業を記載すること（※）。
- （※） 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を選択すること。なお、リストに適切な分類項目がない場合、「サービスタイプ」シートに当該事業名を記載のうえ、改めてリストから当該事業を選択すること。

(①-2) 拠点区分コード分類

- 法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること（※）。
- （※）【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「自治体から賃借」・「民間から賃借」・「自己所有」のうちから選択すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては記載不要であること。

⑧年間（４月～３月）利用者数延べ総数

- 年間（４月～３月）の利用者数の延べ総数を記載すること。

⑨社会福祉施設等の建築等の状況

ア 建築費

(ア) 建築年月日

- 建築年月日を記載すること。なお、建て替えを行った場合は建替年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建築に要した自己資金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建築に要した補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む）を記載すること。

(エ) 借入金額

- 建築に要した、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。なお、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建築費合計額

- 建築費合計額を記載すること（※）。

（※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、（イ）～（エ）を記載すると自動計算される。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、以下のものに限られるものであること。

- ① 施設の一部ではなく全体など広範囲にわたって工事を行ったもの
- ② 応急的・一時的な対応ではないもの

③ 点検などメンテナンス行為でないもの

- (ア) ー1～5 修繕年月日（1～5回目）
- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア) で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

ウ 延べ床面積

- (ア) で記載した建築物の延べ床面積を記載すること。なお、大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

11-2. うち地域における広域的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類

- 改正法に基づき実施する事業を記載すること（※）。
- （※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を選択すること。なお、リストに適切な分類項目がない場合、「サービスタイプ」シートに当該事業名を記載のうえ、改めてリストから当該事業を選択すること。

②取組の名称

- 取組名称を記載すること。なお、①と同様の内容を記載することとなる場合は、記載を省略して差し支えない。

③取組の実施場所

- 取組の実施場所を記載すること。

④取組内容

- 取組内容を記載すること。

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額

- 社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。

(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）

○ 検討の第1順位である、社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）の計画額を記載すること。

②地域公益事業

○ 検討の第2順位である、地域公益事業の計画額を記載すること。

③公益事業

○ 検討の第3順位である、公益事業の計画額を記載すること。

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）

○ 検討の第1順位である、社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）への前年度の実績額を記載すること。

②地域公益事業

○ 検討の第2順位である、地域公益事業への前年度の実績額を記載すること。

③公益事業

○ 検討の第3順位である、公益事業への前年度の実績額を記載すること。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の充実計画がある場合には、最初に開始する事業の開始時期及び最後に終了する事業の終了時期を記載すること。

### 13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告

○ 事業報告の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊧財産目録

○ 財産目録の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊨事業計画書

○ 事業計画書の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

①第三者評価結果

○ 第三者評価結果の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊦苦情処理結果

○ 苦情処理結果の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費

○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(介護保険事業収入)

- ・施設介護料収入：介護報酬収入、利用者負担金収入(公費)
- ・居宅介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入(公費)、介護予防負担金収入(公費)

・地域密着型介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入(公費)、介護予防負担金収入(公費)

- ・居宅介護支援介護料収入：居宅介護支援介護料収入、介護予防支援介護料収入
- ・介護予防・日常生活支援総合事業収入：事業費収入、事業負担金収入(公費)
- ・利用者等利用料収入：食費収入(公費)、食費収入(特定)、居住費収入(公費)、居住費収入(特定)
- ・その他の事業収入：補助金事業収入(公費)、市町村特別事業収入(公費)、受託事業収入(公費)

(老人福祉事業収入)

- ・措置事業収入：事務費収入、事業費収入
- ・運営事業収入：補助金事業収入(公費)

(児童福祉事業収入)

- ・措置費収入：事務費収入、事業費収入
- ・その他の事業収入：補助金事業収入(公費)、受託事業収入(公費)

(保育事業収入)

- ・施設型給付費収入：施設型給付費収入
- ・特例施設型給付費収入：特例施設型給付費収入
- ・地域型保育給付費収入：地域型保育給付費収入
- ・特例地域型保育給付費収入：特例地域型保育給付費収入
- ・委託費収入
- ・利用者等利用料収入：利用者等利用料収入(公費)

- ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）  
（障害福祉サービス等事業収入）
- ・ 自立支援給付費収入：介護給付費収入、特例介護給付費収入、訓練等給付費収入、特例訓練等給付費収入、地域相談支援給付費収入、特例地域相談支援給付費収入、計画相談支援給付費収入、特例計画相談支援給付費収入
- ・ 障害児施設給付費収入：障害児通所給付費収入、障害児入所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、特例障害児相談支援給付費収入
- ・ 補足給付費収入：特定障害者特別給付費収入、特例特定障害者特別給付費収入、特定入所障害児食費等給付費収入
- ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）  
（生活保護事業収入）
- ・ 措置費収入：事務費収入、事業費収入
- ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）  
（医療事業収入）
- ・ 入院診療収入（公費）
- ・ 外来診療収入（公費）
- ・ 訪問看護療養費収入（公費）
- ・ その他の医療事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）  
（〇〇事業収入）
- ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

②施設・設備に係る公費

- 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。
- （※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

- （借入金利息補助金収入）
- ・ 借入金利息補助金収入  
（施設整備等補助金収入）
- ・ 施設整備等補助金収入
- ・ 設備資金借入金元金償還補助金収入

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額

- 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額（各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和）を記載すること。なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。

(3) 法人の設置する施設が提供するサービス向上に向けた取組の状況

①福祉サービスの第三者評価等の受審の有無

○ 福祉サービスの第三者評価等の受審の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

②直近の受審年度

○ 直近の第三者評価等の受審年度を記載すること。

#### 14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

○ 実施者の区分を「公認会計士」・「監査法人」・「税理士」・「税理士法人」のうちから選択すること。なお、この他の組織体の実施者である場合、実際に業務を行った「公認会計士」もしくは「税理士」を選択すること。

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

○ 実施者の氏名を記載すること。なお、①で「監査法人」もしくは「税理士法人」を選択した場合は法人名を記載すること。

③業務内容

○ 以下の項目から、該当する業務内容を選択すること。

ア 公認会計士又は監査法人による、改正法に準じた会計監査（※）

イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援

ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

（※）「ア 公認会計士又は監査法人による、改正法に準じた会計監査」を選択した場合、「10. 前会計年度の会計監査の状況」の項目において、「(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分」を選択するとともに、「(2) 会計監査人による監査報告書」を添付すること。

④費用（年額）

○ 業務を実施するに当たり要した費用（年額）を記載すること。

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

○ 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。

②実施した改善内容

- 「①所轄庁から求められた改善事項」を踏まえ、実施した改善内容を記載すると。

**15. 退職手当制度の加入状況等**

- 以下の内容から、加入している制度を記入すること（複数回答可）。
  - ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（独）福祉医療機構）に加入
    - 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（独）福祉医療機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
  - ②中小企業退職金共済制度（独）勤労者退職金共済機構）に加入
    - 中小企業退職金共済制度（独）勤労者退職金共済機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
  - ③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入
    - 特定退職金共済制度（商工会議所）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
  - ④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入
    - 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
  - ⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）
    - その他の退職手当制度への加入している場合、文字列でその制度名等を入力すること。
    - (※) 「その他」とは①～④以外のことを指す
  - ⑥法人独自で退職手当制度を整備
    - 法人独自での退職準備金の積立の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。
  - ⑦退職手当制度には加入せず、退職準備金の積立も行っていない
    - 退職手当制度には加入せず、退職準備金の積立も行っていない場合「有」を、①～⑥のいずれかで「有」を選択している場合は「無」を選択すること。

**その他留意事項**

○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1. 法人基本情報 (4月1日現在) : 全項目 【共通事項】に留意すること。
2. 当該会計年度の初日における評議員の状況 : (3-2)、(3-4) 及び (3-5) を除く項目
3. 当該会計年度の初日における理事の状況 : (3-6)、(3-7) 及び (3-11) を除く項目
4. 当該会計年度の初日における監事の状況 : (3-2) ①及び (3-2) ②を除く項目
5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況 : (1-2) 及び (2-2) を除く項目
6. 当該会計年度の初日における職員の状況 : 全項目
7. 前会計年度の評議員会の状況 : 全項目
8. 前会計年度の理事会の状況 : 全項目
9. 前会計年度の監事監査の状況 : 全項目
10. 前会計年度の会計監査の状況 : (1) のみ
11. 前会計年度における事業等の概要 : (1) から (3) の全てについて、⑨を除く項目

【共通事項】に留意すること。

- 11-2. うち地域における広域的な取組 (地域公益事業含む) (再掲) : 全項目
12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 : 全項目
13. 透明性の確保に向けた取組状況 : 全項目
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況 : (1) ⑤を除く項目
15. その他 : 該当項目無し